

松戸市子どもの未来応援プラン
(松戸市子どもの貧困対策計画)
(案)

平成30年3月
松 戸 市

●市長挨拶

目次

第1章 計画策定の概要

- 1 計画策定の背景と目的.....6
- 2 計画の位置づけ.....12

第2章 本市における子育て世帯の現状

- 1 子育て世帯生活実態調査.....14

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本目標.....54
- 2 基本目標を実現するための施策の体系.....55

第4章 施策の展開

- 1 社会全体で応援.....68
- 2 支援につながる.....71
- 3 学びを応援.....75
- 4 生活を応援.....83
- 5 仕事を応援.....90
- 6 住まいを応援.....95

第5章 計画の推進

- 1 計画の推進体制.....100
- 2 計画の進捗管理.....100

参考資料

- 1 子どもの貧困対策の推進に関する法律.....102
- 2 子どもの貧困対策に関する大綱.....105
- 3 子供の貧困に関する指標.....107
- 4 すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト.....109
- 5 松戸市子どもの未来応援プラン策定経過.....110
- 6 子どもを取り巻く現状.....115
- 7 ひとり親家庭へのアンケート調査.....124
- 8 支援者ヒアリング.....136
- 9 松戸市子どもの未来応援会議条例.....137
- 10 松戸市子どもの未来応援会議委員名簿.....139
- 11 松戸市子どもの未来応援検討チーム名簿.....140

第1章

計画策定の概要

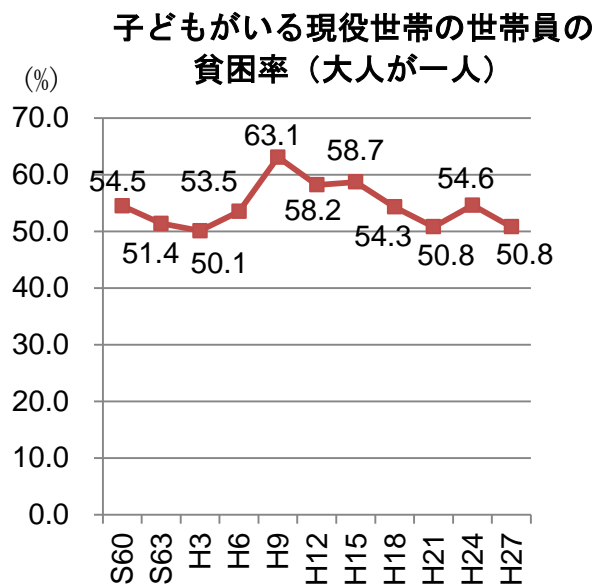
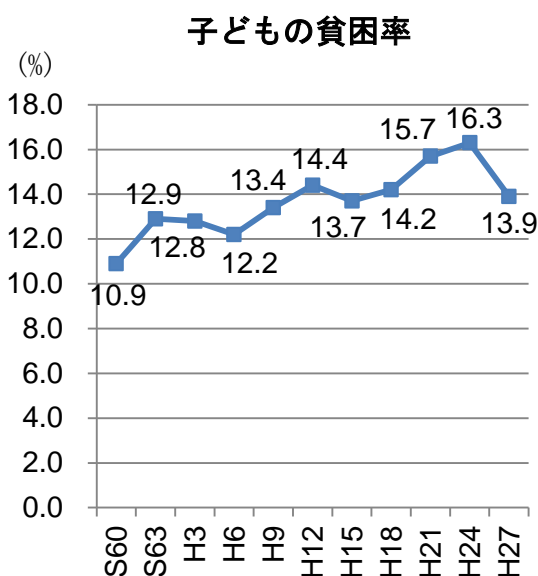
1 計画策定の背景と目的

厚生労働省の国民生活基礎調査によりますと、昭和60年に10.9%だった子どもの相対的貧困率（以下、「貧困率」という。）は年々増え続け、平成24年には16.3%にまで増加し、平成28年には13.9%と改善されました。しかし、未だに7人に1人の子どもが貧困の状況にあると報告されています。

また、子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満）のうち大人が一人の世帯の貧困率は50.8%と、半数以上の世帯が貧困の状況であると報告されています。

さらに、子どもの貧困率を国際的に比較しても、平成22年（2010年）OECD加盟国34カ国の中で、日本は25位、大人が一人の世帯の貧困率は33位と先進国の中でも厳しい状況にあります。

【貧困率の推移】



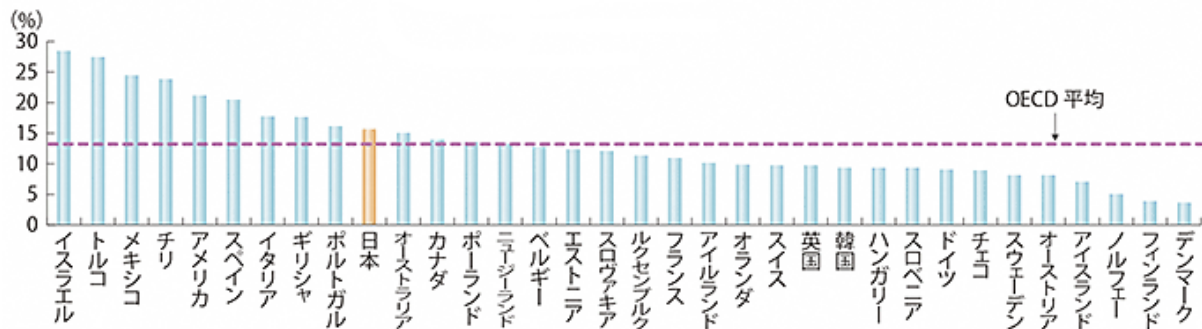
（出典：厚生労働省ホームページ「平成28年国民生活基礎調査の概況」）

【相対的貧困率とは】

国民生活基礎調査における相対的貧困率は、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合をいいます。

貧困線とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額をいいます。

【相対的貧困率の国際比較・子どもの貧困率（2010年）】



【相対的貧困率の国際比較・全体（2010年）】

相対的貧困率			子どもの貧困率			子どもがいる世帯の相対的貧困率								
順位	国名	割合	順位	国名	割合	合計			大人が一人			大人が二人以上		
順位	国名	割合	順位	国名	割合	順位	国名	割合	順位	国名	割合	順位	国名	割合
1	チェコ	5.8	1	デンマーク	3.7	1	デンマーク	3.0	1	デンマーク	9.3	1	ドイツ	2.6
2	デンマーク	6.0	2	フィンランド	3.9	2	フィンランド	3.7	2	フィンランド	11.4	1	デンマーク	2.6
3	アイスランド	6.4	3	ノルウェー	5.1	3	ノルウェー	4.4	3	ノルウェー	14.7	3	ノルウェー	2.8
4	ハンガリー	6.8	4	アイスランド	7.1	4	アイスランド	6.3	4	スロヴァキア	15.9	4	フィンランド	3.0
5	ルクセンブルク	7.2	5	オーストリア	8.2	5	オーストリア	6.7	5	英国	16.9	5	アイスランド	3.4
6	フィンランド	7.3	5	スウェーデン	8.2	6	スウェーデン	6.9	6	スウェーデン	18.6	6	スウェーデン	4.3
7	ノルウェー	7.5	7	チェコ	9.0	7	ドイツ	7.1	7	アイルランド	19.5	7	オーストリア	5.4
7	オランダ	7.5	8	ドイツ	9.1	8	チェコ	7.6	8	フランス	25.3	7	オランダ	5.4
9	スロヴァキア	7.8	9	スロベニア	9.4	9	オランダ	7.9	8	ポーランド	25.3	9	フランス	5.6
10	フランス	7.9	9	ハンガリー	9.4	10	スロベニア	8.2	10	オーストリア	25.7	10	チェコ	6.0
11	オーストリア	8.1	9	韓国	9.4	11	フランス	8.7	11	アイスランド	27.1	11	スロベニア	6.7
12	ドイツ	8.8	12	英国	9.8	11	スイス	8.7	12	ギリシャ	27.3	12	スイス	7.2
13	アイルランド	9.0	12	スイス	9.8	13	ハンガリー	9.0	13	ニュージーランド	28.8	13	ハンガリー	7.5
14	スウェーデン	9.1	14	オランダ	9.9	14	英国	9.2	14	ポルトガル	30.9	13	ベルギー	7.5
15	スロベニア	9.2	15	アイルランド	10.2	15	アイルランド	9.7	15	メキシコ	31.3	15	ニュージーランド	7.9
16	スイス	9.5	16	フランス	11.0	16	ルクセンブルク	9.9	15	オランダ	31.3	15	ルクセンブルク	7.9
17	ベルギー	9.7	17	ルクセンブルク	11.4	17	ニュージーランド	10.4	17	スイス	31.6	15	英国	7.9
18	英国	9.9	18	スロヴァキア	12.1	18	ベルギー	10.5	18	エストニア	31.9	18	アイルランド	8.3
19	ニュージーランド	10.3	19	エストニア	12.4	19	スロヴァキア	10.9	19	ハンガリー	32.7	19	オーストラリア	8.6
20	ポーランド	11.0	20	ベルギー	12.8	20	エストニア	11.4	20	チェコ	33.2	20	カナダ	9.3
21	ポルトガル	11.4	21	ニュージーランド	13.3	21	カナダ	11.9	21	スロベニア	33.4	21	エストニア	9.7
22	エストニア	11.7	22	ポーランド	13.6	22	ポーランド	12.1	22	ドイツ	34.0	22	スロヴァキア	10.7
23	カナダ	11.9	23	カナダ	14.0	23	オーストラリア	12.5	23	ベルギー	34.3	23	ポーランド	11.8
24	イタリア	13.0	24	オーストラリア	15.1	24	ポルトガル	14.2	24	イタリア	35.2	24	日本	12.7
25	ギリシャ	14.3	25	日本	15.7	25	日本	14.6	25	トルコ	38.2	25	ポルトガル	13.1
26	オーストラリア	14.5	26	ポルトガル	16.2	26	ギリシャ	15.8	26	スペイン	38.8	26	アメリカ	15.2
27	韓国	14.9	27	ギリシャ	17.7	27	イタリア	16.6	27	カナダ	39.8	26	ギリシャ	15.2
28	スペイン	15.4	28	イタリア	17.8	28	アメリカ	18.6	28	ルクセンブルク	44.2	28	イタリア	15.4
29	日本	16.0	29	スペイン	20.5	29	スペイン	18.9	29	オーストラリア	44.9	29	チリ	17.9
30	アメリカ	17.4	30	アメリカ	21.2	30	チリ	20.5	30	アメリカ	45.0	30	スペイン	18.2
31	チリ	18.0	31	チリ	23.9	31	メキシコ	21.5	31	イスラエル	47.7	31	メキシコ	21.0
32	トルコ	19.3	32	メキシコ	24.5	32	トルコ	22.9	32	チリ	49.0	32	トルコ	22.6
33	メキシコ	20.4	33	トルコ	27.5	33	イスラエル	24.3	33	日本	50.8	33	イスラエル	23.3
34	イスラエル	20.9	34	イスラエル	28.5	-	韓国	-	-	韓国	-	-	韓国	-
	OECD平均	11.3		OECD平均	13.3		OECD平均	11.6		OECD平均	31.0		OECD平均	9.9

(出典) OECD (2014) Family database "Child poverty"
 (注) ハンガリー、アイルランド、日本、ニュージーランド、スイス、トルコの数値は2009年、チリの数値は2011年。

このような中、国においては、平成25年6月に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）」が全会一致で成立し、平成26年に施行されました。

(1) 国の動向

① 子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下、「法」という。）の制定

○目的（第1条）

この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

○基本理念（第2条）

子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

○地方公共団体の責務（第4条）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

○子どもの貧困対策に関する大綱（第8条）

政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針

二 子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

三 教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項

四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

3 内閣総理大臣は、大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、大綱を公表しなければならない。

- 5 前二項の規定は、大綱の変更について準用する。
- 6 第二項第二号の「子どもの貧困率」及び「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」の定義は、政令で定める。

② 子供の貧困対策に関する大綱の策定

国においては、平成26年4月、同法に基づき、内閣総理大臣を会長とした「子供の貧困対策会議」を開催し、子供の貧困対策に関する大綱（案）を作成することとしました。

また、大綱（案）の作成に資するため、内閣府特命担当大臣の決定により、子供の貧困対策に関し優れた見識を有する者や、貧困の状況にある世帯に属する者、これらの者を支援する団体等で構成される「子供の貧困対策に関する検討会」を4回開催し、幅広く関係者から意見聴取が行われました。

検討会において整理された「大綱案に盛り込むべき事項について（意見の整理）」を受け、平成26年8月に全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進するため「子供の貧困対策に関する大綱（以下、「大綱」という。）が閣議決定されました。

○大綱の基本的な方針

1. 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
2. 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
3. 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。
4. 子供の貧困に関する指標を設定し、その改善に向けて取り組む。
5. 教育の支援では、「学校」を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図る。
6. 生活の支援では、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることのないよう配慮して対策を推進する。
7. 保護者の就労支援では、家庭で家族が接する時間を確保することや、保護者が働く姿を子供に示すことなどの教育的な意義にも配慮する。
8. 経済的支援に関する施策は、世帯の生活を下支えするものとして位置付けて確保する。
9. 官公民の連携等によって子供の貧困対策を国民運動として展開する。
10. 当面今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

③ すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクトの決定 （すくすくサポート・プロジェクト）

平成27年8月、子供の貧困対策会議において、すべての子どもの安心と希

望の実現に向け、関係省庁が連携して、効果的なひとり親家庭・多子世帯等の自立支援策及び児童虐待防止対策を講じるため、「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト（施策の方向性）及び「児童虐待防止対策強化プロジェクト（施策の方向性）をとりまとめました。

これを踏まえ、同年12月、国として更なる充実策を打ち出すため、「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」を取りまとめ、ひとり親家庭・多子世帯等の自立を応援するとともに、児童虐待防止対策を強化することとしました。

○ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクトの概要

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト（課題と対応）

現状・課題

- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向
- これらの方の自立のためには、
 - ・ 支援が必要な方に行政のサービスを十分に行き届けること
 - ・ 複数の困難な事情を抱えている方が多いため一人一人に寄り添った支援の実施
 - ・ ひとりで過ごす時間が長い子供達に対し、学習支援も含めた温かい支援の実施
 - ・ 安定した就労による自立の実現が必要。

○昭和63年から平成23年の25年間で
母子世帯は1.5倍、父子世帯は1.3倍
(母子世帯84.9万世帯→123.8万世帯、
父子世帯17.3万世帯→22.3万世帯)

○母子世帯の80.6%が就業しており、そのうち47.4%はパート、アルバイト等

○母子世帯の平均年間就労収入(母自身の就労収入)は181万円、平均年間収入(母自身の収入)は223万円

対応

就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援を充実。

① 支援につながる	◆ 自治体窓口のワンストップ化の推進
② 生活を応援	◆ 子どもの居場所づくり ◆ 児童扶養手当の機能の充実 ◆ 養育費の確保支援 ◆ 母子父子寡婦福祉資金の見直し ◆ 多子世帯・ひとり親世帯の保育所等利用における負担軽減
③ 学びを応援	◆ 教育費負担の軽減 ◆ 子供の学習支援の充実 ◆ 学校をプラットフォームとした子供やその家庭が抱える問題への対応
④ 仕事を応援	◆ 就職に有利な資格の取得促進 ◆ ひとり親家庭の親の就労支援 ◆ ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進 ◆ 非正規雇用労働者の育児休業取得促進
⑤ 住まいを応援	◆ ひとり親家庭等に対する住居確保の支援
⑥ 社会全体で応援	◆ 「子供の未来応援国民運動」の推進 ◆ 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援

平成28年通常国会提出を目指す
児童扶養手当法改正法案の

(出典：子どもの貧困対策会議（第4回）資料)

(2) 千葉県の動向

平成27年12月、千葉県においては、法第9条第1項の規定に基づき、子どもの貧困という視点に立ち、すべての子どもが夢と希望を持って成長していける社会を実現するため、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者の就労支援などと併せて、子どもの貧困対策を総合的に推進する「千葉県子どもの貧困対策推進計画」を策定しました。

○千葉県子どもの貧困対策推進計画の概要

① 基本理念

すべての子どもが、そのおかれた環境に左右されることなく、夢と希望をもって成長して、「千葉で生まれ育ってよかった」と思える社会の実現を目指します。

そのため、家庭・学校・地域がそれぞれの立場から責任を自覚し、相互に連携し、社会全体で子どもの成長を支える社会づくりに取り組みます。

② 4つの重点的支援施策

- ・教育の支援：学校を核とした子どもへの支援、就学支援の充実、大学等進学・高等学校中退の子どもに対する支援
- ・生活の支援：保護者への生活支援、子どもの生活や就労への支援、児童養護施設等の子どもへの支援、その他の生活の支援
- ・保護者に対する就労の支援：保護者の就労への支援、保護者の就労に係る資格取得への支援
- ・経済的支援：ひとり親世帯への経済的支援、その他の経済的支援

③ 計画の推進

県、市町村、教育機関や関係機関と連携して計画の推進を図るとともに毎年度、指標の状況や実施状況を確認し、必要に応じ、施策の見直しを行います。

④ 対象地域

千葉県全域

⑤ 計画の期間

平成27年度から平成31年度までの5か年

2 計画の位置づけ

○計画の期間

平成30年度から平成32年度までの3か年

子どもの貧困対策は、喫緊に対応すべき課題であることから、上記の3年間を計画期間とし、集中的に取り組みます。

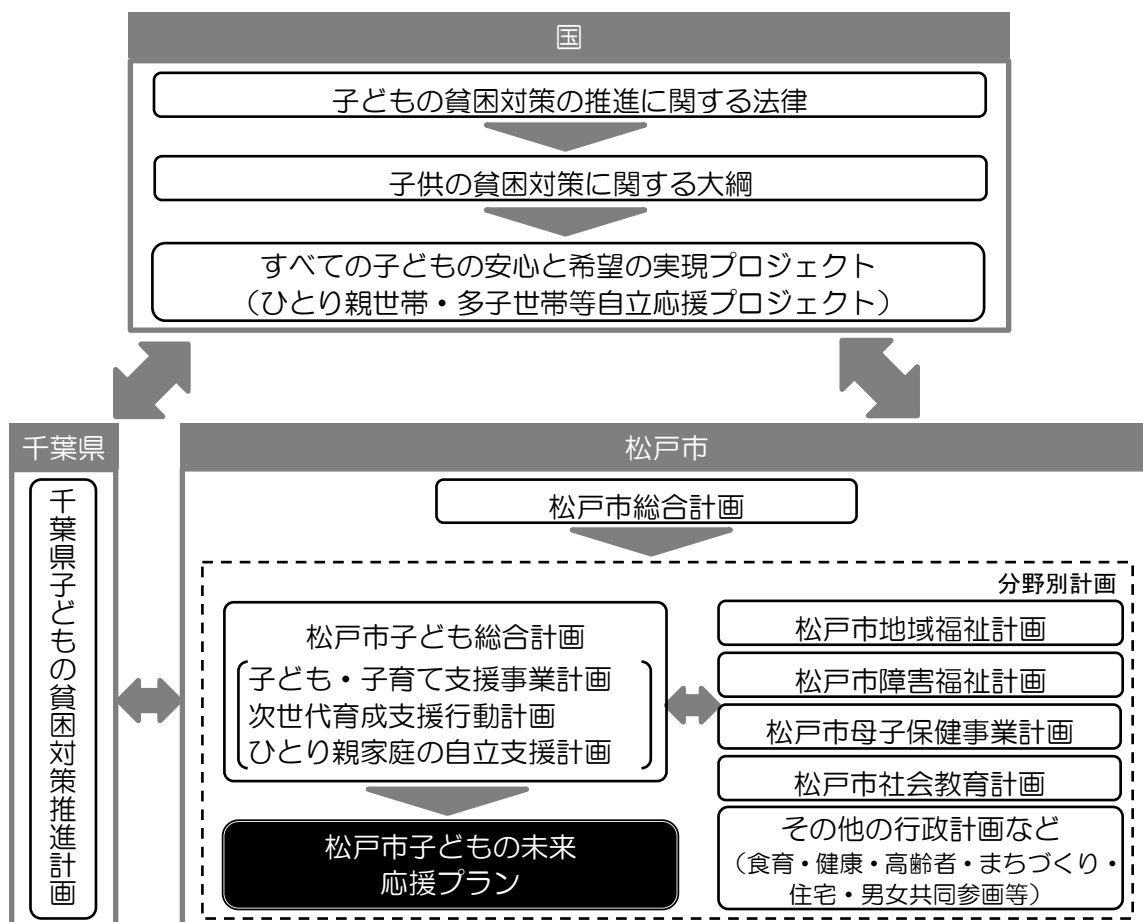
ただし、計画期間以降も継続的に取り組むべき中長期的な課題も視野に入れます。

○計画の対象

おおむね18歳未満の子どもとその家庭を対象とします。

※ 現在、経済的に困難を抱える子どもとその家庭はもちろんですが、誰もが経済的に困難を抱える可能性があるという考えのもと、対象者は広く捉えます。

○他の計画との関係



第2章

本市における子育て世帯の現状

1 子育て世帯生活実態調査

(1) 調査の概要

○目的

本市における子育て世帯の生活実態（健康、経済的な状況、教育、就労や住環境など）を把握し、支援策を検討するために実施しました。

○調査対象

- ① 松戸市立小学校5年生の児童（全員）及び保護者 3,929人
- ② 松戸市立中学校2年生の生徒（全員）及び保護者 3,740人

○調査期間

平成29年9月1日～平成29年9月15日

○調査方法

各学校から児童生徒に調査票を配付し、自宅にて記入後、学校にて回収

(2) 回答状況

有効回答数（上段〔単位：人〕）および有効回答率（下段）

	配布人数	子ども票	保護者票	親子のマッチング ができた票
小学5年生	3,929	3,603	3,605	3,405
		91.7%	91.8%	86.7%
中学2年生	3,740	3,178	3,192	3,115
		85.0%	85.3%	83.3%

(3) 回答者の属性

〔単位：人〕

子どもの性別（子ども票ベース）

	男	女	無回答
小学5年生	1,695	1,654	254
中学2年生	1,440	1,479	259

保護者の子どもとの属性

	父親	母親	祖父	祖母	兄弟 姉妹	その他	施設 職員	無回答
小学 5年生	257	3,286	0	5	2	2	2	51
中学 2年生	267	2,848	1	13	3	1	3	56

保護者の年齢

	20歳 未満	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳
小学 5年生	5	1	20	214	826	1,446	852	154
中学 2年生	1	2	3	66	378	1,140	1,182	305

	55～ 59歳	60歳 以上	無回答
小学 5年生	19	11	57
中学 2年生	35	28	52

世帯タイプ

	ふたり親 (二世帯)	ふたり親 (三世帯)	ひとり親 (二世帯)	ひとり親 (三世帯)	父母なし 世帯	施設
小学 5年生	2,740	300	472	81	10	2
中学 2年生	2,298	289	490	98	14	3

(4) 本調査における「生活困難」の定義

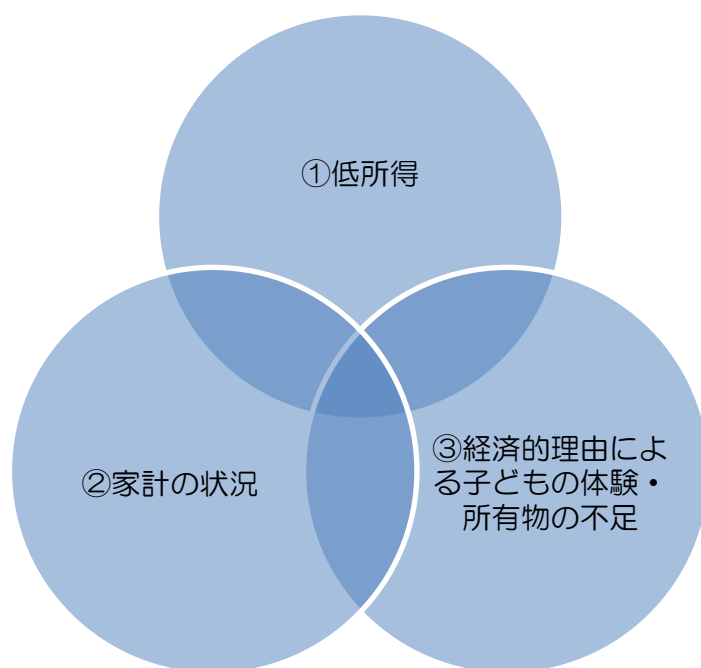
本調査では、子どもの「生活困難」を以下の3つの要素に基づいて分類しました。

【生活困難層（困窮層・周辺層）、一般層】

①低所得、②家計の状況、③経済的理由による子どもの体験・所有物の不足の要素について、該当の有無に基づき、以下の表のとおり「生活困難」を分類しました。

困窮層が「生活困難」の度合いが最も高く、次いで周辺層、一般層の順になります。

生活困難層	困窮層+周辺層
困窮層	2つ以上の要素に該当
周辺層	いずれか1つの要素に該当
一般層	いずれの要素にも該当しない



①低所得	③経済的理由による子どもの体験・所有物の不足
<p>等価世帯所得（（収入＋社会保障給付金） $\div \sqrt{\text{世帯人数}}$）が厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」から算出される基準未満。</p> <p>低所得基準： 所得中央値(428万円)\div $\sqrt{\text{平均世帯人数(2.47人)}} \times 50\%$ =136.2万円</p> <p>2人世帯の基準=192.6万円 4人世帯の基準=272.3万円</p> <p>「国民生活基礎調査」の所得には、稼働所得、公的年金・恩給、財産所得、社会保障給付金、仕送り・企業年金・個人年金・その他の所得が含まれる。税金・社会保険料などを含む。</p>	<p>以下の15項目のうち、経済的な理由で体験・所有物が不足している項目が3つ以上。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 海水浴に行く 2. 博物館・科学館・美術館などに行く 3. キャンプやバーベキューに行く 4. スポーツ観戦や劇場に行く 5. 遊園地やテーマパークに行く 6. 毎月おこづかいを渡す 7. 毎年新しい洋服・靴を買う 8. 習い事（音楽、スポーツ、習字等）に通わず 9. 学習塾に通わせる 10. お誕生日のお祝いをする 11. 1年に1回程度家族旅行に行く 12. クリスマスのプレゼントや正月のお年玉 13. 子どもの年齢に合った本 14. 子ども用のスポーツ用品 15. 子どもが自宅で宿題をすることができる場所
<p>②家計の状況</p>	
<p>以下の7項目のうち、経済的な理由で料金を滞納したり、購入できなかつたりしたことがある項目が1つ以上。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 電話 2. 電気 3. ガス 4. 水道 5. 家賃 6. 家族が必要な食料が買えなかった 7. 家族が必要な衣服が買えなかった 	

(5) 調査結果概要

【集計に関する留意点】

- 本項目においては、クロス表の掲載の際には、 χ^2 二乗検定によって分布が統計的に有意であるかを検定しています。その結果、1%水準で有意である場合は表頭に「***」、5%水準で有意の場合は「**」、10%水準で有意の場合は「*」、有意でない場合は「X」を付しています。
- 本文中の各図表の数値の合算値については、端数処理の関係上、各項目の割合の合計値が100%とならない場合があります。

○世帯タイプと親の就労状況

【現状】

ひとり親世帯の母親の就労状況は、すべての世帯の母親と比較しますと、平日の日中以外の就労が多くなっています。

また、ひとり親世帯の母親の早朝（5-8時）や夜間に就労している割合が高くなっています。

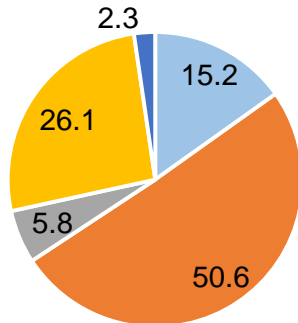
【世帯タイプ別の割合】

(保護者票ベース)

	小学5年生	中学2年生
ふたり親（二世代）	76.0%	72.0%
ふたり親（三世代）	8.3%	9.1%
ひとり親（二世代）	13.1%	15.4%
ひとり親（三世代）	2.2%	3.1%
父母なし世帯	0.3%	0.4%
施設	0.1%	0.1%

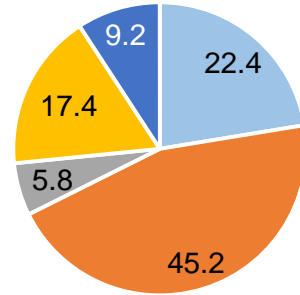
【母親の就労状況】

母親の就労状況
(小学5年生)



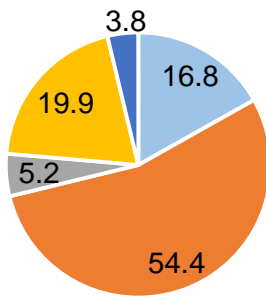
■ 正規 ■ 非正規 ■ 自営業等 ■ 専業主婦等 ■ 無回答

母親の就労状況
(小学5年生・ひとり親世帯)



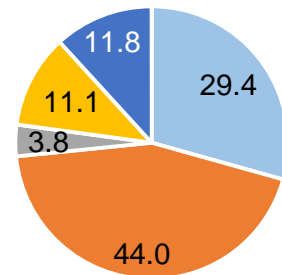
■ 正規 ■ 非正規 ■ 自営業等 ■ 専業主婦等 ■ 無回答

母親の就労状況
(中学2年生)



■ 正規 ■ 非正規 ■ 自営業等 ■ 専業主婦等 ■ 無回答

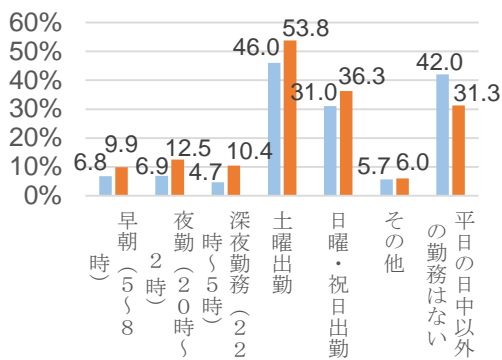
母親の就労状況
(中学2年生・ひとり親世帯)



■ 正規 ■ 非正規 ■ 自営業等 ■ 専業主婦等 ■ 無回答

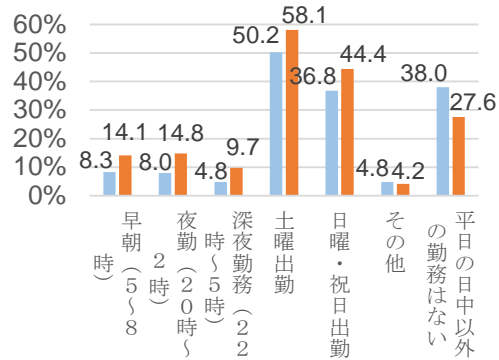
【母親の平日の日中以外の就労状況】

平日の日中以外の就労状況
(小学5年生)



■ 就労している母親全体 (n=2579)
■ 就労している母親 (ひとり親) (n=406)

平日の日中以外の就労状況
(中学2年生)



■ 就労している母親全体 (n=2435)
■ 就労している母親 (ひとり親) (n=452)

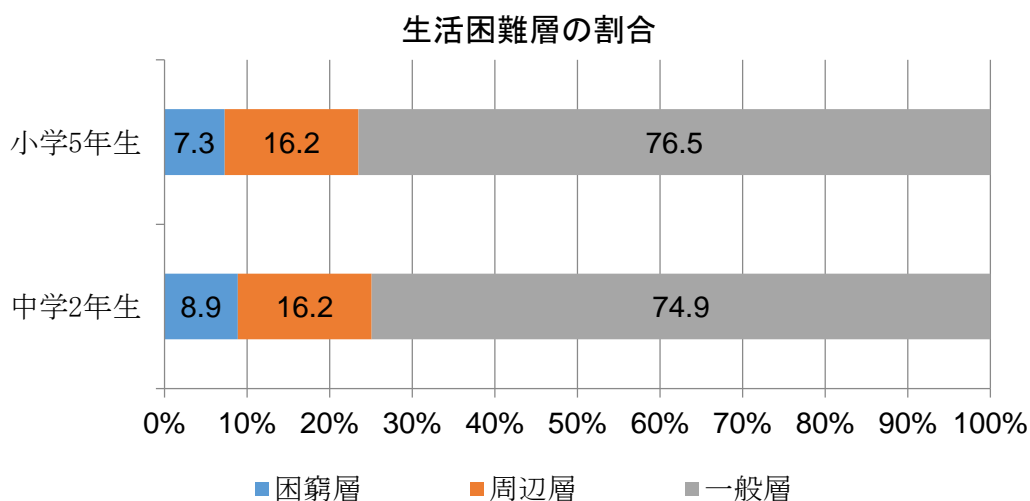
○生活困難層（困窮層・周辺層）、一般層の状況

【現状】

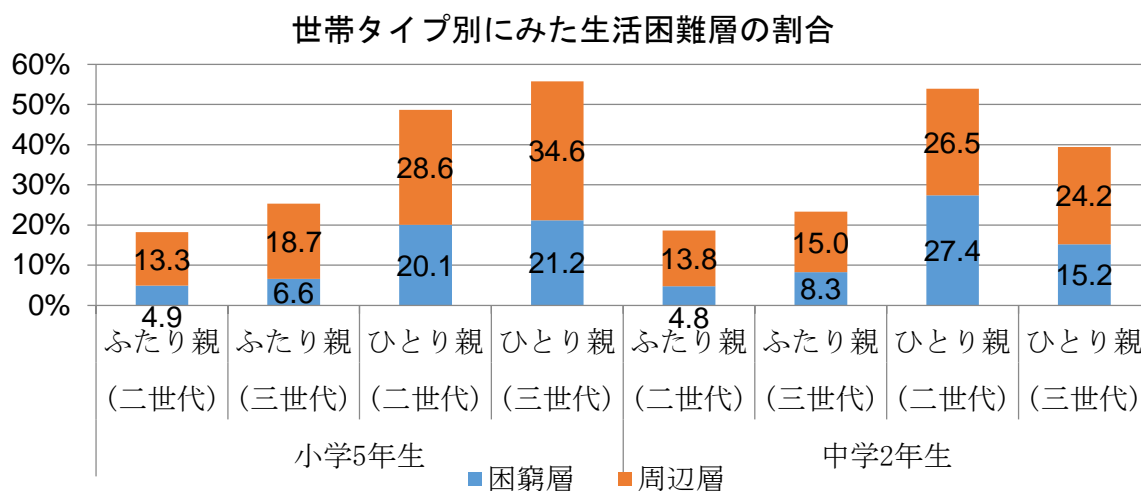
本市の困窮層は、小学5年生で7.3%、中学2年生で8.9%となっています。また、何らかの支援が必要と考えられる周辺層を合わせた生活困難層の割合は、小学5年生で23.5%、中学2年生では25.1%となり、約4人に1人の状況となっています。

ひとり親（二世帯）世帯に限ると、困窮層は、小学5年生で20.1%、中学2年生で27.4%となっています。また、周辺層を合わせた生活困難層の割合は、小学5年生で48.7%、中学2年生で53.9%となっています。

【生活困難層の割合】



【世帯タイプ別にみた生活困難層の割合】



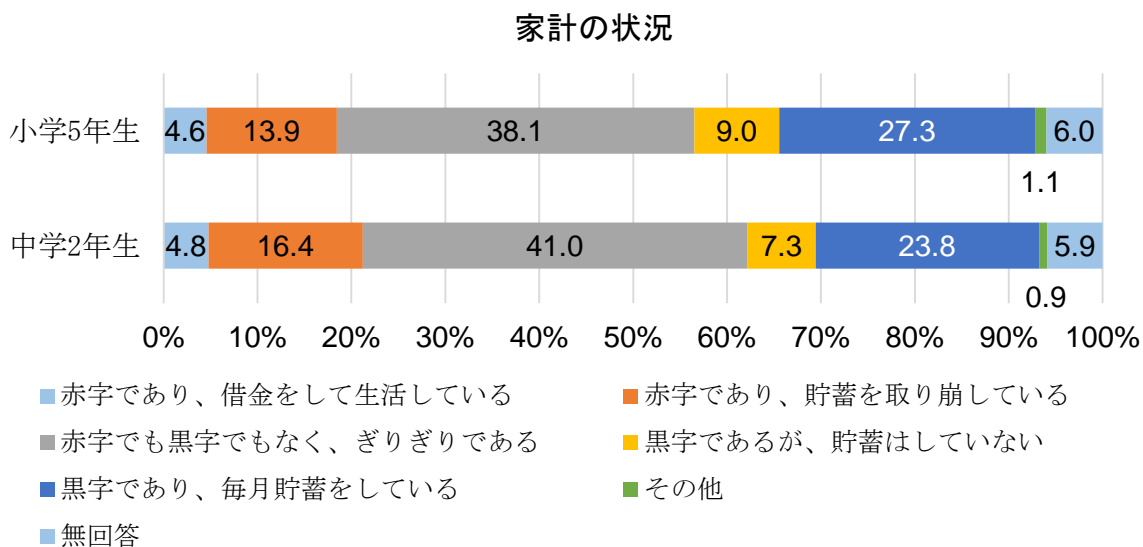
○家計の状況（家計の状況）

【現状】

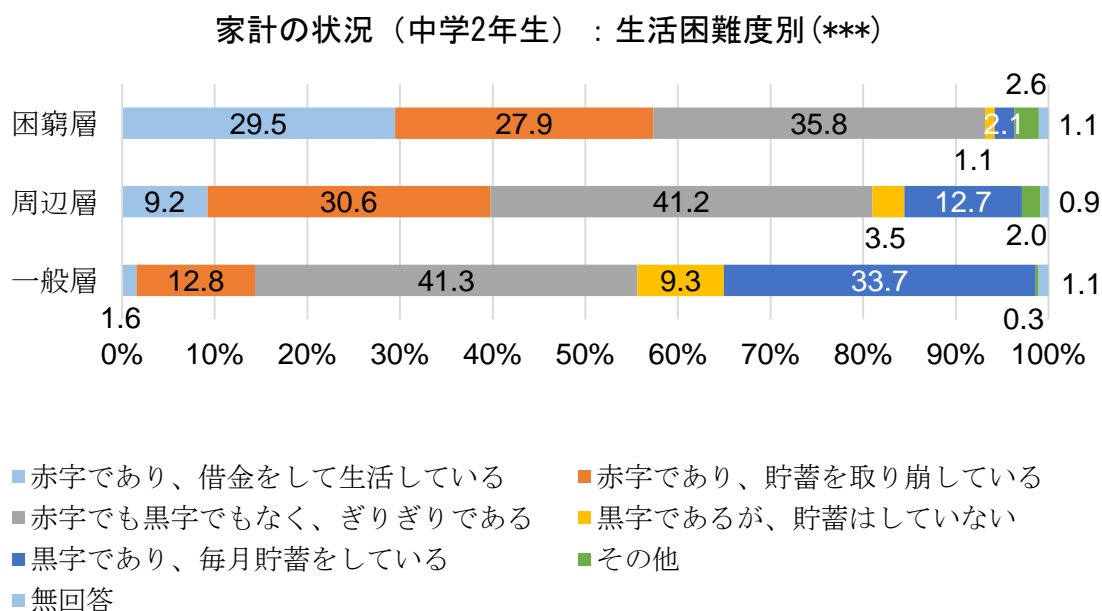
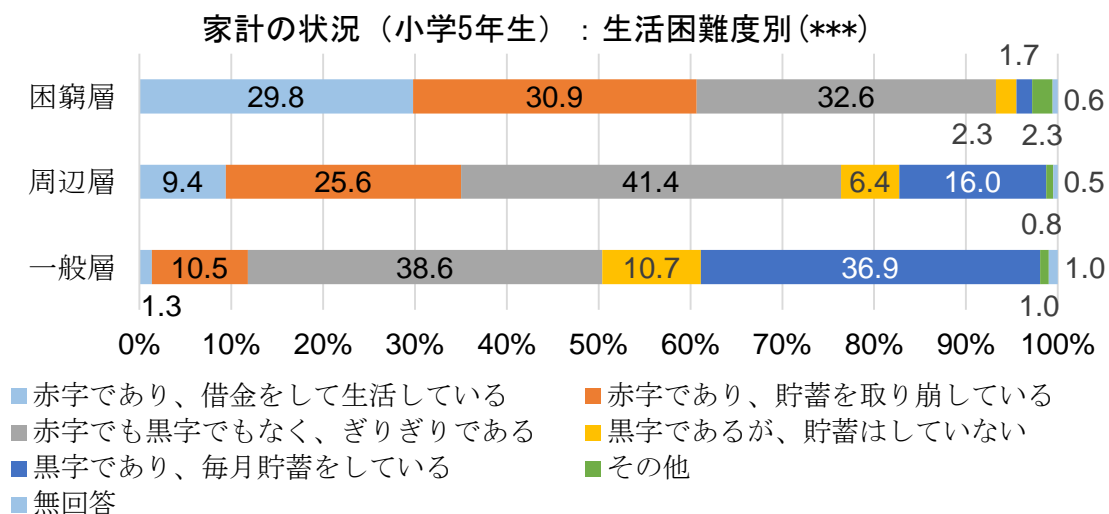
「ご家庭の家計について、最も近いものをお答えください。」という設問に対し、約20%の世帯が赤字、そのうち約5%の世帯は借金をして生活していると回答しています。

また、小学5年生の赤字世帯は、一般層が11.8%である一方、周辺層は35.0%、困窮層は60.7%、中学2年生の赤字世帯は、一般層が14.4%である一方、周辺層は39.8%、困窮層は57.4%となっています。

【家計の状況】



【生活困難度別にみた家計の状況】



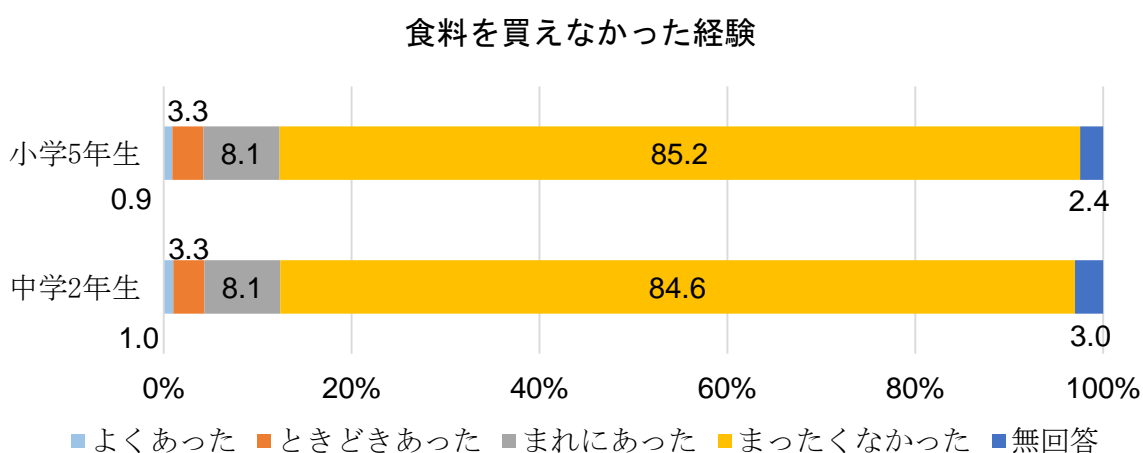
○家計の状況（食料を買えなかった経験）

【現状】

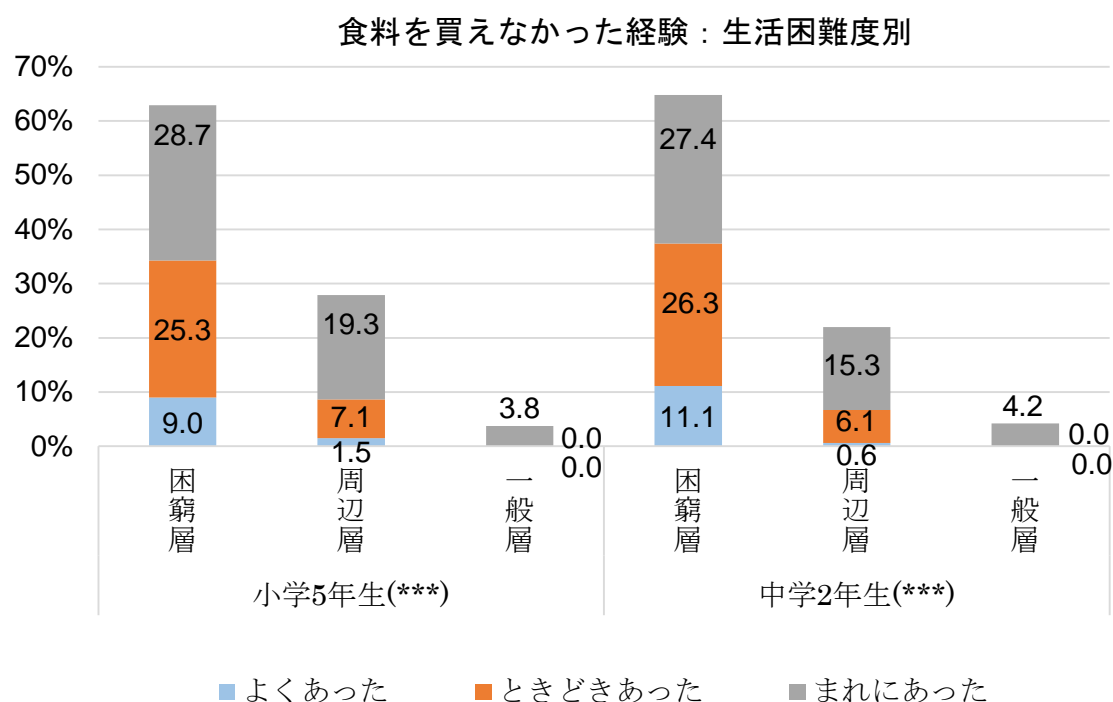
「あなたのご家庭では、過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする食料を買えないことがありましたか。」という設問に対し、「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」を合わせた回答は、約12%となっています。

また、困窮層についてみると、小学5年生、中学2年生ともに約10%の世帯が食料を買えなかった経験が「よくあった」と回答しています。

【食料を買えなかった経験】



【生活困難度別にみた食料を買えなかった経験】



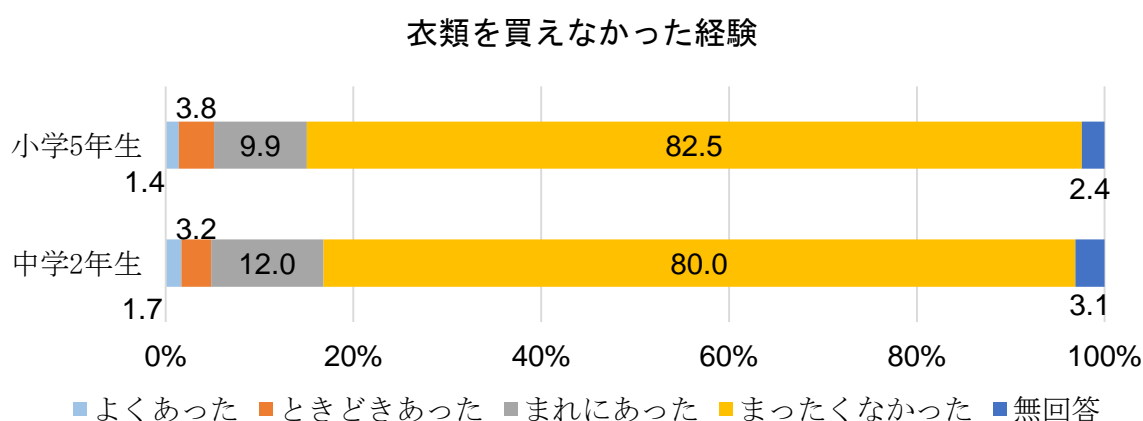
○家計の状況（衣類を買えなかった経験）

【現状】

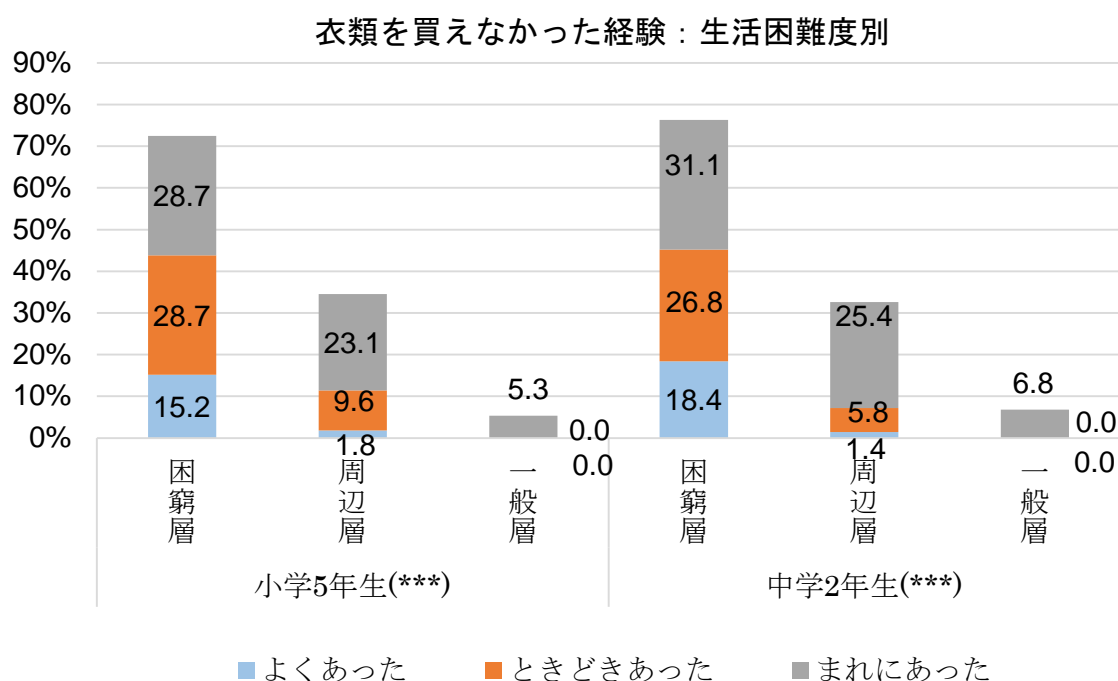
「あなたのご家庭では、過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする衣類が買えないことがありましたか。」という設問に対し、「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」を合わせた回答は、約15～17%となっています。

また、困窮層についてみると、小学5年生の世帯では15.2%、中学2年生の世帯では18.4%が衣類を買えなかった経験が「よくあった」と回答しています。

【衣類を買えなかった経験】



【生活困難度別にみた衣類を買えなかった経験】



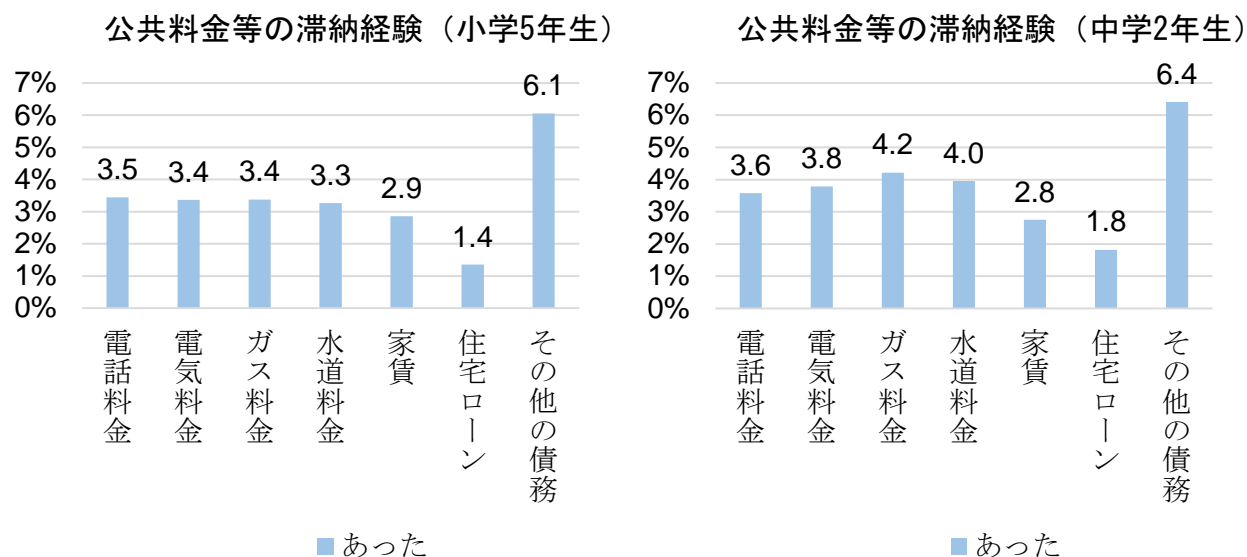
○家計の状況（公共料金等の滞納経験）

【現状】

「過去1年の間に、経済的な理由で、公共料金等について、支払えないことがありましたか。」という設問に対し、約3～4%の世帯が公共料金（電話料金、電気料金、ガス料金、水道料金）を滞納した経験があったと回答しています。

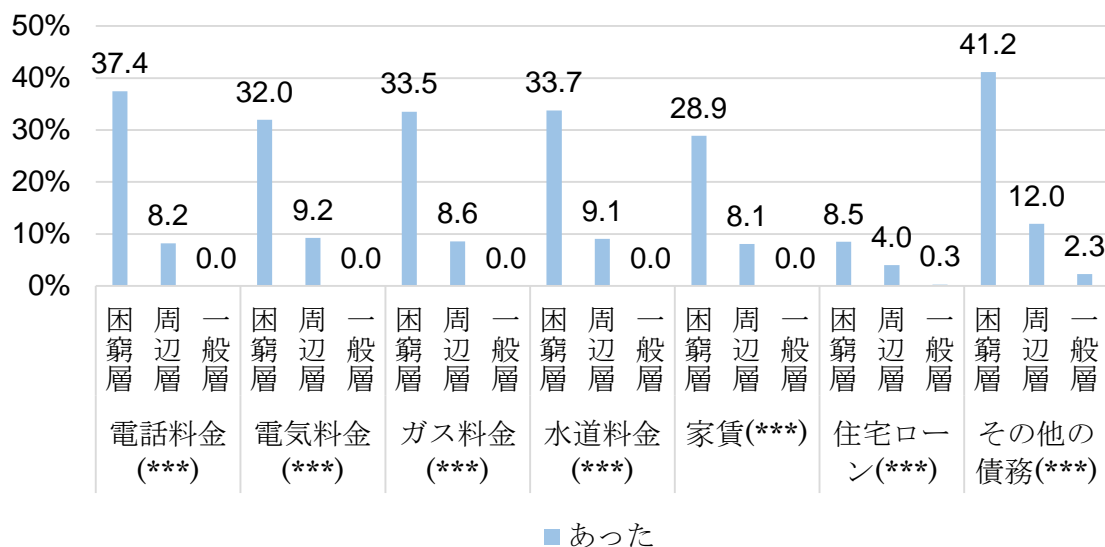
また、小学5年生の世帯では、困窮層の約30～40%、周辺層の約10%、中学2年生の世帯では、困窮層の約30～40%、周辺層の4～6%が、公共料金の滞納の経験があったと回答しています。

【公共料金等の滞納経験】

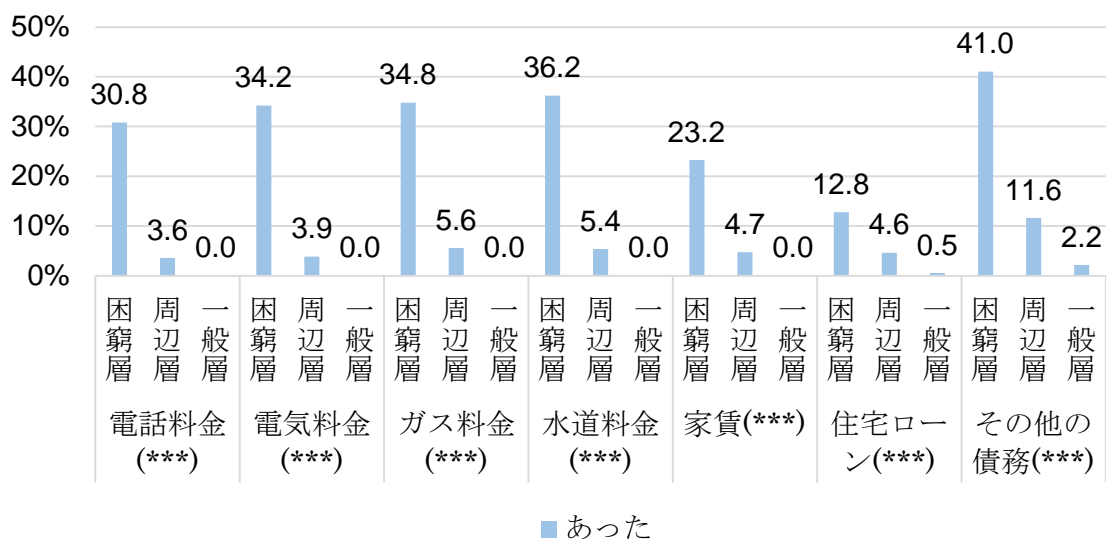


【生活困難度別にみた公共料金等の滞納経験】

公共料金等の滞納経験（小学5年生）：生活困難度別



公共料金等の滞納経験（中学2年生）：生活困難度別



○子ども期の経済的理由による体験不足

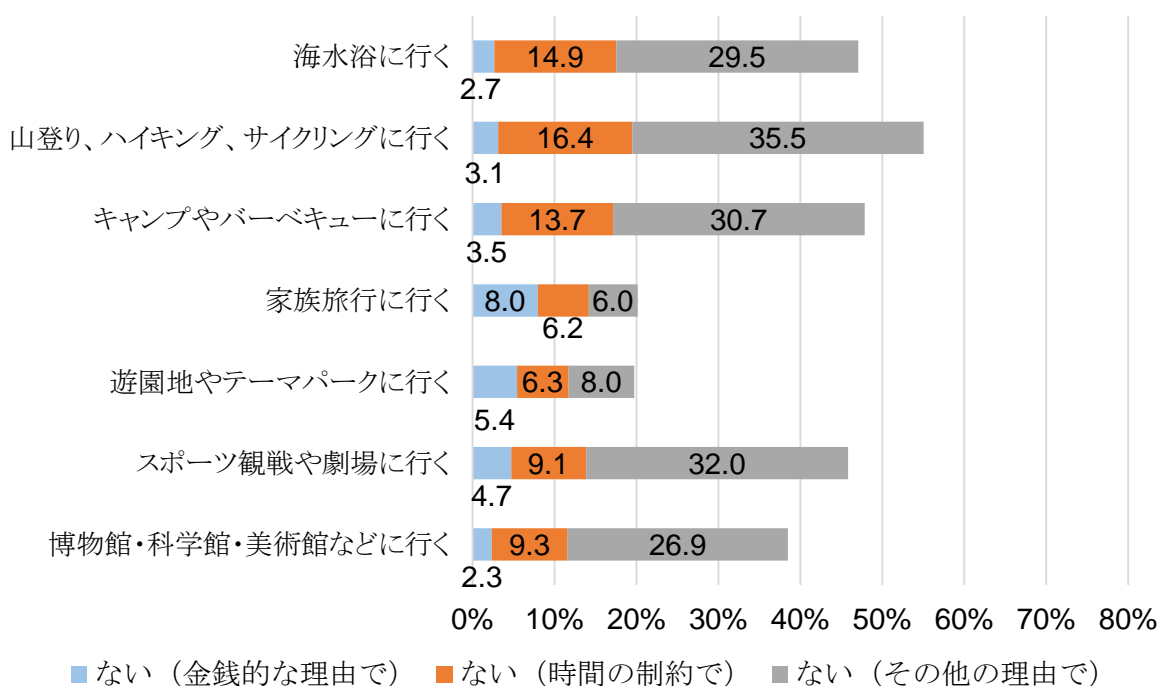
【現状】

「過去1年間において、あなたのご家庭では、お子さんと次のような体験をしましたか。」という設問に対し、約3～10%の世帯で過去1年間に「金銭的な理由で体験してない」と回答しています。

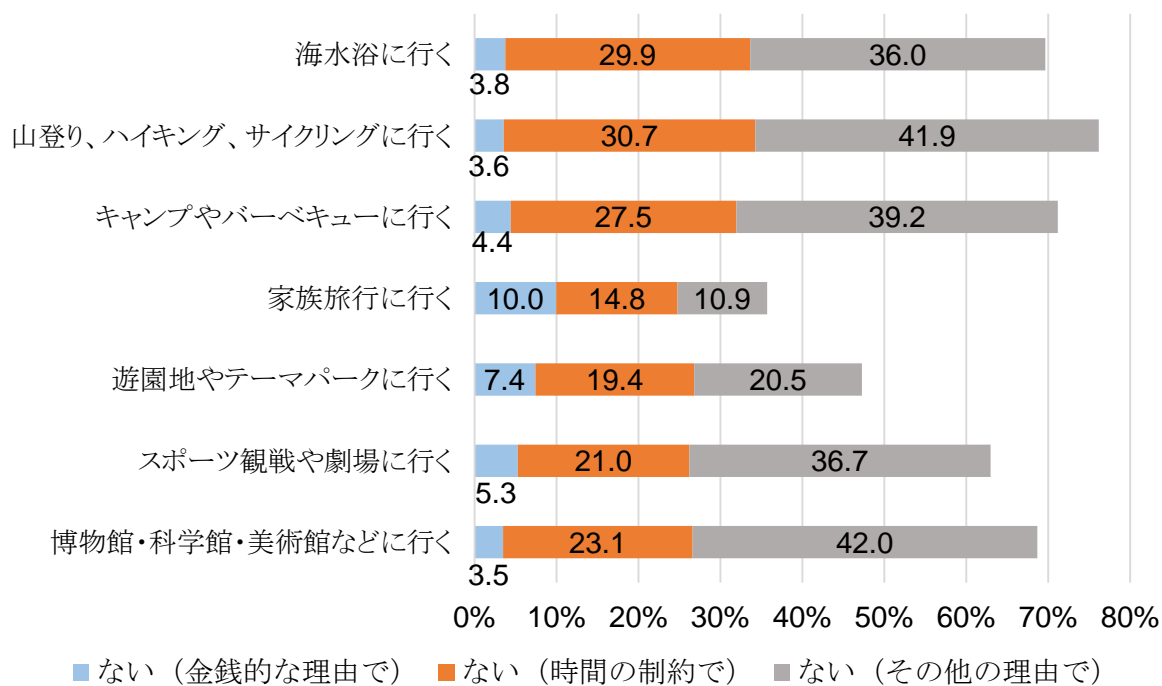
また、困窮層についてみると、小学5年生の世帯では、「金銭的な理由で体験してない」という回答が約20～40%、中学2年生の世帯では、約30～50%となっています。

【子ども期の経済的理由による体験不足（体験の有無）】

体験の有無（小学5年生）

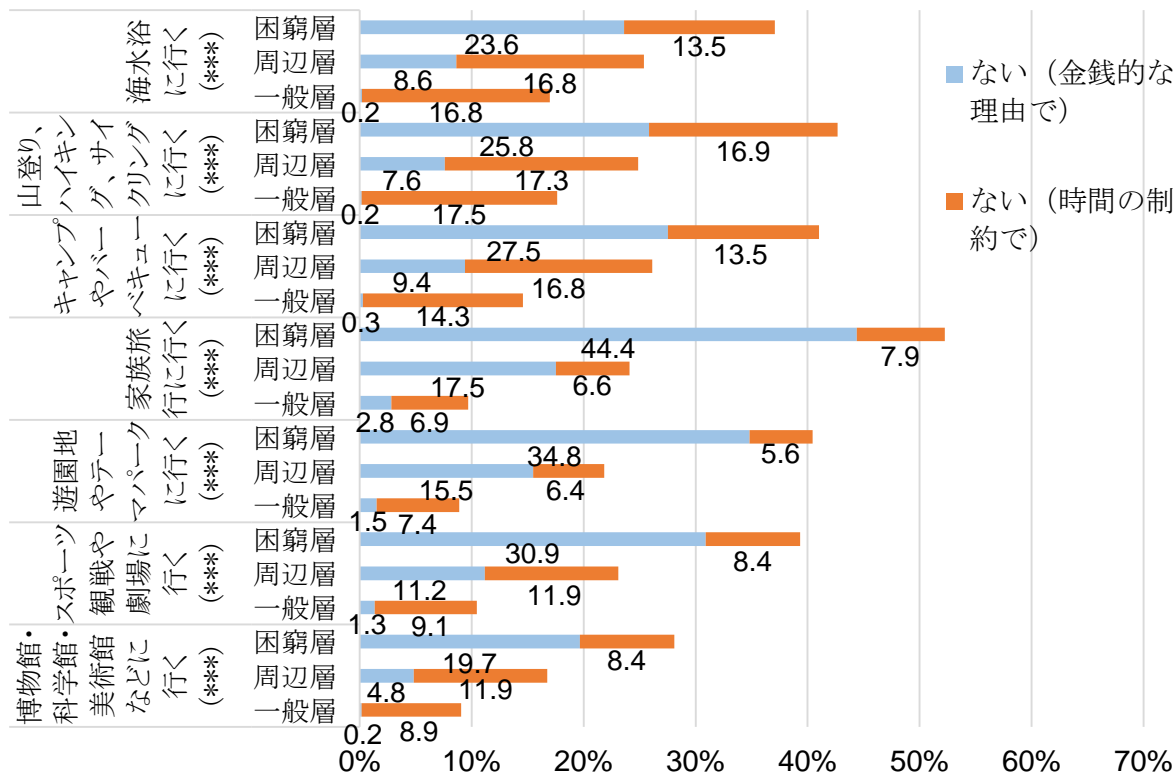


体験の有無（中学2年生）

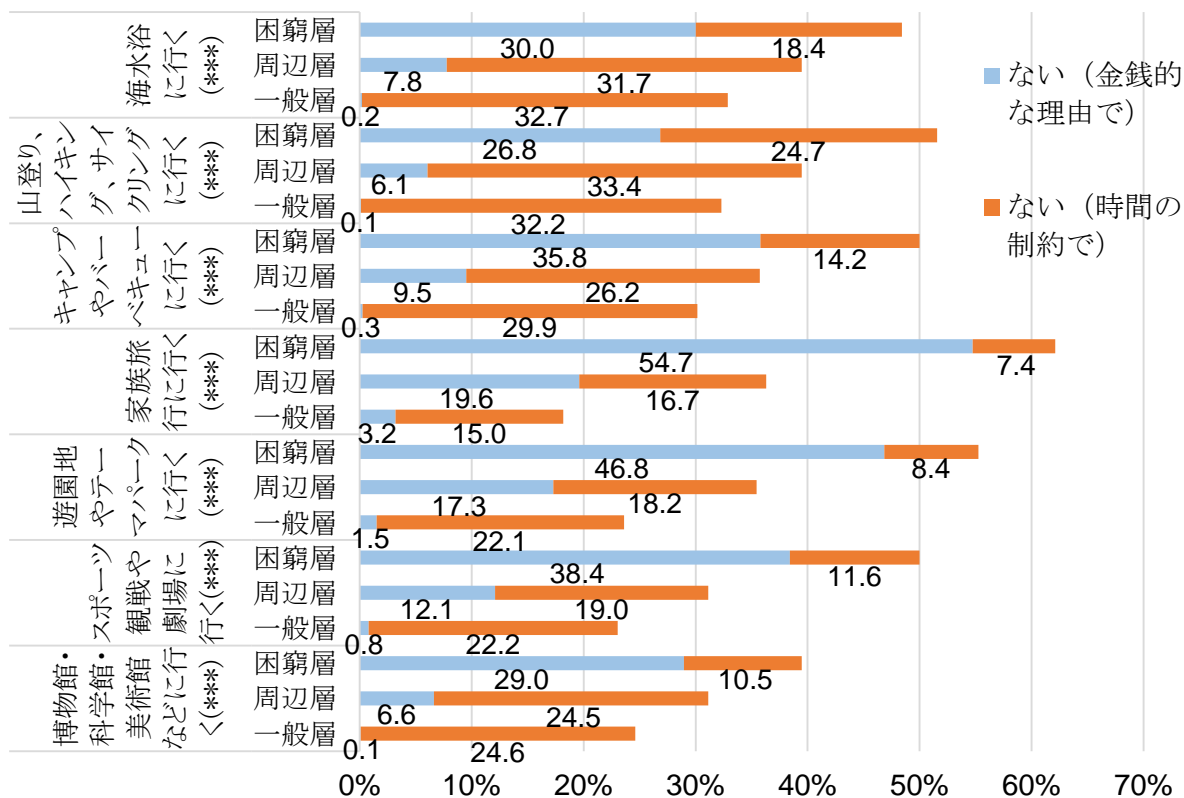


【生活困難度別にみた子ども期の経済的理由による体験不足（子ども期の体験）】

体験の有無（小学5年生）：生活困難度別



体験の有無（中学2年生）：生活困難度別



○健康の状況（虫歯・医療機関の受診）

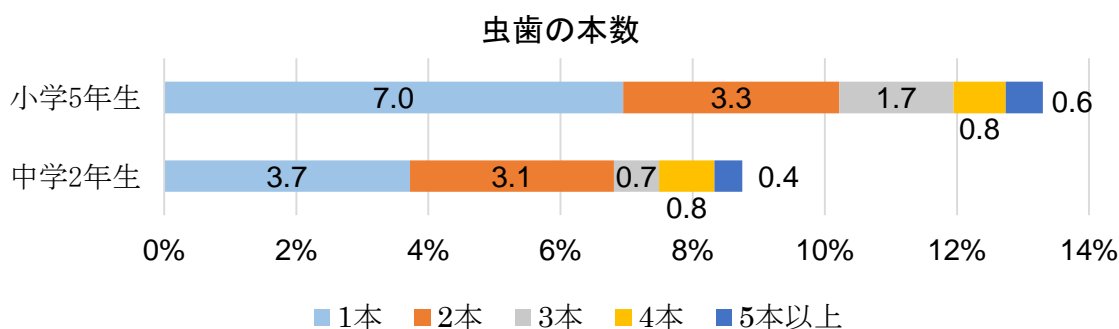
【現状】

「今、虫歯がおおよそ何本くらいありますか。」という設問に対し、1本以上と回答した小学5年生は13.4%、中学2年生は8.7%となっています。

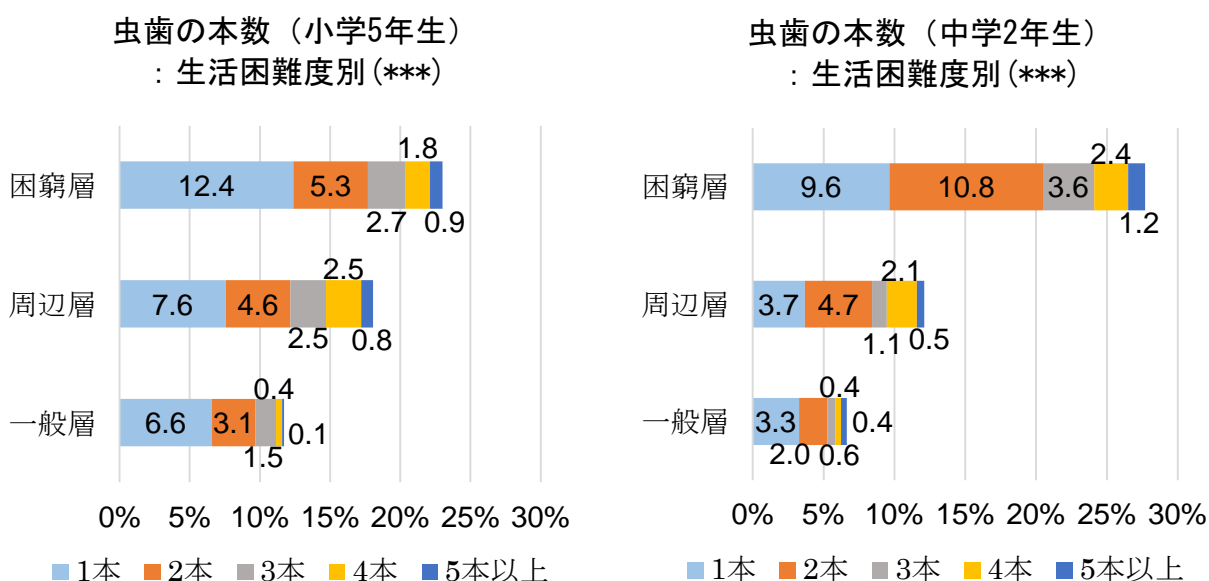
困窮層についてみると、虫歯が1本以上と回答した小学5年生は23.1%、中学2年生は27.6%となっています。

次に、「過去1年間に、お子さんを医療機関で受診させた方がよいと思ったが、実際には受診させなかったことがありましたか。」という設問に対し、小学5年生の世帯では8.1%、中学2年生の世帯では16.0%があったと回答しています。また、「その理由は、何ですか。」という設問に対し、過半数が「子どもの様子を見て、受診させなくてもよいと判断したため」であり、次に約20%が「多忙で、医療機関に連れて行く時間がなかったため」と回答しています。

【虫歯の本数】

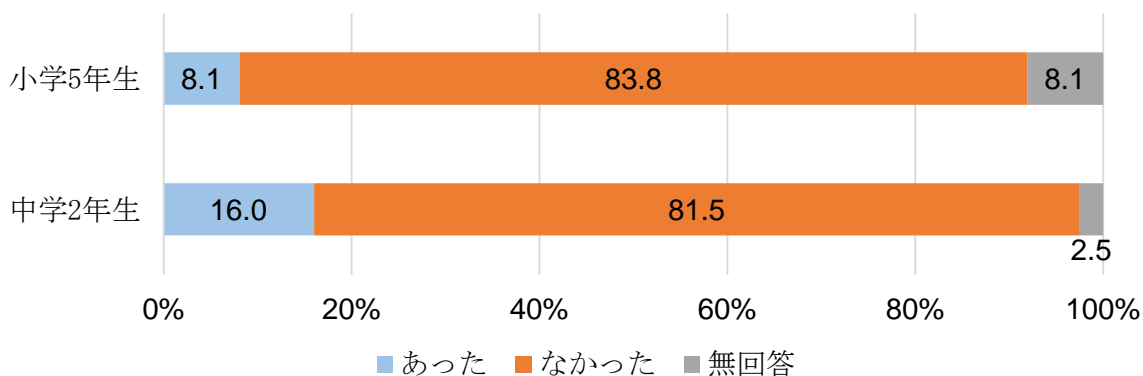


【生活困難度別にみた虫歯の本数】



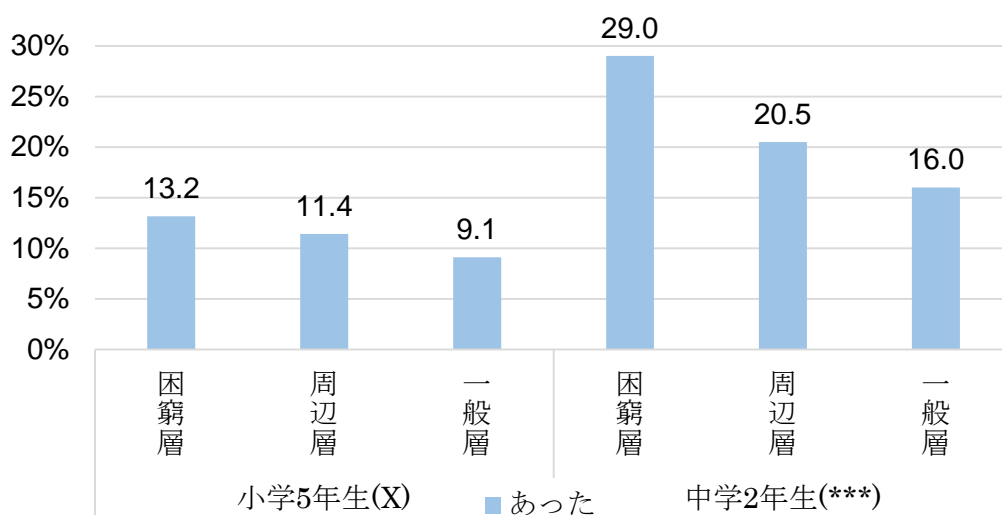
【子どもを医療機関に受診させなかった経験】

子どもを医療機関に受診させなかった経験



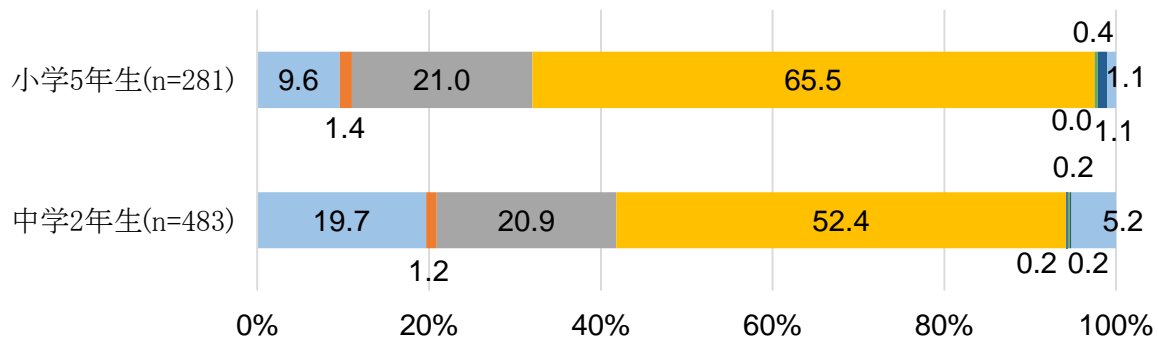
【生活困難度別にみた子どもを医療機関に受診させなかった経験】

子どもを医療機関に受診させなかった経験：生活困難度別



【子どもを医療機関に受診させなかった理由】

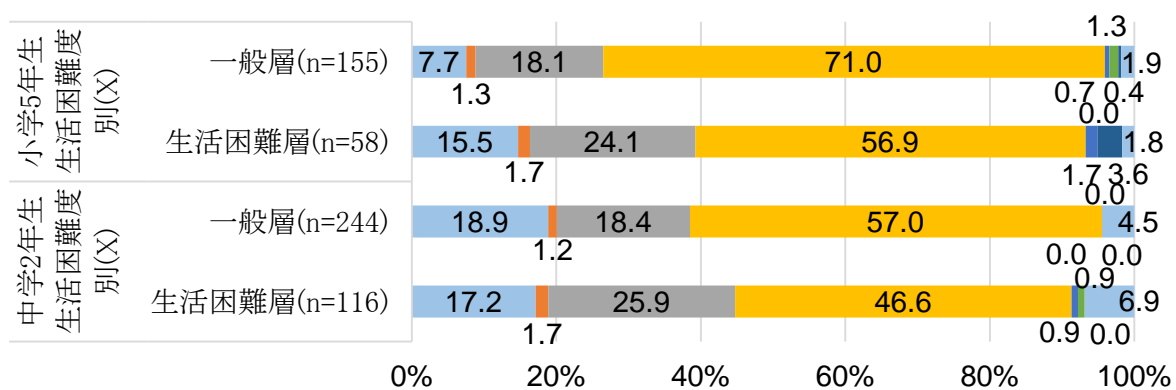
子どもを医療機関に受診させなかった理由



- 子ども本人が受診しなかったため
- 医療機関までの距離が遠く、通院することが困難であったため
- 多忙で、医療機関に連れて行く時間がなかったため
- 最初は受診させようと思ったが、子どもの様子を見て、受診させなくてもよいと判断したため
- 公的医療保険に加入しておらず、医療費の支払いができなかったため
- 公的医療保険に加入していたが、医療機関で自己負担金を支払うことができないと思ったため
- 自分の健康状態が悪かったため
- その他

【生活困難度別にみた子どもを医療機関に受診させなかった理由】

子どもを医療機関に受診させなかった理由：生活困難度別



- 子ども本人が受診しなかったため
- 医療機関までの距離が遠く、通院することが困難であったため
- 多忙で、医療機関に連れて行く時間がなかったため
- 最初は受診させようと思ったが、子どもの様子を見て、受診させなくてもよいと判断したため
- 公的医療保険に加入しておらず、医療費の支払いができなかったため
- 公的医療保険に加入していたが、医療機関で自己負担金を支払うことができないと思ったため
- 自分の健康状態が悪かったため
- その他

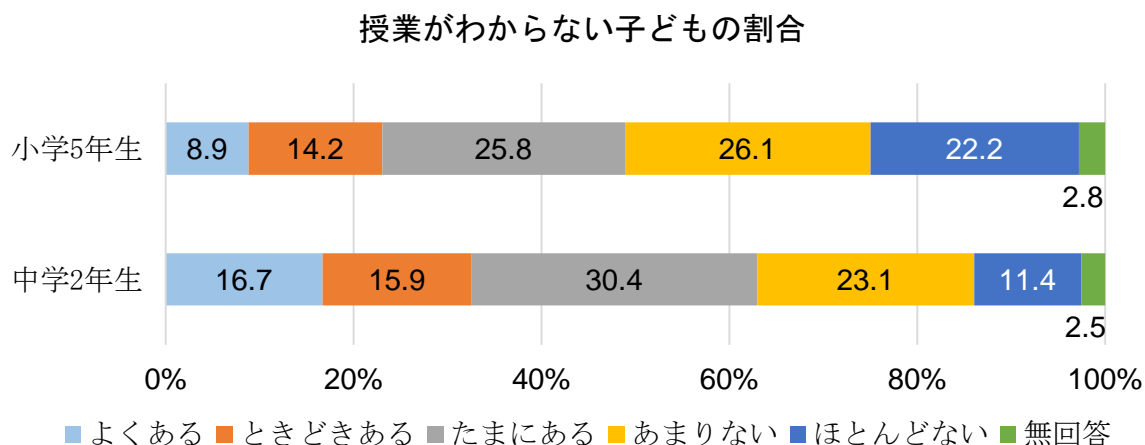
○学習関連

【現状】

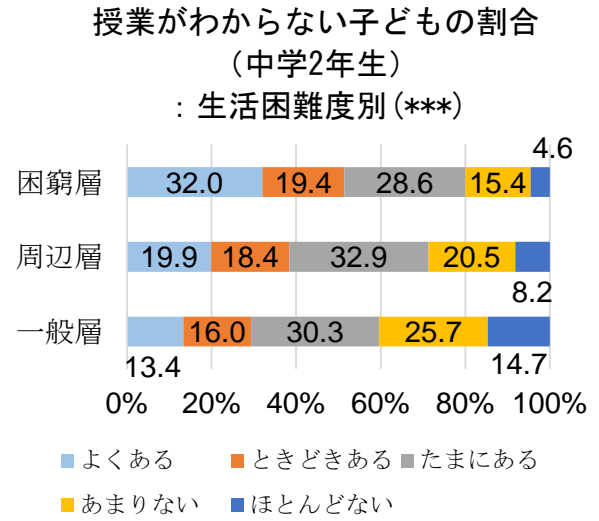
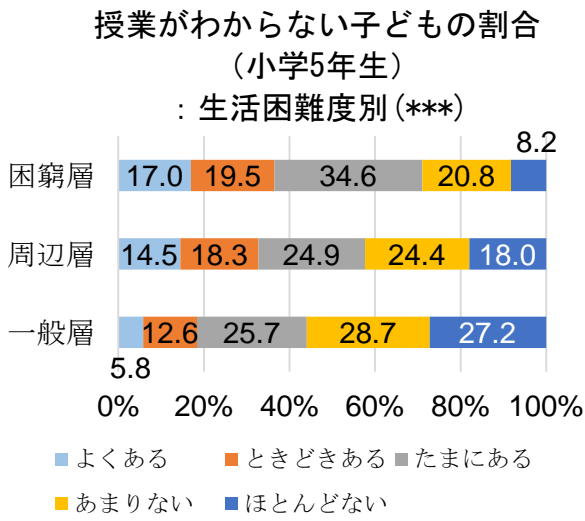
「あなたは、学校の授業がわからないことがありますか。」という設問に対し、「よくある」「ときどきある」を合わせた回答は、小学5年生で23.1%、中学2年生で32.6%となっています。

次に、「いつごろから、授業がわからないことがあるようになりましたか。」という設問に対し、小学5年生は、約半数が小学4年生以降と回答し、11.2%は小学1年生のころと回答しています。中学2年生では、中学1年生のころという回答が39.8%と最も多く、また39.2%は小学生の間にわからなくなっていると回答しています。

【授業がわからない子どもの割合】

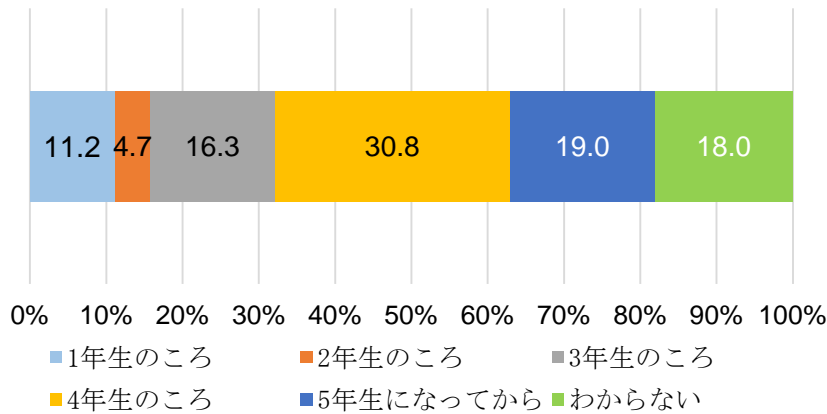


【生活困難度別にみた授業がわからない子どもの割合】

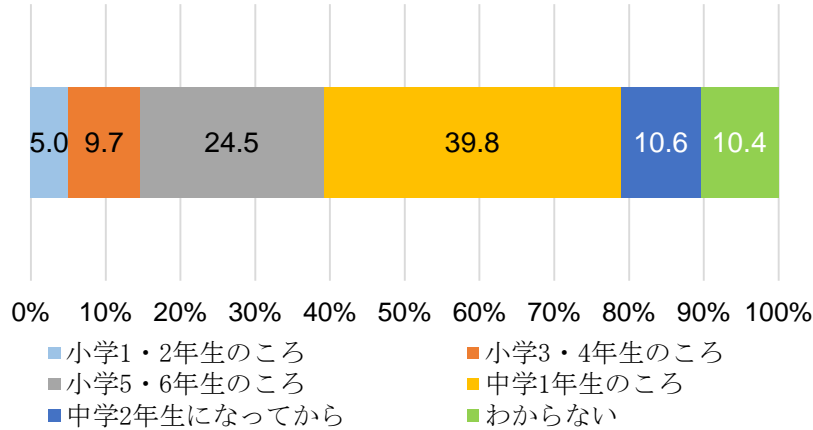


【授業がわからなくなってきた時期】

授業がわからなくなってきた時期 (小学5年生) (n=831)

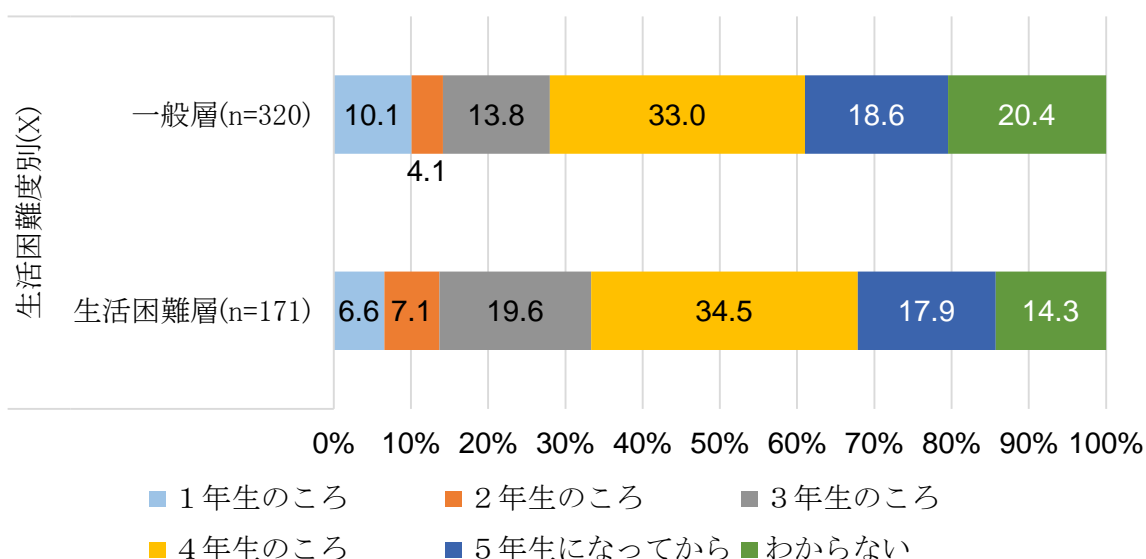


授業が分からなくなってきた時期 (中学2年生) (n=1036)

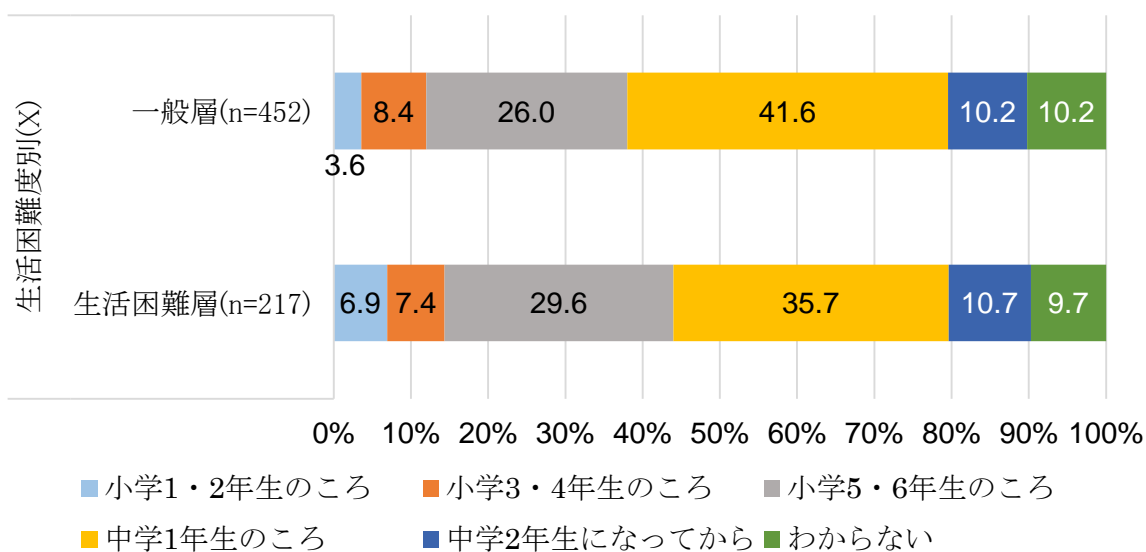


【生活困難度別にみた授業がわからなくなってきた時期】

授業がわからなくなってきた時期（小学5年生）：生活困難度別



授業がわからなくなってきた時期（中学2年生）：生活困難度別



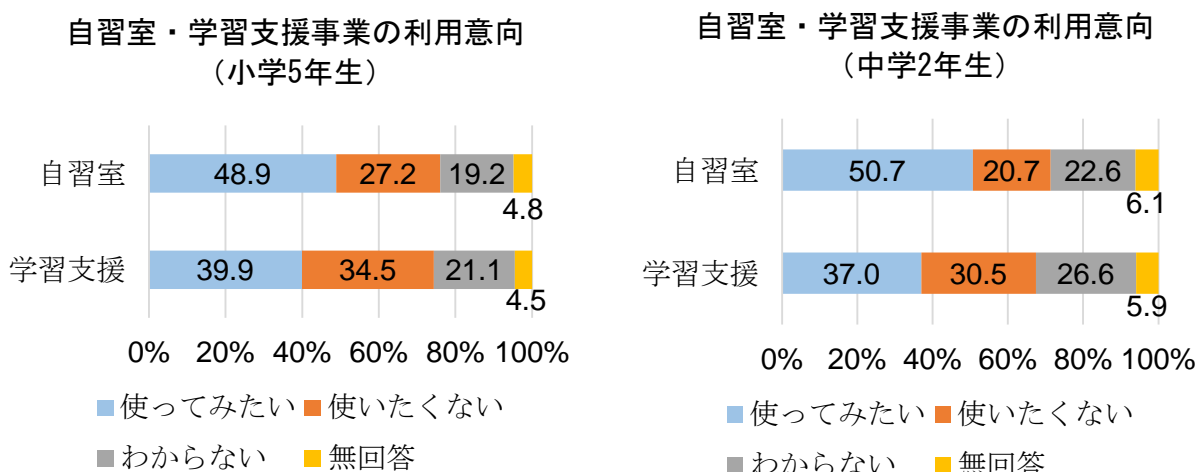
○自習室・学習支援事業の利用意向（家や学校以外で）

【現状】

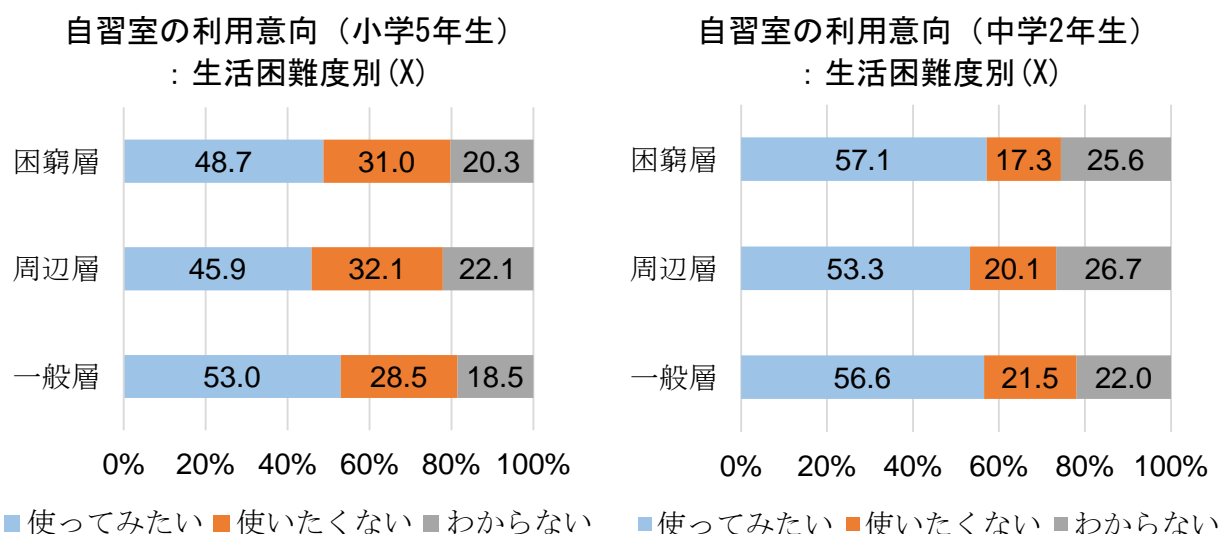
「放課後や休日・夏休みなどに、静かに勉強できる場所や施設があれば使ってみたいと思いますか。（自習室）」という設問に対し、小学5年生、中学2年生ともに約50%が使ってみたいと回答しています。

次に、「大学生のお兄さんやお姉さんなどが、勉強を無料でみてくれる場所や施設があれば使ってみたいと思いますか。（学習支援）」という設問に対し、小学5年生、中学2年生ともに約40%が使ってみたいと回答しています。

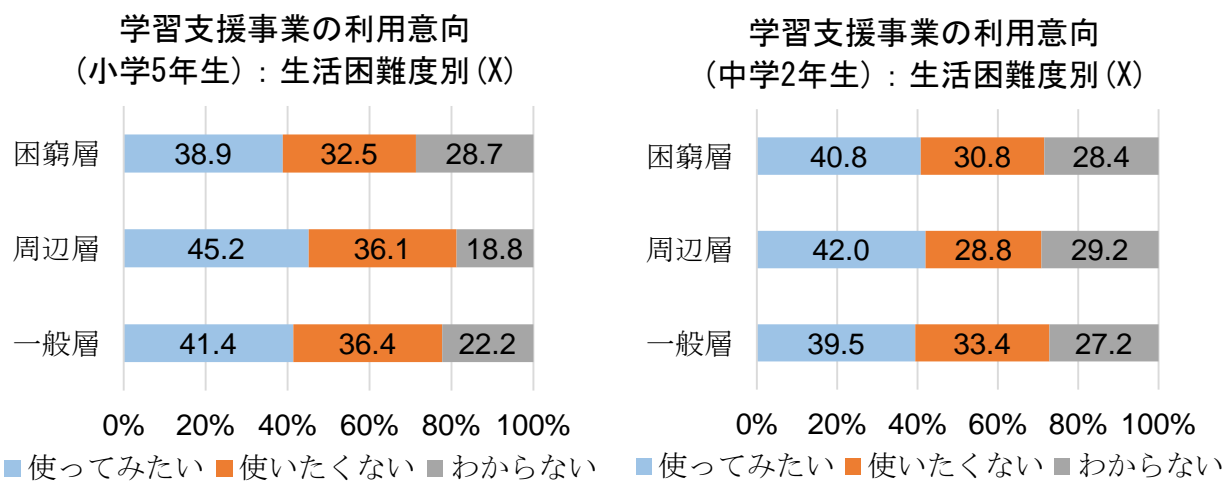
【自習室・学習支援事業の利用意向】



【生活困難度別にみた自習室の利用意向】



【生活困難度別にみた学習支援事業の利用意向】



○不登校の状況

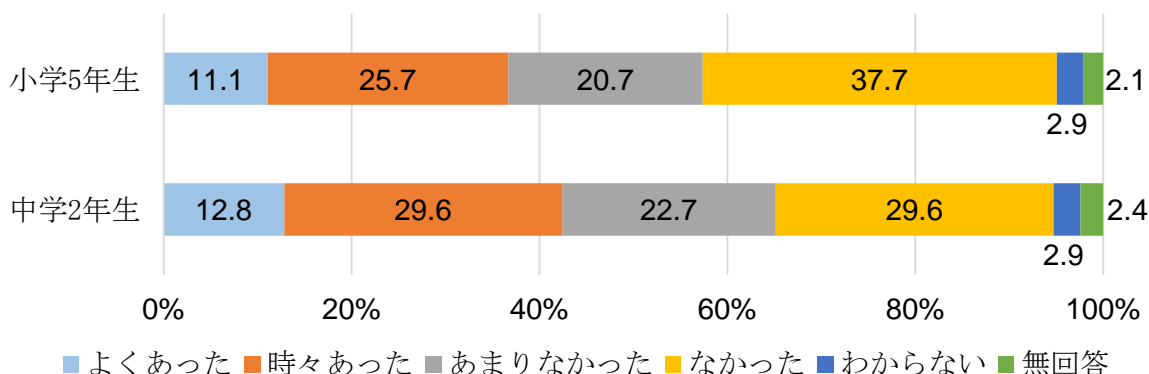
【現状】

「これまでに、学校に行きたくないと思ったことがありましたか。」という設問に対し、「よくあった」「時々あった」を合わせた回答は、小学5年生は36.8%、中学2年生は42.4%となっています。

次に、「これまでに、1か月以上学校を休んだ（病気の時をのぞく）ことがありましたか。」という設問に対し、「よくあった」「時々あった」「あまりなかった」を合わせた回答は、小学5年生は2.7%、中学2年生は4.4%となっています。また、小学5年生の困窮層で多くなっています。

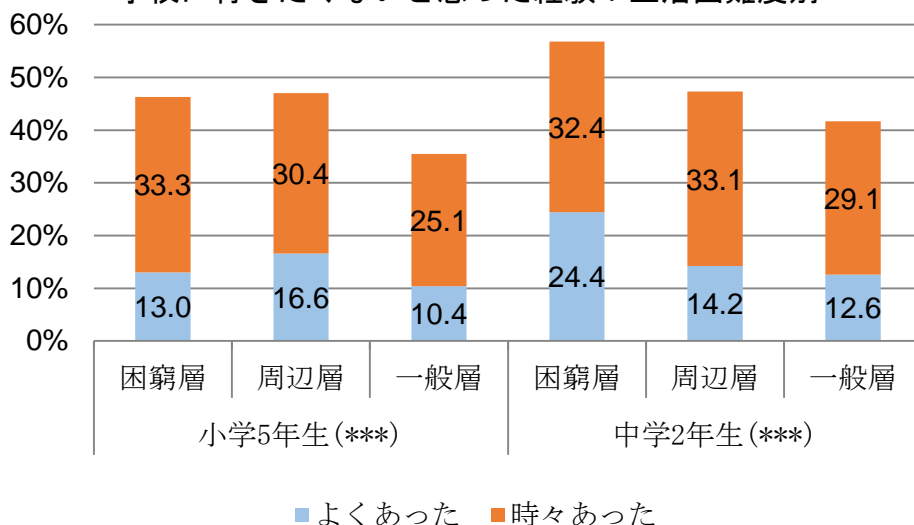
【学校に行きたくないと思った経験】

学校に行きたくないと思った経験

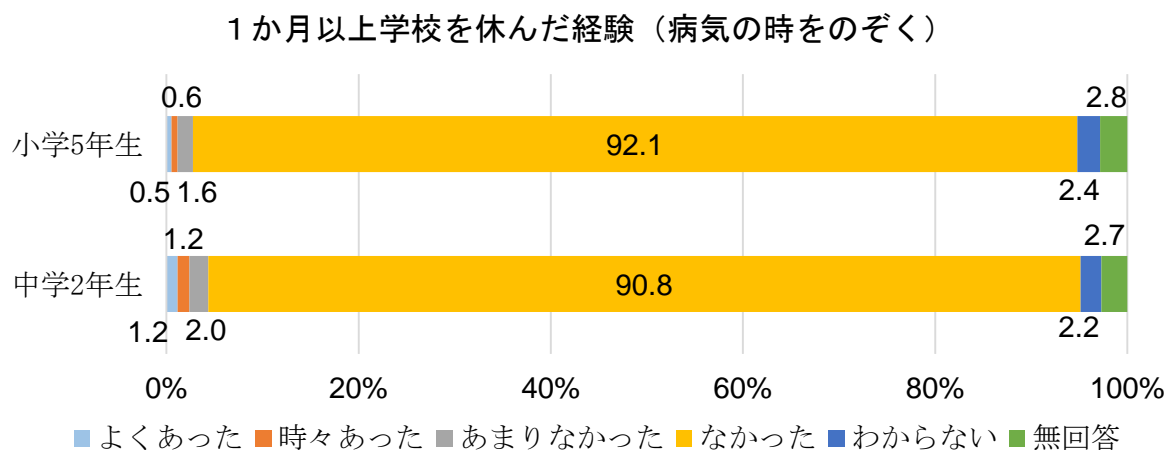


【生活困難度別にみた学校に行きたくないと思った経験】

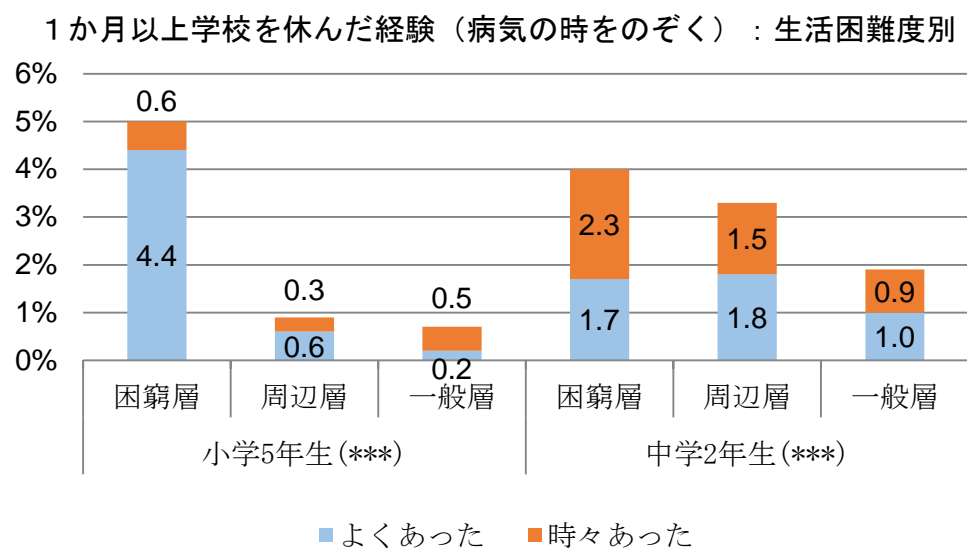
学校に行きたくないと思った経験：生活困難度別



【1か月以上学校を休んだ経験（病気の時をのぞく）】



【生活困難度別にみた1か月以上学校を休んだ経験（病気の時をのぞく）】



○放課後の過ごし方

【現状】

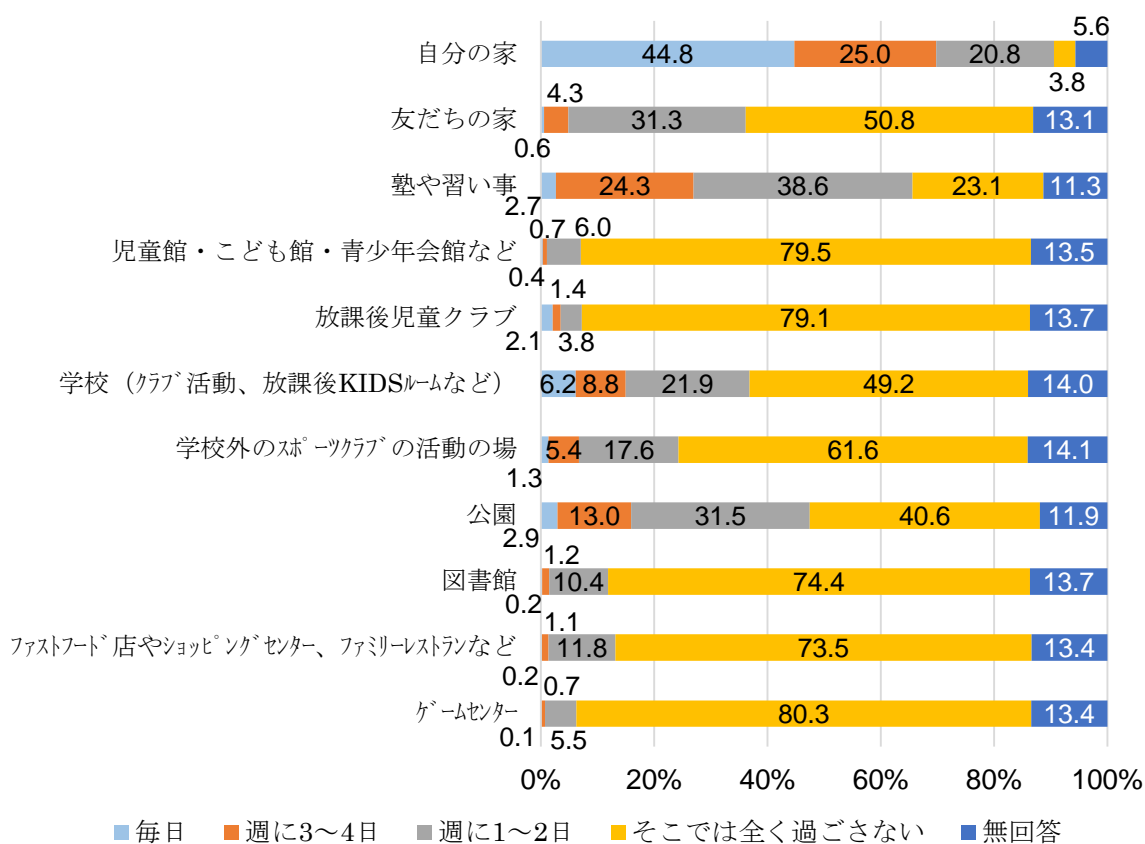
「平日（学校に行く日）の放課後（夕方6時くらいまで）、どこで過ごしますか。」という設問に対し、小学5年生では、「自分の家」「塾や習い事」「公園」「学校」で週に3～4日以上過ごす割合が高くなっています。また、困窮層、周辺層は、習い事や塾で過ごす頻度が一般層より低くなっています。

中学2年生では、「学校」「自分の家」「塾や習い事」で週に3～4日以上過ごす割合が高くなっています。また、困窮層は、「自分の家」で過ごす頻度が高くなっています。

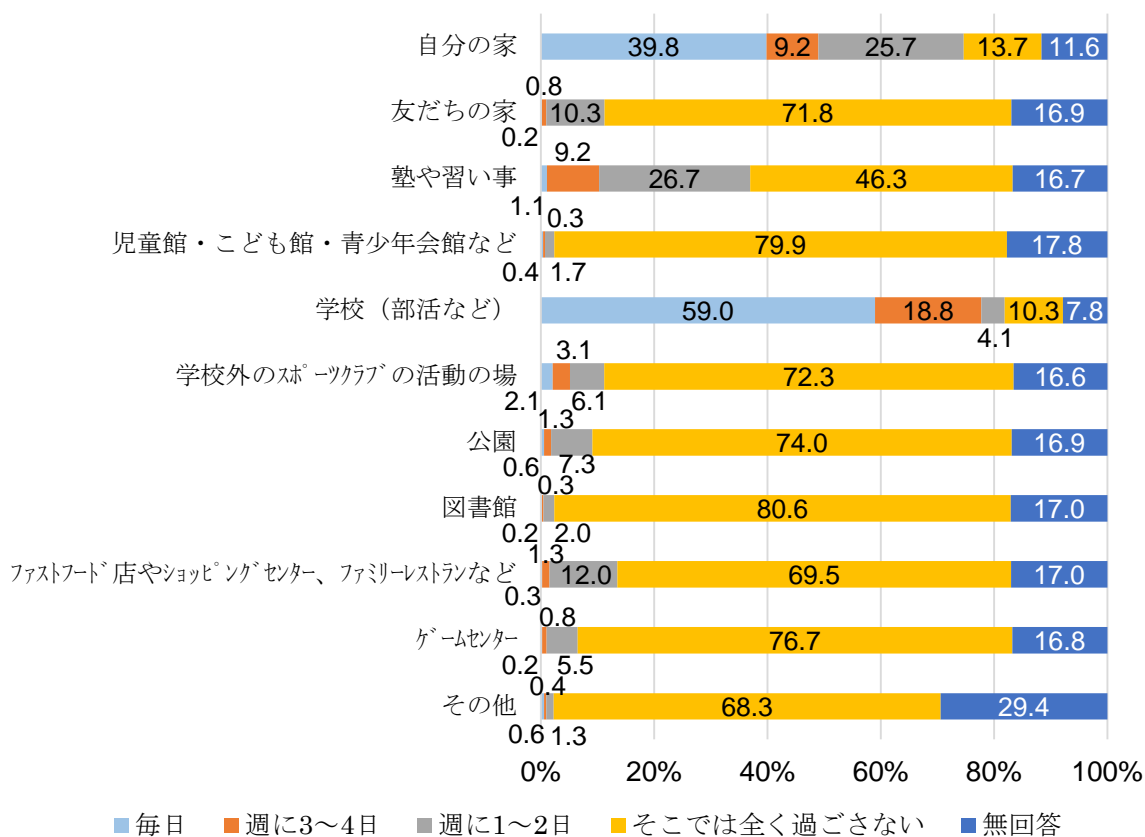
次に、「これまでに、夜遅くまで子どもだけで過ごしたことがありますか。」という設問に対し、「よくあった」「時々あった」を合わせた回答は、小学5年生は4.7%、中学2年生は13.5%となっています。また、小学5年生では周辺層、中学2年生では困窮層が多くなっています。

【平日の放課後に過ごす場所】

平日の放課後に過ごす場所（小学5年生）

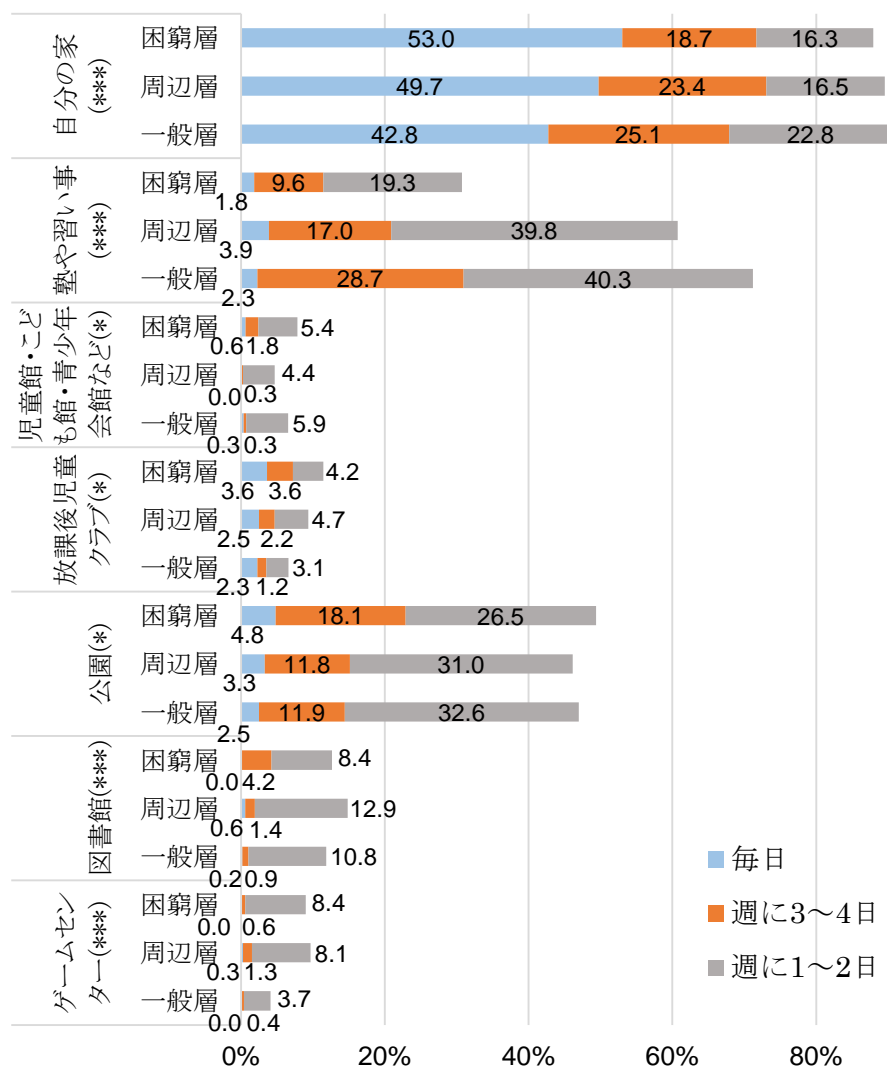


平日の放課後に過ごす場所（中学2年生）

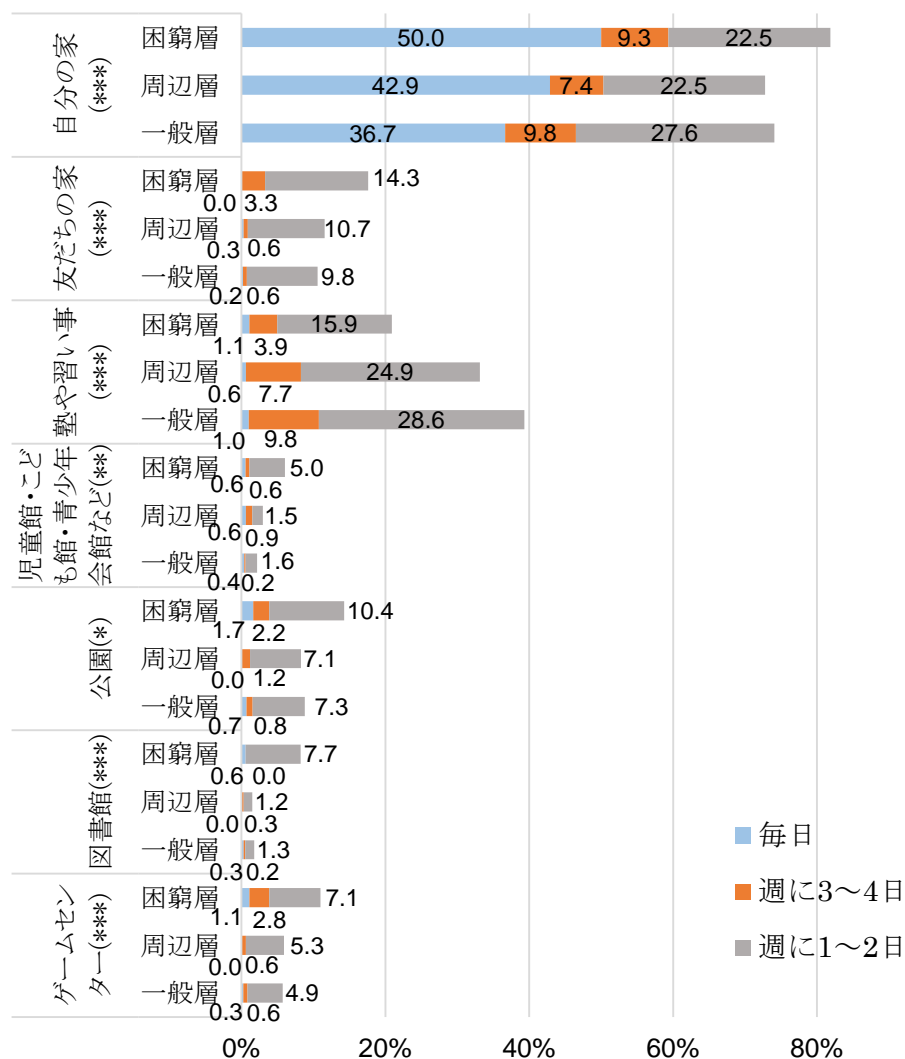


【生活困難度別にみた平日の放課後に過ごす場所】

平日の放課後に過ごす場所(小学5年生)：生活困難度別

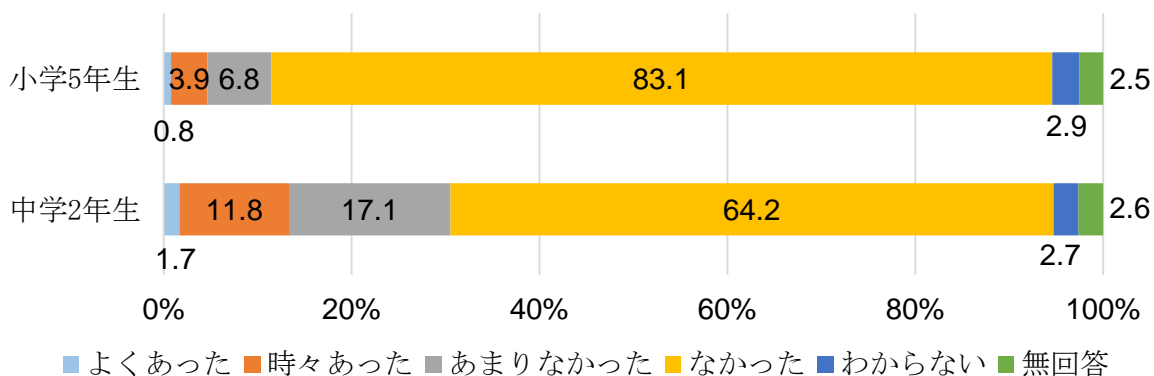


平日の放課後に過ごす場所(中学2年生)：生活困難度別



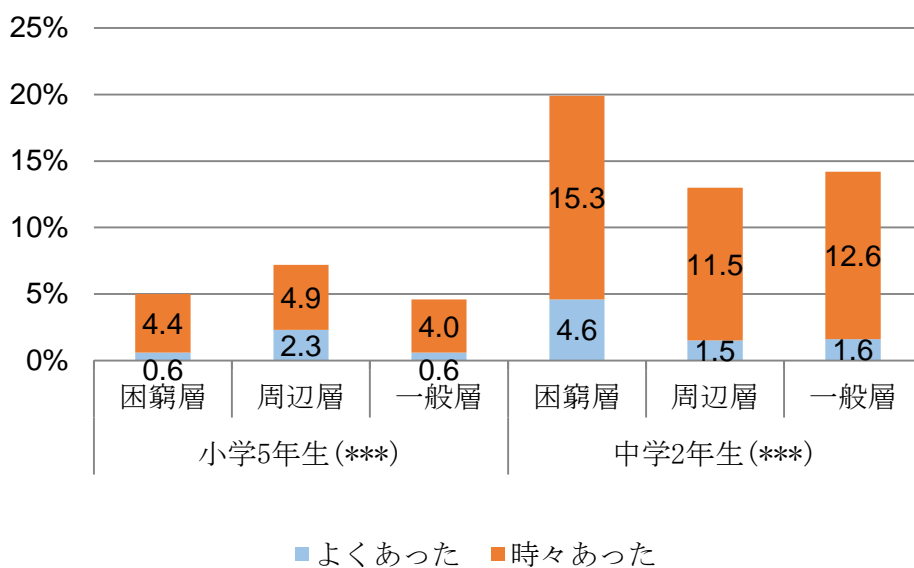
【夜遅くまで子どもだけで過ごした経験】

夜遅くまで子どもだけで過ごした経験



【生活困難度別にみた夜遅くまで子どもだけで過ごした経験】

夜遅くまで子どもだけで過ごした経験：生活困難度別



○放課後の居場所・休日の居場所・夕食の場所・何でも相談できる場所の利用意向

【現状】

「放課後に友達と食べたりおしゃべりをしたり、遊びや勉強、読書など自由に過ごせる場所や施設があれば使ってみたいと思いますか。」という設問に対し、小学5年生、中学2年生ともに約70%が「使ってみたい」と回答しています。

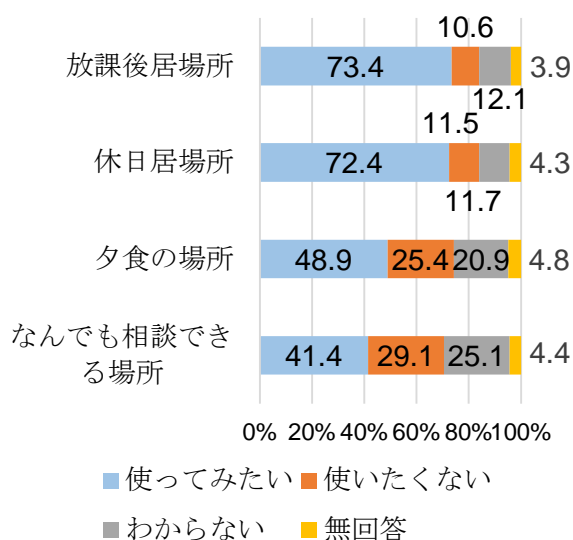
「休日や夏休みなどに友達と食べたりおしゃべりをしたり、遊びや勉強、読書など自由に過ごせる場所や施設があれば使ってみたいと思いますか。」という設問に対し、小学5年生、中学2年生ともに約70%が「使ってみたい」と回答しています。

「家族がいないときに、友だちや大人の人などとみんなで夕ごはんを食べることが出来る場所や施設があれば使ってみたいと思いますか。」という設問に対し、小学5年生は約50%、中学2年生は約40%が「使ってみたい」と回答しています。

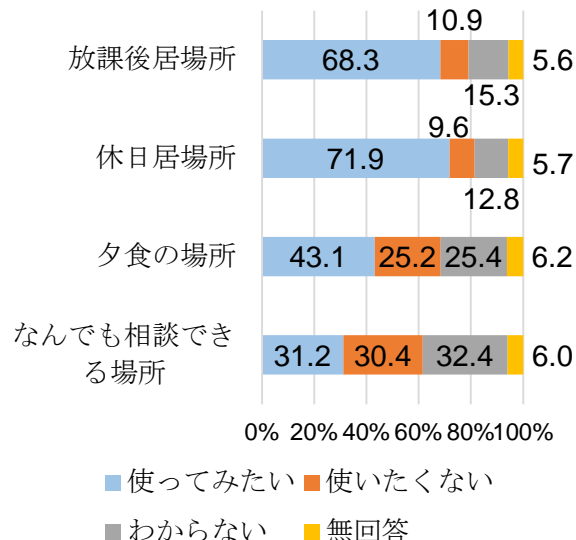
「自分のことや友だちのことなど何でも相談できる人のいる場所や施設があれば使ってみたいと思いますか。」という設問に対し、小学5年生は約40%、中学2年生は約30%が「使ってみたい」と回答しています。

【放課後の居場所・休日の居場所・夕食の場所・何でも相談できる場所の利用意向】

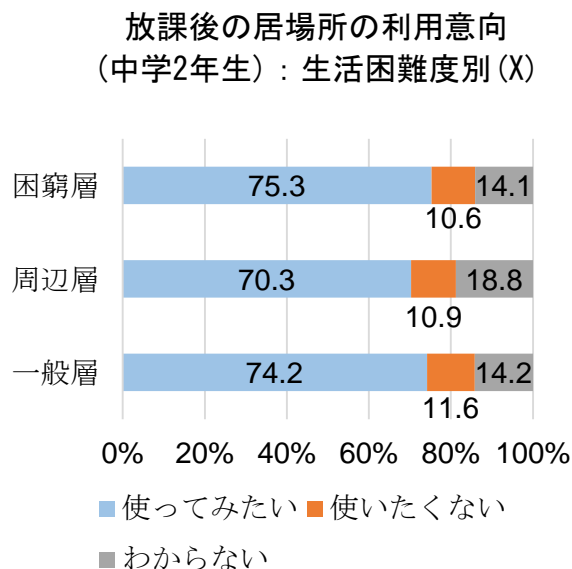
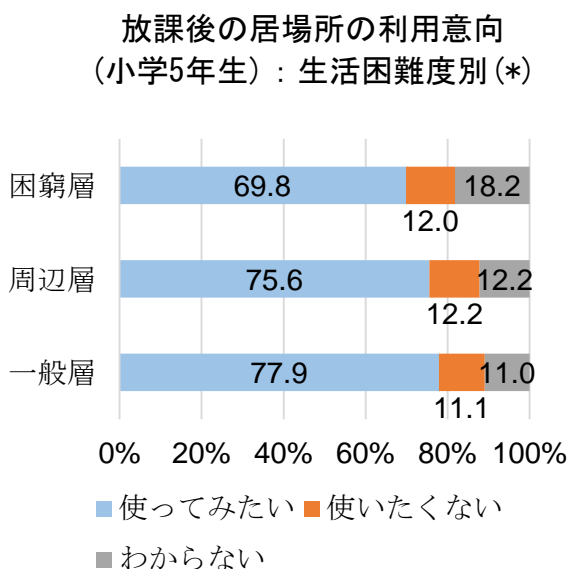
放課後の居場所・休日の居場所・夕食の場所・何でも相談できるところの利用意向(小学5年生)



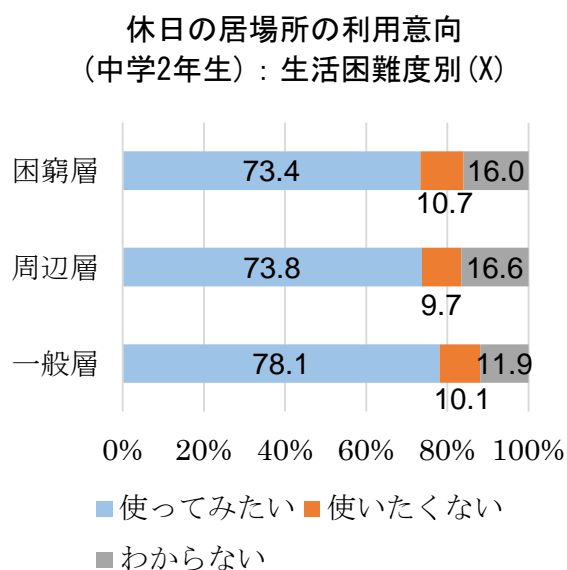
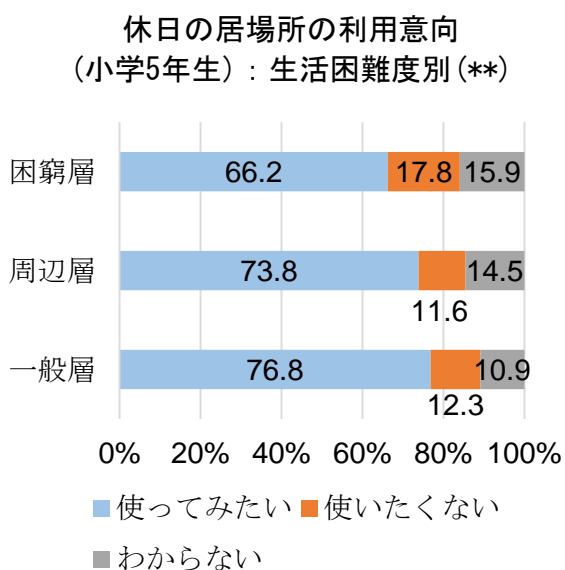
放課後の居場所・休日の居場所・夕食の場所・何でも相談できるところの利用意向(中学2年生)



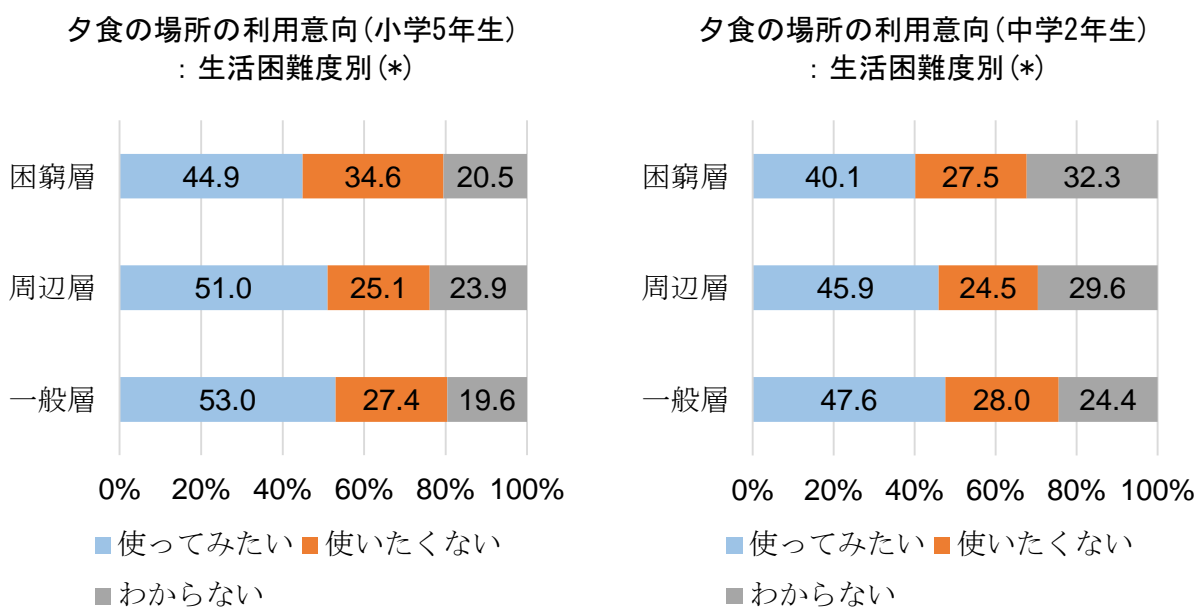
【生活困難度別にみた放課後の居場所の利用意向】



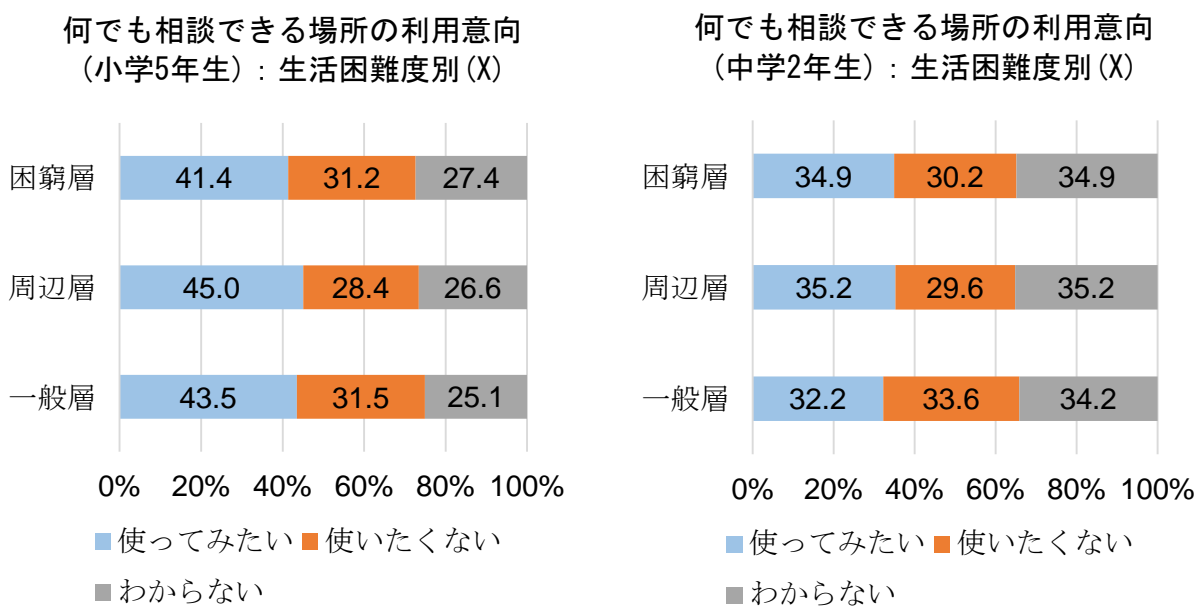
【生活困難度別にみた休日の居場所の利用意向】



【生活困難度別にみた夕食の場所の利用意向】



【生活困難度別にみた何でも相談できる場所の利用意向】



○孤立の状況

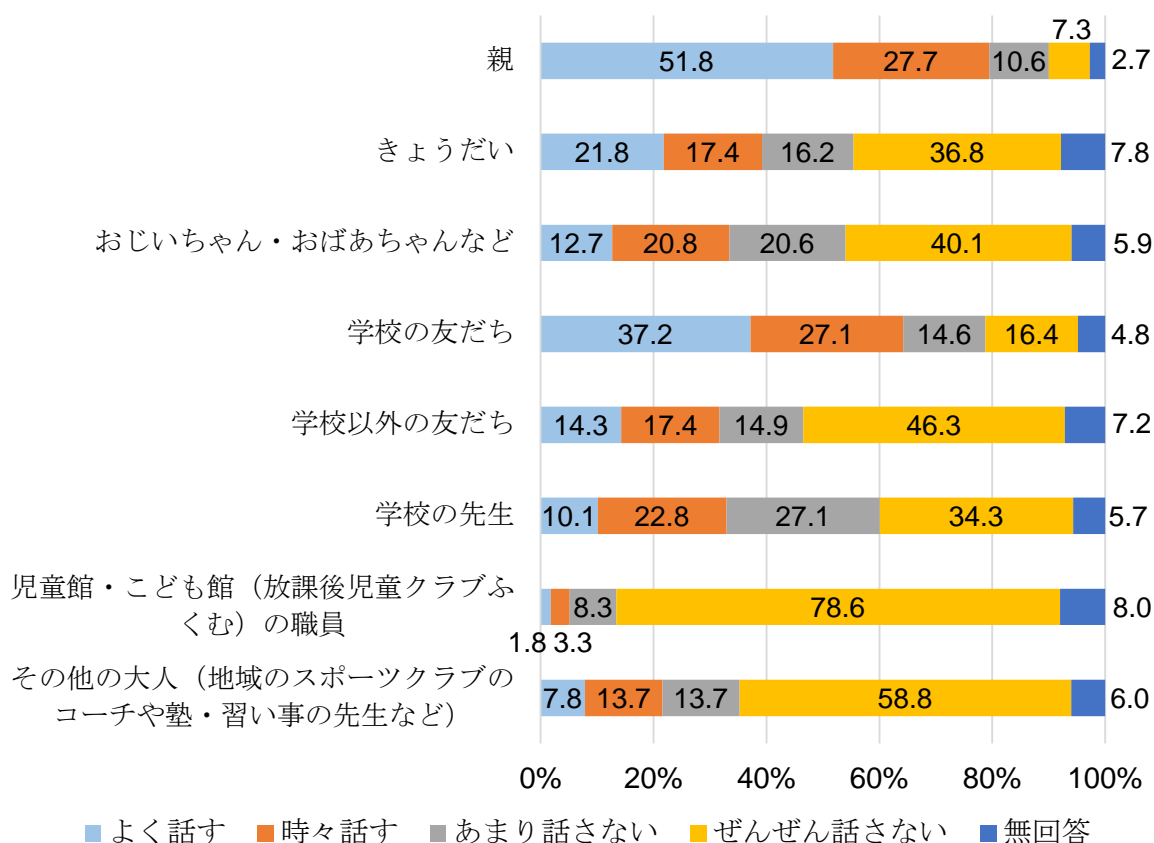
【現状】

「ふだん、楽しいことや悲しいこと、困っていることや悩みごとを、他の人にどれくらい話しますか。」という設問に対し、小学5年生、中学2年生ともに、「よく話す」相手は「親」「学校の友達」が多いと回答しています。

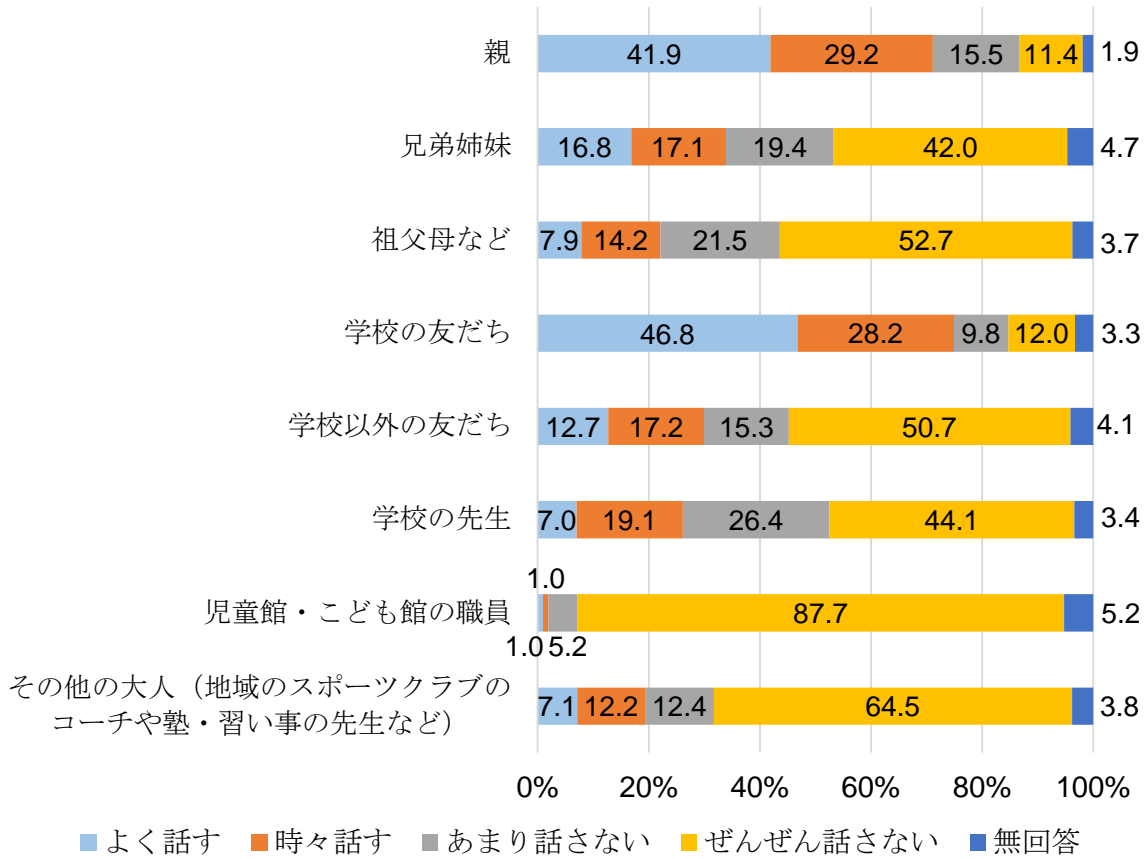
また、小学5年生で「児童館・こども館の職員」とよく話すのは、困窮層で6.6%、「その他の大人（地域のスポーツクラブのコーチや塾・習い事の先生など）」とよく話すのは、困窮層で3.9%となっています。中学2年生で「親」とあまり話さない周辺層が20.9%と高くなっており、「その他の大人」と話す困窮層は約16%となっています。

【会話の頻度】

会話の頻度（小学5年生）



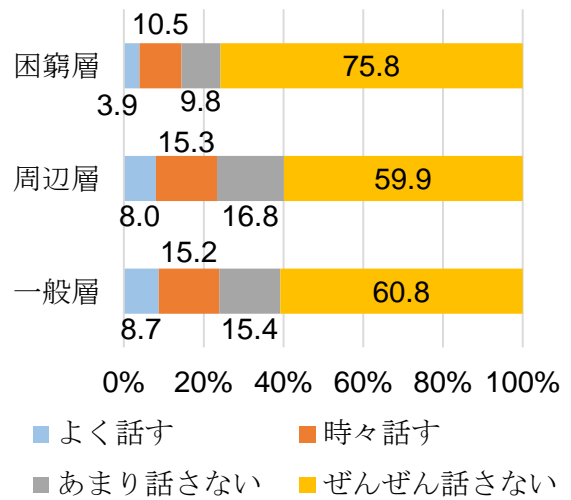
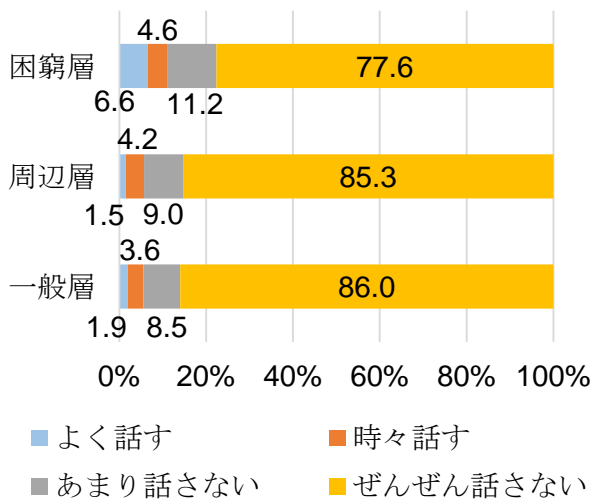
会話の頻度（中学2年生）



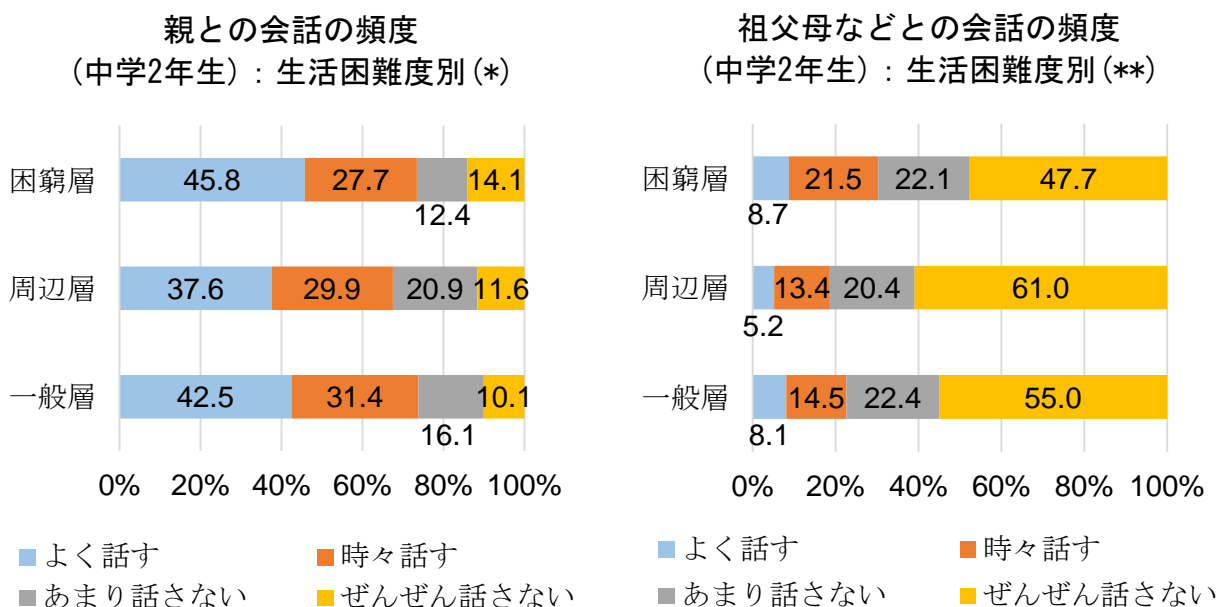
【生活困難度別にみた児童館・こども館の職員、その他の大人（地域のスポーツクラブのコーチや塾・習い事の先生など）との会話の頻度（小学5年生）】

児童館・こども館の職員との会話の頻度(小学5年生)：生活困難度別 (***)

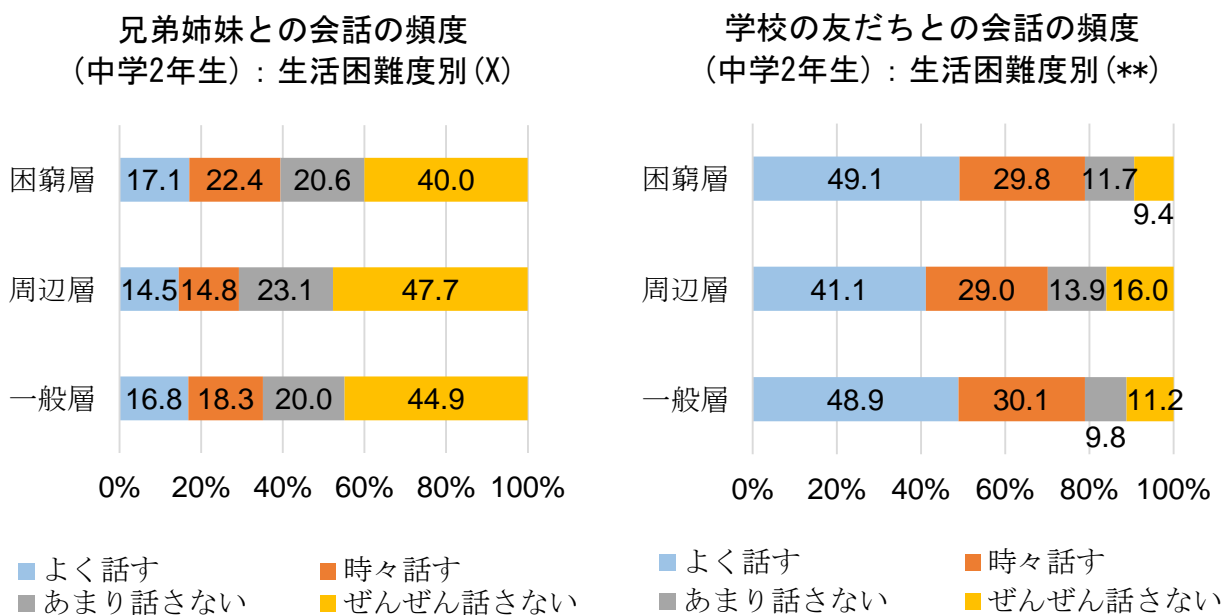
その他の大人との会話の頻度(小学5年生)：生活困難度別 (**)



【生活困難度別にみた親、祖父母などとの会話の頻度（中学2年生）】

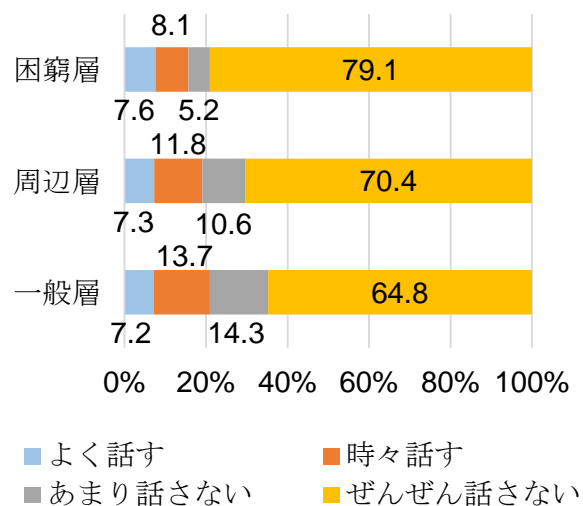


【生活困難度別にみた兄弟姉妹、友だちとの会話の頻度（中学2年生）】



【生活困難度別にみたその他の大人（地域のスポーツクラブのコーチや塾・習い事の先生など）との会話の頻度（中学2年生）】

その他の大人との会話の頻度
 (中学2年生) : 生活困難度別 (***)



第3章

計画の基本的な考え方

1 基本目標

本市の子ども・子育て支援の総合的な計画かつ上位計画である「松戸市子ども総合計画」の基本理念と基本目標をふまえ、本計画では次のとおり基本目標を掲げます。

〈基本目標〉

I 子どもの権利が尊重され、心豊かに育つことができる

社会環境や家庭状況のなかで、さまざまな困難さや課題を抱えている子どもがいます。こうした子どもを含め、すべての子どもの権利が等しく尊重され、心身ともに健やかに、自立した大人へと成長できるようにします。

II 家庭の子育て力が向上し、安心して子育てができる

すべての子どもが健やかに育つために、支援を必要とする家庭へのサポートを充実させ、経済的な負担のみならず孤立や不安などを軽減し、子どものために安心して過ごせる家庭環境をつくることできるようにします。

III 地域の特色と活力を生かし、子どもと家庭を支える

地域の中で市民一人ひとりが、困難さを抱える子どもとその家庭への支援の大切さに関心と理解を深め、地域社会全体で子どもの育ちを応援できるようにします。

目標：将来の夢がある子どもを増やします。

	小学5年生	中学2年生
夢がある子どもの割合	36.7%	52.6%

「子育て世帯生活実態調査」(H29, 松戸市)

2 基本目標を実現するための施策の体系

(1) 基本施策

国の「子どもの貧困対策会議」で決定された「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」の中で、「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」で示された「支援につながる」「生活を応援」「学びを応援」「仕事を応援」「住まいを応援」「社会全体で応援」の6つの分類に沿って、基本施策を定めました。

基本施策については、子育て世帯生活実態調査をはじめ、本市の現状分析等をもとに、「松戸市子どもの未来応援会議」での議論を踏まえて、課題及び基本的な施策の方向性について市が策定しました。

なお、本市の基本施策では、市民全体で子どもの未来を応援することが要になると考え、「社会全体で応援」を最初に位置付けました。

①社会全体で応援

すべての子どもが未来に夢や希望を持ち成長していくためには、行政だけでなく、さまざまな担い手が子どもの未来を支援する地域づくりが必要です。市民や地域団体、NPOなどの地域の担い手と行政がともに、「地域の見守り」や「気づき」を大切にする「子どもたちが、こぼれにくい地域づくり」を進めます。

②支援につながる

市民と行政の協働で「子どもたちが、こぼれにくい地域づくり」を進めるとともに、「制度の利用しやすさの向上」や「当事者視点に立った情報内容の見直し」など、子どもや家庭に行政の支援が確実ににつながる仕組みづくりを行い、「発見力」や「解決力」を高めていく必要があります。また、すべての子どもには何かしらの居場所が必要です。学校や家庭以外にも自由な時間と居場所を提供することで孤立を防止し、子ども一人ひとりのニーズや課題を把握し支援につなげる必要があります。

③生活を応援

すべての子どもや家庭の安定した生活の基盤（生活面や健康）を支えるためには、「経済的な支援」や、子どもが健やかに育つための「健康への支援・環境整備」が必要です。また、ひとり親家庭は、子育てと生計維持を一人で担っており、経済面のほか時間的なゆとりや健康面など課題もさまざまであることから、子どもが成長に必要な「他者との交流」や「さまざまな体験」を得られ

るような機会や支援など、特に個々の事情に寄り添ったきめ細かな支援を行う必要があります。

④学びを応援

貧困の連鎖を防止するため、教育費負担の軽減や学習支援により、親の経済状況にかかわらず、すべての子どもが安心して学習できる機会を確保する必要があります。

また、すべての子どもが集う場である学校を支援の土台（プラットフォーム）として、不登校や虐待など子どもや家庭が抱える課題への早期発見・早期対応を図るとともに、すべての子どもが質の高い教育を受けられるよう、学習環境や生活環境をきめ細かく整備する必要があります。

⑤仕事を応援

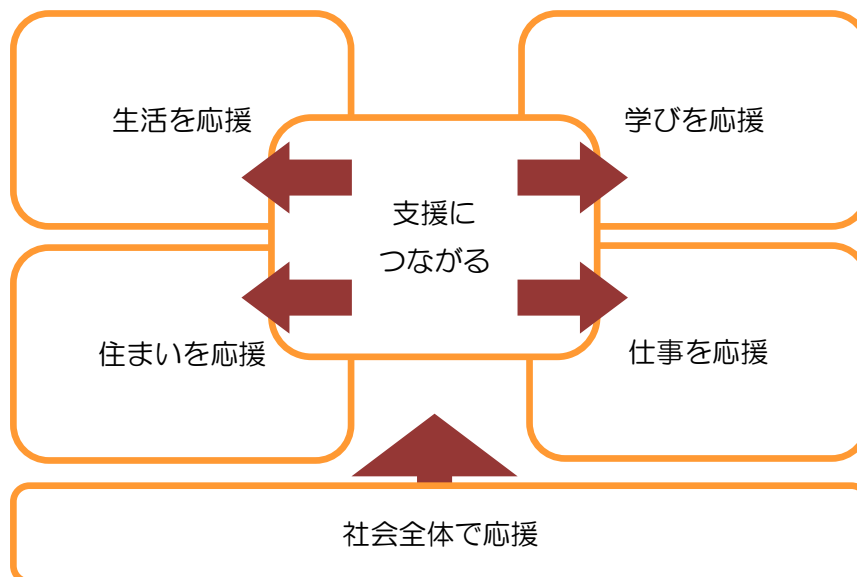
ひとり親家庭等の保護者が自立し安定した生活を営むためには、就労支援が大切です。

ひとり親家庭の保護者は、就業していても収入は低い傾向にあるため、パートや派遣などの非正規雇用から、収入の高い安定した仕事につなげる支援が必要となります。安定した就労につながるよう、親の資格取得に向けて支援する必要があります。

⑥住まいを応援

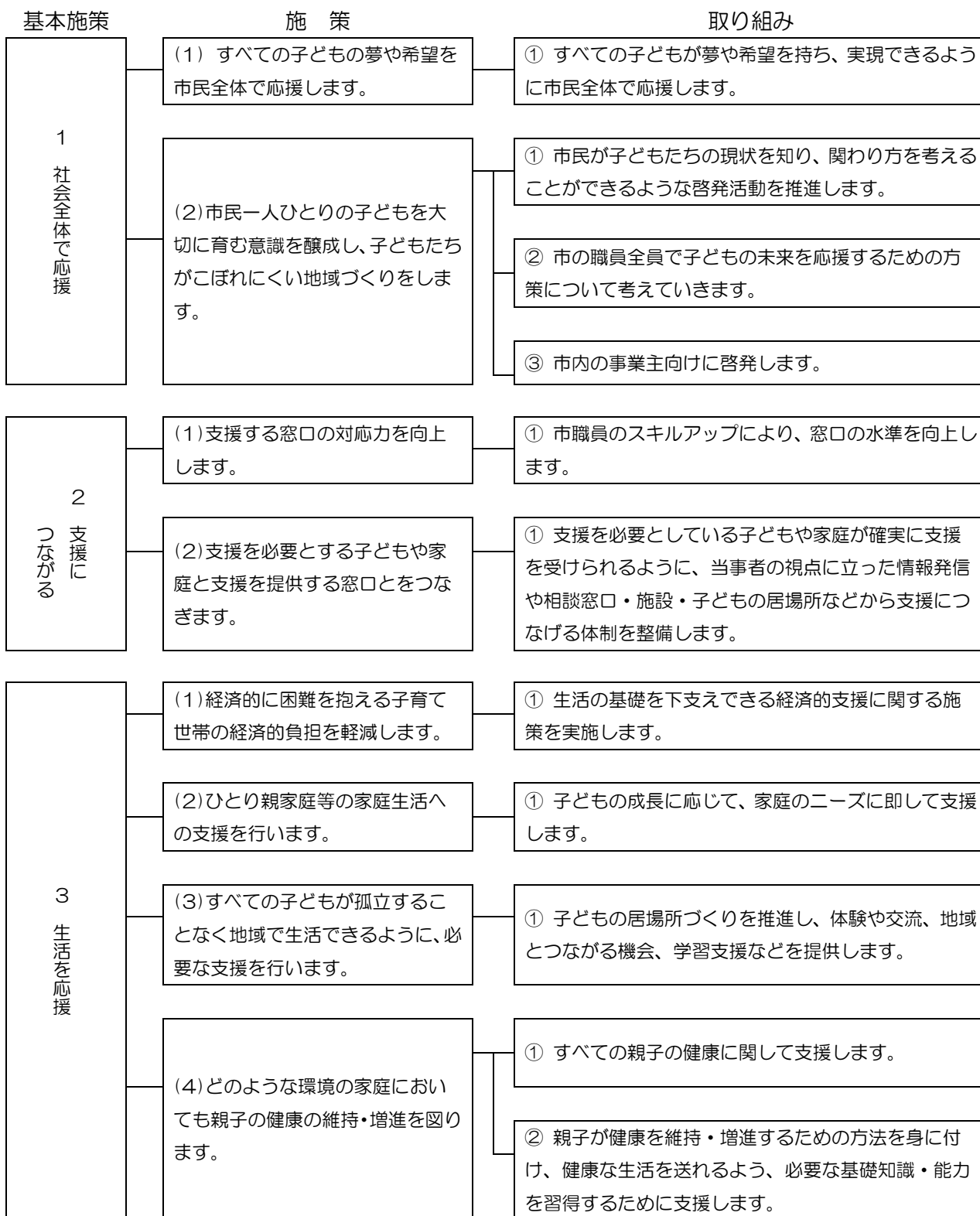
ひとり親家庭や児童養護施設等の退所者が、安定した生活を維持できるよう、生活の基盤となる住宅を確保する必要があります。

【6つの分類のイメージ】



(2) 施策の体系

貧困対策に資する取り組みについて、6つの基本施策に沿って整理しました。



基本施策	施策	取り組み
4 学びを応援	(1)教育費に困難を抱える家庭に対して、教育費の負担を軽減します。	① どのような環境にある子どもであっても将来にわたって安心して教育が受けられるように、就学から高等教育の段階に応じて教育費の負担を軽減します。
	(2)学校教育等において、子どもに基礎的な学力を定着させる機会を確保します。	① すべての子どもに基礎的な学力を定着させる機会を確保します。 ② 不登校児童・生徒などに対して支援します。
	(3)子どもの居場所で、学びにつながる支援を行います。	① 地域にある子どもの居場所で、学びにつながる取り組みや支援を推進します。
	(4)学校・地域・行政が連携して、子どもや家庭の困りごとの解決に向けて、多面的な支援を行います。	① 学校・地域・行政が連携して、課題を抱える子どもや家庭の困りごとの解決に向けて、多面的に支援します。
	(5)すべての子どもが健やかに育つように家庭教育の普及啓発を行います。	① 家庭教育の大切さに関して普及啓発します。
5 仕事を応援	(1)就職に関する情報の提供や、就労につながる支援を行います。	① ひとり親家庭等の親子が採用に結びつくために、個々のニーズに応じて支援します。
	(2)就職に必要な能力を身に付けたり、安定して仕事が続けられるように支援を行います。	① ひとり親家庭等の親子が安定した仕事に就けるように支援します。 ② ひとり親家庭等の親子が安定した就業に結びつきやすい資格を取得するために支援します。
6 住まいを応援	(1)住居に困っているひとり親家庭等について、住まいの提供に取り組みます。	① ひとり親家庭に住居を提供します。
	(2)住居に困っている家庭が円滑に住居を確保できるように入居支援に取り組みます。	① ひとり親家庭の保護者等が住居を確保できるよう支援します。
	(3)住まいにかかる費用負担の軽減に取り組みます。	① ひとり親家庭等の住居にかかる費用負担の軽減や費用について配慮します。

(3) 事業一覧（119事業（再掲含む））

基本 施策	施策	取り 組み	事 業 名	担当課（室）	頁
1 社会全体で応援（10事業）					
(1) すべての子どもの夢や希望を市民全体で応援します。					
① すべての子どもが夢や希望を持ち、実現できるように市民全体で応援します。					
			拡 子どもの夢支援事業（子ども夢フォーラム）	子どもわかもの課	68
			拡 子どもの夢支援事業（ゲットユアドリーム）	子どもわかもの課	68
			子どもの未来応援事業（情報共有）	子ども家庭相談課 子どもの未来応援担当室	69
			新 子どもの未来応援事業（活動内容の周知）	子ども家庭相談課 子どもの未来応援担当室	69
(2) 市民一人ひとりの子どもを大切に育む意識を醸成し、子どもたちがこぼれにくい地域づくりをします。					
① 市民が子どもたちの現状を知り、関わり方を考えることができるような啓発活動を推進します。					
			パートナー講座（出前）	子ども家庭相談課 子どもの未来応援担当室	69
			新 子どもの未来応援事業（講演会の開催）	子ども家庭相談課 子どもの未来応援担当室	69
			新 青少年自立支援事業（中学生支援業務・放課後過ごし方ガイドの作成）	子どもわかもの課	69
② 市の職員全員で子どもの未来を応援するための方策について考えていきます。					
			子どもの未来応援事業（市役所内の連携）	子ども家庭相談課 子どもの未来応援担当室	70
			新 青少年自立支援事業（中学生支援業務・居場所づくり支援者研修会・情報交換会の開催）	子どもわかもの課	70
③ 市内の事業主向けに啓発します。					
			勤労会館管理運営事業（講座開催等業務）	商工振興課	70

基本 施策	施策	取り 組み	事 業 名	担当課（室）	頁
2 支援につながる（18事業）					
(1) 支援する窓口の対応力を向上します。					
① 市職員のスキルアップにより、窓口の水準を向上します。					
			人権施策推進事業	行政経営課	71
			新青少年自立支援事業（中高生支援業務・居場所づくり支援者研修会・情報交換会の開催）【再掲】	子どもわかもの課	71
(2) 支援を必要とする子どもや家庭と支援を提供する窓口とをつなぎます。					
① 支援を必要としている子どもや家庭が確実に支援を受けられるように、当事者の視点に立った情報発信や相談窓口・施設・子どもの居場所などから支援につなげる体制を整備します。					
			育児の情報提供事業（子育てホームページ管理運営業務）	子ども政策課	72
			育児の情報提供事業（育児の情報提供業務）	子ども政策課	72
			拡育児の情報提供事業（子育てガイドブック作成業務）	子ども政策課	72
			新青少年自立支援事業（中高生支援業務・放課後過ごし方ガイドの作成）【再掲】	子どもわかもの課	72
			新青少年自立支援事業（中高生支援業務・子どもの居場所づくり事業）	子どもわかもの課	72
			スマイルサポート業務	幼児保育課	73
			ひとり親家庭相談支援事業（ひとり親家庭相談支援業務）	子育て支援課	73
			ひとり親家庭支援事業（母子・父子自立支援プログラム策定業務）	子育て支援課	73
			ゆうまつどこころの相談事業	男女共同参画課	73
			拡学校教育相談事業（学校教育相談業務・スクールソーシャルワーカー）	教育研究所	73
			生活困窮者自立支援事業（自立相談支援業務）	生活支援一課	73
			児童虐待等早期発見・対応事業（家庭児童相談関係業務）	子ども家庭相談課	74
			地域子ども・子育て支援事業（母子保健型利用者支援業務）	子ども家庭相談課 母子保健担当室	74
			生活保護決定・実施事業（面接相談業務）	生活支援一課 生活支援二課	74
			生活保護決定・実施事業（ケースワーク業務）	生活支援一課 生活支援二課	74
			人権被害者相談事業	行政経営課	74

基本 施策	施策	取り 組み	事 業 名	担当課（室）	頁
3 生活を応援（37事業）					
(1) 経済的に困難を抱える子育て世帯の経済的負担を軽減します。					
① 生活の基礎を下支えできる経済的支援に関する施策を実施します。					
			地域子ども・子育て支援事業（ファミリーサポートセンター業務）	子育て支援課	75
			放課後子ども総合プラン事業（放課後児童健全育成業務）	子育て支援課	75
			児童扶養手当給付事業	子育て支援課 児童給付担当室	75
			遺児手当給付事業	子育て支援課 児童給付担当室	75
			ひとり親家庭支援事業（ひとり親家庭医療費等助成業務）	子育て支援課 児童給付担当室	76
			児童運営費（保育所保育料）負担金	幼児保育課	76
			保育士就職支援のための貸付金事業	幼児保育課	76
			生活保護法による各種扶助費（生活扶助費）	生活支援一課 生活支援二課	76
			生活保護法による各種扶助費（医療扶助費）	生活支援一課 生活支援二課	76
			災害補償・就学援助事業（要保護及び準要保護児童生徒医療援助費）	保健体育課	76
			小学校給食管理運営事業（準要保護児童給食援助費）	保健体育課	77
			中学校給食管理運営事業（準要保護生徒給食援助費）	保健体育課	77
(2) ひとり親家庭等の家庭生活への支援を行います。					
① 子どもの成長に応じて、家庭のニーズに即して支援します。					
			地域子ども・子育て支援事業（ファミリーサポートセンター業務）【再掲】	子育て支援課	77
			放課後子ども総合プラン事業（放課後児童健全育成業務）【再掲】	子育て支援課	77
			地域子ども・子育て支援事業（病児・病後児保育業務）	子育て支援課	77
			親向けキャリア教育	男女共同参画課	78
			生活困窮者自立支援事業（家計相談支援業務）	生活支援一課	78

第3章 計画の基本的な考え方

基本 施策	施策	取り 組み	事 業 名	担当課（室）	頁
			(3) すべての子どもが孤立することなく地域で生活できるように、必要な支援を行います。		
			① 子どもの居場所づくりを推進し、体験や交流、地域とつながる機会、学習支援などを提供します。		
			【拡】生活困窮者自立支援事業（子どもの学習支援業務）	生活支援一課	78
			【拡】ひとり親家庭支援事業（ひとり親家庭学習支援業務）	子育て支援課	
			青少年会館学習機会提供事業（各種講座開催業務）	生涯学習推進課	79
			【新】青少年自立支援事業（中高生支援業務・子どもの居場所づくり事業）	子どもわかもの課	79
			【新】青少年自立支援事業（中高生支援業務・居場所づくり支援者研修会・情報交換会の開催）【再掲】	子どもわかもの課	79
			【新】青少年自立支援事業（中高生支援業務・放課後過ごし方ガイドの作成）【再掲】	子どもわかもの課	79
			(4) どのような環境の家庭においても親子の健康の維持・増進を図ります。		
			① すべての親子の健康に関して支援します。		
			妊産婦保健指導事業（産後ケア業務）	子ども家庭相談課 母子保健担当室	80
			地域子ども・子育て支援事業（養育支援訪問業務）	子ども家庭相談課 母子保健担当室	80
			妊産婦保健指導事業（ママパパ学級開催業務）	子ども家庭相談課 母子保健担当室	80
			家庭訪問事業	子ども家庭相談課 母子保健担当室	80
			乳幼児健康診査事業	子ども家庭相談課 母子保健担当室	80
			母子保健指導事業（母子保健歯科指導業務）	子ども家庭相談課 母子保健担当室	80
			地域子ども・子育て支援事業（母子保健型利用者支援業務）【再掲】	子ども家庭相談課 母子保健担当室	81
			母子生活支援事業（入院助産措置委託業務）	子ども家庭相談課	81
			予防接種事業	健康推進課	81
			健康増進啓発事業（歯科予防業務）	健康推進課	81
			② 親子が健康を維持・増進するための方法を身に付け、健康な生活を送れるよう、必要な基礎知識・能力を習得するために支援します。		
			子育てホームページ管理運営業務【再掲】	子ども政策課	81
			育児の情報提供事業（育児の情報提供業務）【再掲】	子ども政策課	81
			食育推進事業	健康福祉政策課	82
			学校保健啓発事業	保健体育課	82

第3章 計画の基本的な考え方

基本 施策	施策	取り 組み	事 業 名	担当課（室）	頁
4 学びを応援（26事業）					
(1) 教育費に困難を抱える家庭に対して、教育費の負担を軽減します。					
① どのような環境にある子どもであっても将来にわたって安心して教育が受けられるように、就学から高等教育の段階に応じて教育費の負担を軽減します。					
			小学校要保護及び準要保護児童就学援助費	学務課	83
			中学校要保護及び準要保護生徒就学援助費	学務課	83
			生活保護法による各種扶助費（教育扶助費）	生活支援一課 生活支援二課	83
			生活保護法による各種扶助費（生業扶助費における高等学校等就学費）	生活支援一課 生活支援二課	84
			☒生活困窮者自立支援事業（子どもの学習支援業務）【再掲】	生活支援一課	84
			☒ひとり親家庭支援事業（ひとり親家庭学習支援業務）【再掲】	子育て支援課	
			ひとり親家庭支援事業（ひとり親家庭相談支援業務）【再掲】	子育て支援課	84
			高等学校修学資金関係事業	子育て支援課 児童給付担当室	84
(2) 学校教育等において、子どもに基礎的な学力を定着させる機会を確保します。					
① すべての子どもに基礎的な学力を定着させる機会を確保します。					
			特色ある学校づくり推進事業（スタッフ派遣業務）	教育研究所	85
			特色ある学校づくり推進事業（スタッフ派遣業務）【再掲】	指導課	85
			特別支援教育事業（特別支援学級補助教員派遣業務）	教育研究所	85
			児童生徒活動支援事業（児童生徒活動支援業務）	指導課	85
			学習指導事業（国際理解教育推進業務）	指導課	85
			☒生活困窮者自立支援事業（子どもの学習支援業務）【再掲】	生活支援一課	86
			☒ひとり親家庭支援事業（ひとり親家庭学習支援業務）【再掲】	子育て支援課	
② 不登校児童・生徒などに対して支援します。					
			教育相談事業（適応指導教室運営業務）	教育研究所	86
			教育相談事業（学校教育相談業務・訪問相談）	教育研究所	86

第3章 計画の基本的な考え方

基本 施策	施策	取り 組み	事 業 名	担当課（室）	頁
			(3) 子どもの居場所で、学びにつながる支援を行います。		
			① 地域にある子どもの居場所で、学びにつながる取り組みや支援を推進します。		
			<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 拡生活困窮者自立支援事業（子どもの学習支援業務） 【再掲】 </div>	生活支援一課	87
			<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 拡ひとり親家庭支援事業（ひとり親家庭学習支援業務）【再掲】 </div>	子育て支援課	
			青少年会館学習機会提供事業（各種講座開催業務）【再掲】	生涯学習推進課	87
			<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 新青少年自立支援事業（中高生支援業務・子どもの居場所づくり事業）【再掲】 </div>	子どもわかもの課	87
			(4) 学校・地域・行政が連携して、子どもや家庭の困りごとの解決に向けて、多面的な支援を行います。		
			① 学校・地域・行政が連携して、課題を抱える子どもや家庭の困りごとの解決に向けて、多面的に支援します。		
			<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 拡教育相談事業（学校教育相談業務・スクールソーシャルワーカー）【再掲】 </div>	教育研究所	88
			幼児教育振興事業（幼保小連携）	子ども政策課 幼児教育担当室	88
			(5) すべての子どもが健やかに育つように家庭教育の普及啓発を行います。		
			① 家庭教育の大切さに関して普及啓発します。		
			幼児教育振興事業（ブックスタート）	子ども政策課 幼児教育担当室	88
			家庭教育力向上事業（家庭教育支援業務）	生涯学習推進課	89
			家庭教育力向上事業（家庭教育学級開催業務）	生涯学習推進課	89

基本 施策	施策	取り 組み	事 業 名	担当課（室）	頁
5 仕事を応援（20事業）					
(1) 就職に関する情報の提供や、就労につながる支援を行います。					
① ひとり親家庭等の親子が採用に結びつくために、個々のニーズに応じて支援します。					
			就職活動支援一時預かり保育事業（送迎保育業務）	幼児保育課	90
			ひとり親家庭支援事業（母子・父子自立支援プログラム策定業務）【再掲】	子育て支援課	90
			ひとり親家庭支援事業（ひとり親家庭相談支援業務）【再掲】	子育て支援課	90
			雇用促進事業（若者就労支援業務）	商工振興課	90
			雇用促進事業（求人・求職雇用促進業務）	商工振興課	91
			まつど女性就労・両立支援相談事業	男女共同参画課	91
			再就職支援事業	男女共同参画課	91
			生活困窮者自立支援事業（自立相談支援業務・生活困窮者に対する就労支援）【再掲】	生活支援一課	91
			生活保護決定・実施事業（生活保護被保護者に対する就労支援）【再掲】	生活支援一課 生活支援二課	91
(2) 就職に必要な能力を身に付けたり、安定して仕事が続けられるように支援を行います。					
① ひとり親家庭等の親子が安定した仕事に就けるように支援します。					
			保育所（園）等入所選考基準	幼児保育課	92
			ひとり親家庭支援事業（母子・父子自立支援プログラム策定業務）【再掲】	子育て支援課	92
			ひとり親家庭支援事業（ひとり親家庭学習支援業務・高等学校卒業程度認定試験合格支援）	子育て支援課	92
			雇用促進事業（若者就労支援業務）	商工振興課	92
			生活困窮者自立支援事業（就労準備支援業務・生活困窮者に対する就労準備支援）	生活支援一課	93
			生活保護決定・実施事業（生活保護被保護者に対する就労準備支援）	生活支援一課 生活支援二課	93
② ひとり親家庭等の親子が安定した就業に結びつきやすい資格を取得するために支援します。					
			保育士資格取得支援業務	幼児保育課	93
			ひとり親家庭支援事業（ひとり親家庭就労促進業務）	子育て支援課	93
			ひとり親家庭支援事業（母子家庭等高等訓練促進業務）	子育て支援課	94
			雇用促進事業（若者就労支援業務）【再掲】	商工振興課	94
			生活保護法による各種扶助費（生業扶助費における技能習得費）	生活支援一課 生活支援二課	94

基本 施策	施策	取り 組み	事 業 名	担当課（室）	頁
6 住まいを応援（8事業）					
(1) 住居に困っているひとり親家庭等について、住まいの提供に取り組みます。					
① ひとり親家庭に住居を提供します。					
			市営住宅管理事業	住宅政策課	95
			生活困窮者自立支援事業（一時生活支援業務）	生活支援一課	95
(2) 住居に困っている家庭が円滑に住居を確保できるように入居支援に取り組みます。					
① ひとり親家庭の保護者等が住居を確保できるよう支援します。					
			市営住宅管理事業【再掲】	住宅政策課	96
			民間住宅への入居に関する住宅確保要配慮者への居住支援サービス事業	住宅政策課	96
(3) 住まいにかかる費用負担の軽減に取り組みます。					
① ひとり親家庭等の住居にかかる費用負担の軽減や費用について配慮します。					
			市営住宅管理事業【再掲】	住宅政策課	96
			生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金）	生活支援一課	96
			生活保護法による各種扶助費（住宅扶助費）	生活支援一課 生活支援二課	97
			保育士宿舎借上支援事業	幼児保育課	97

第4章

施策の展開

1 社会全体で応援

(1) すべての子どもの夢や希望を市民全体で応援します。

- ① すべての子どもが夢や希望を持ち、実現できるように、市民全体で応援します。

親や先生以外の地域で活躍する大人と触れ合う機会や、スポーツや文化活動の表彰や発表の場を提供し、子ども自らが将来を考え未来に夢や希望を持ち成長する支援をします。

また、子どもの未来を応援するため、本市では、これまでも市民、町会・自治会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、NPO等が地域課題の解決に取り組んできました。さらに、新たな担い手として子ども食堂を運営する団体なども活動しています。子どもの貧困対策は、多岐にわたり問題も複雑に絡み合っている場合が多くありますので、今後も様々な団体と連携して「子どもたちがこぼれにくい地域づくり」を進めます。

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（室）
拡 子どもの夢支援事業（子ども夢フォーラム）	すべての子どもたちが夢を持ち実現をめざすことができるように、小中学生のスポーツや文化活動の紹介と表彰や発表の場の提供などの支援をします。 拡充 地域の担い手とともに、発表の場を拡充し、表彰を拡大します。	小中学生	子どもわかもの課
拡 子どもの夢支援事業（ゲットユアドリーム）	中高生が、地域のさまざまな職業や経歴の大人と交流し、多様な価値観に触れ、将来の夢を考える機会を提供します。 拡充 連携して実施する中学校、高校を増やします。	中高生	子どもわかもの課

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（室）
子どもの未来応援事業（情報共有）	市民、関連団体、NPO、企業等と連携して、情報を共有しながら、子どもの貧困対策を推進します。	市民、関連団体、NPO、企業等	子ども家庭相談課子どもの未来応援担当室
新 子どもの未来応援事業（活動内容の周知）	新規 子どもの貧困対策は、様々な担い手による支援が必要です。そのため多くの市民が担い手になっていけるよう活動内容を紹介します。	市民、関連団体、NPO、企業等	子ども家庭相談課子どもの未来応援担当室

(2) 市民一人ひとりの子どもを大切に育む意識を醸成し、子どもたちがこぼれにくい地域づくりをします。

- ① 市民が子どもたちの現状を知り、関わり方を考えることができるような啓発活動を推進します。

子どもの未来を応援するため、市民に普及啓発するとともに、外国籍の子どもを支援します。

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（室）
パートナー講座（出前）	子どもたちを取り巻く現状、子どもの貧困対策について、パートナー講座を開催し、市民の理解を深めます。	市民	子ども家庭相談課子どもの未来応援担当室
新 子どもの未来応援事業（講演会の開催）	新規 子どもの貧困対策に関する理解を深め、地域における支援を広げるため、講演会などを開催します。	市民	子ども家庭相談課子どもの未来応援担当室
新 青少年自立支援事業（中高生支援業務・放課後過ごし方ガイドの作成）	新規 小中高生に向けた放課後の過ごし方ガイドを作成します。また、外国籍の家庭のために各国語版（英語、中国語、韓国語、タガログ語、ベトナム語等）を作成、配布します。	小中高生	子どもわかもの課

② 市の職員全員で子どもの未来を応援するための方策について考えていきます。

生まれ育った環境に左右されず子どもの夢が実現できるよう、松戸市役所全体で子どもの未来を応援します。

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（室）
子どもの未来応援事業（市役所内の連携）	子どもの貧困対策を推進するため、市役所内の関係課の連携を図ります。	市役所内関係課	子ども家庭相談課 子どもの未来応援担当室
新 青少年自立支援事業（中高生支援業務・居場所づくり支援者研修会・情報交換会の開催）	新規 児童館・こども館・青少年会館など、小中高生の居場所づくりに携わる支援者や職員のスキルアップのための支援者研修会・情報交換会を開催します。	小中高生	子どもわかもの課

③ 市内の事業主向けに啓発します。

市が主催する事業主向けの労働セミナー等で、子どもの貧困対策について説明するなど、子どもの未来応援について普及啓発します。

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（室）
勤労会館管理運営事業（講座開催等業務）	良好な労働環境の整備及び職場における適正な労務管理を目的に、労働セミナーを開催します。	市内企業経営者及び人事・労務担当者	商工振興課

2 支援につながる

(1) 支援する窓口の対応力を向上します。

- ① 市職員のスキルアップにより、窓口の対応力を向上します。

窓口での対応力の水準を向上するため、研修会等を開催します。

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（室）
人権施策推進事業	人権文化を築くことを理念に掲げた「松戸市人権施策に関する基本方針」を策定し、さらに基本方針に基づく「人権施策推進に係る指針」を定めて、職員研修の実施及び庁内への啓発と情報提供を図っています。	市職員	行政経営課
新 青少年自立支援事業（中高生支援業務・居場所づくり支援者研修会・情報交換会の開催）【再掲】	新規 児童館・こども館・青少年会館など、小中高生の居場所づくりに携わる支援者や職員のスキルアップのための支援者研修会・情報交換会を開催します。	小中高生	子どもわかもの課

(2) 支援を必要とする子どもや家庭と支援を提供する窓口とをつなぎます。

- ① 支援を必要としている子どもや家庭が確実に支援を受けられるように、当事者の視点に立った情報発信や相談窓口・施設・子どもの居場所などから支援につながる体制を整備します。

支援を必要としている家庭がスムーズに支援を受けられるように、ホームページやアプリを活用して市民にわかりやすく情報提供します。

また、スクールソーシャルワーカーを学校に配置し、教育の場における福祉的アプローチを実施します。

さらに、ひとり親家庭、妊婦などを対象とした相談支援体制を整備しています。

事業名	事業概要	主な対象者	担当課(室)
育児の情報提供事業(子育てホームページ管理運営業務)	市ホームページ内の「まつど DE 子育て」で市内の子育て情報を一元化し、提供します。	妊娠期～すべての保護者	子ども政策課
育児の情報提供事業(育児の情報提供業務)	「まつど DE 子育て」と連動させた子育てアプリを導入し、プッシュ型の情報提供を行います。	妊娠期～すべての保護者	子ども政策課
拡 育児の情報提供事業(子育てガイドブック作成業務)	「まつど子育てガイドブック」で子育て情報を一元的に提供します。 拡充 外国籍の家庭のために、掲載概要の多言語版を作成、配付します。	妊娠期～すべての保護者	子ども政策課
新 青少年自立支援事業(中高生支援業務・放課後過ごし方ガイドの作成)【再掲】	新規 小中高生に向けた放課後の過ごし方ガイドを作成します。また、外国籍の家庭のために各国語版(英語、中国語、韓国語、タガログ語、ベトナム語等)を作成、配布します。	小中高生	子どもわかもの課
新 青少年自立支援事業(中高生支援業務・子どもの居場所づくり事業)	新規 放課後や長期休業中に、小中高生が利用できる安心安全な居場所を提供することにより、学校や家庭以外の自由な時間と場所の提供、知識や体験の提供、孤立の防止、子ども一人ひとりのニーズ把握や課題解決につながります。(子どもの居場所の新設、児童館・こども館等の事業拡大)	小中高生	子どもわかもの課

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（室）
スマイルサポート業務	地域の特定保育所で、子育ての相談を気軽に受け、保育の悩みを持つ保護者を支援します。	乳幼児とその保護者および妊娠中の方とその家族	幼児保育課
ひとり親家庭相談支援事業（ひとり親家庭相談支援業務）	母子または父子世帯及び寡婦世帯が抱えるさまざまな問題に関する相談に応じ、必要な支援を行います。	母子または父子世帯及び寡婦世帯	子育て支援課
ひとり親家庭支援事業（母子・父子自立支援プログラム策定業務）	就業支援専門員が相談を受け、個別に自立支援プログラムを策定、履歴書の書き方や就職面接に関する助言等、就職活動を支援します。	母子または父子世帯及び寡婦世帯	子育て支援課
ゆうまつどころの相談事業	自分の性格や生き方、夫婦や異性の関係、人間関係などで悩んでいる女性・男性を対象に、専門のカウンセラーが相談を行います。	市民	男女共同参画課
拡 学校教育相談事業（学校教育相談業務・スクールソーシャルワーカー）	教育と福祉の連携により、家庭環境に福祉的アプローチを行います。 拡充 スクールソーシャルワーカーの増員を目指します。	該当中学校及び中学校区の小学校	教育研究所
生活困窮者自立支援事業（自立相談支援業務）	「松戸市自立相談支援センター」において、一人ひとりの状況に合わせた支援プラン（本制度の各種事業・他制度・地域資源の利用等）を作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して問題解決に向けた支援を行います。	生活困窮者（現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人）	生活支援一課

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（室）
児童虐待等早期発見・対応事業（家庭児童相談関係業務）	「松戸市子ども家庭総合支援拠点」が中心となり、関係機関と連携しながら、児童福祉に関する相談支援を行います。	0歳から18歳未満の児童	子ども家庭相談課
地域子ども・子育て支援事業（母子保健型利用者支援業務）	市内3か所に設置した「子育て世代包括支援センター（親子すこやかセンター）」において、保健師、助産師、社会福祉士が、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供します。	妊婦及び乳幼児	子ども家庭相談課母子保健担当室
生活保護決定・実施事業（面接相談業務）	生活保護相談において、相談者の不安や生活状況等について聞き取ると共に、生活保護の趣旨等について説明します。また、必要に応じて手当・年金の受給や福祉サービス等の利用に向けた助言を行います。	生活保護被保護者	生活支援一課 生活支援二課
生活保護決定・実施事業（ケースワーク業務）	生活保護被保護者の自立に向けた支援を行い、必要に応じて手当・年金の受給や福祉サービス等の利用に向けた支援を行います。	生活保護被保護者	生活支援一課 生活支援二課
人権被害者相談事業	松戸市人権施策に関する基本方針のうち「相談支援体制の整備」にもとづき、関係機関との連携を図り、相談支援体制の整備を図っています。	人権侵害被害者	行政経営課

3 生活を応援

(1) 経済的に困難を抱える子育て世帯の経済的負担を軽減します。

- ① 生活の基礎を下支えできる経済的支援に関する施策を実施します。

経済的に困難を抱える子育て世帯に、生活や健康を支えるための経済的に支援します。

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（室）
地域子ども・子育て支援事業（ファミリーサポートセンター業務）	ファミリーサポートセンターの利用について、児童扶養手当受給世帯は利用料の半額を助成します。	児童扶養手当受給者	子育て支援課
放課後子ども総合プラン事業（放課後児童健全育成業務）	放課後児童クラブの利用について、就学援助対象世帯の利用料を減免します。	就学援助受給者	子育て支援課
児童扶養手当給付事業	ひとり親家庭や親と一緒に生活していない児童を養育する家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給します。	年度末18歳に達するまでの児童を扶養するひとり親家庭	子育て支援課 児童給付担当室
遺児手当給付事業	両親または父母の一方と死別した児童（遺児）の健全な成長を図ることを目的として、手当を支給します。	両親または父母の一方と死別した義務教育終了前の児童（遺児）を扶養している方	子育て支援課 児童給付担当室

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（室）
ひとり親家庭支援事業（ひとり親家庭医療費等助成業務）	ひとり親家庭の経済的負担を軽減し、早期の診療等を受けやすくするため、保険診療分の医療費等を助成します。	ひとり親家庭の親及び児童（年度末18歳に達するまでの者）	子育て支援課 児童給付担当室
児童運営費（保育所保育料）負担金	年収 360 万円未満のひとり親世帯の保育所保育料を第 1 子半額以下、第 2 子以降無償にします。	年収 360 万円未満のひとり親世帯の保護者	幼児保育課
保育士就職支援のための貸付金事業	民間保育園に保育士として就職する際の準備費用を貸し付けます。	新卒保育士	幼児保育課
生活保護法による各種扶助費（生活扶助費）	生活保護被保護者の生活需要に対し、被保護者の金銭等で満たすことのできない不足分について、生活扶助（衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの等）を行います。	生活保護被保護者	生活支援一課 生活支援二課
生活保護法による各種扶助費（医療扶助費）	生活保護被保護者の医療需要に対し、被保護者の金銭等で満たすことのできない不足分について、医療扶助（診察、薬剤又は治療材料、医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術等）を行います。	生活保護被保護者	生活支援一課 生活支援二課
災害補償・就学援助事業（要保護及び準要保護児童生徒医療援助費）	感染症又は学習に支障を生じるおそれのある病気に対し、医療費を援助します。 ・要保護の場合 全額 ・準要保護の場合 窓口負担額（健康保険診療自己負担分）	要保護・準要保護児童生徒のうち、対象疾病にかかった人	保健体育課

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（室）
小学校給食管理運営事業（準要保護児童給食援助費）	学校給食費を免除します。 （低学年 4,150 円、 中学年 4,520 円、 高学年 4,880 円、全て月額）	就学援助に 認定された 世帯	保健体育課
中学校給食管理運営事業（準要保護生徒給食援助費）	学校給食費を免除します。 （1食 310 円及び牛乳代） 弁当を持参した場合、給食費と同額を援助します。	就学援助に 認定された 世帯	保健体育課

(2) ひとり親家庭等の家庭生活への支援を行います。

- ① 子どもの成長に応じて、家庭のニーズに即して支援します。

ひとり親家庭等の保護者が、安心して働き、生活できる環境を整備するため、ファミリー・サポート・センター、病児・病後児保育などにより支援します。

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（室）
地域子ども・子育て支援事業（ファミリーサポートセンター業務）【再掲】	育児のお手伝いをしてほしい人（利用会員）と育児のお手伝いをしたい人（提供会員）が「まつどファミリー・サポート・センター」に登録し、会員同士の助け合いのもとで行われる子育て支援の援助活動を市が支援します。	生後 4 カ月 から小学校 6 年生の子 どもがいる 世帯	子育て支援課
放課後子ども総合プラン事業（放課後児童健全育成業務）【再掲】	就労などのため昼間保護者のいない家庭の児童を対象に、市立小学校施設等を活用し、遊びや生活の場として放課後の居場所を提供、児童の健全な育成を図ります。	就労等のた め昼間保護 者のいない 児童がいる 世帯	子育て支援課
地域子ども・子育て支援事業（病児・病後児保育業務）	病気及び病気回復期のため、集団保育や家庭保育が困難な子どもを預かります。	生後 57 日 から小学校 6 年生の子 どもがいる 世帯	子育て支援課

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（室）
親向けキャリア教育	自分の子どもの人生設計について考えるための、親向け講座等を行います。	保護者	男女共同参画課
生活困窮者自立支援事業（家計相談支援業務）	家計収支等に関する課題を評価・分析し、支援計画を作成するとともに、家計再建に向け家計表作成指導や、公的制度・貸付制度の利用支援を行います。	生活困窮者（現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人）	生活支援一課

(3) すべての子どもが孤立することなく地域で生活できるように、必要な支援を行います。

- ① 子どもの居場所づくりを推進し、体験や交流、地域とつながる機会、学習支援などを提供します。

児童館・こども館・青少年会館や学習支援の場など子どもの居場所において、遊びや体験、子ども同士だけでなく地域の大人など多世代の人たちとの交流を通じて孤立の防止や課題解決につなげます。

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（室）
拡 生活困窮者自立支援事業（子どもの学習支援業務）	（生活支援一課と子育て支援課とで共同実施） 生活に困窮する家庭の小学5・6年生、中学生、高校生に対して、学習支援・居場所作り・カウンセリングを行うことにより、基礎学力の向上等を目指します。	生活保護受給世帯・就学援助受給世帯・児童扶養手当受給世帯の子ども	生活支援一課
拡 ひとり親家庭支援事業（ひとり親家庭学習支援業務）	拡充 学習支援事業の実施会場を増やすとともに、内容を充実させていきます。		子育て支援課

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（室）
青少年会館学習機会提供事業（各種講座開催業務）	夏休みなどの長期休業等を利用して様々な体験プログラムを実施し、地域の大人との交流を通して子ども同士のつながりや仲間づくりを目指した場を提供します。	小中学生	生涯学習推進課
新 青少年自立支援事業（中高生支援業務・子どもの居場所づくり事業） 【再掲】	新規 放課後や長期休業中に、小中高生が利用できる安全安心な居場所を提供することにより、学校や家庭以外の自由な時間と場所の提供、知識や体験の提供、孤立の防止、子ども一人一人のニーズ把握や課題解決につなげます。（子どもの居場所の新設、児童館・こども館等の事業拡大）	小中高生	子どもわかもの課
新 青少年自立支援事業（中高生支援業務・居場所づくり支援者研修会・情報交換会の開催） 【再掲】	新規 児童館・こども館・青少年会館など、小中高生の居場所づくりに携わる支援者や職員のスキルアップのための支援者研修会・情報交換会を開催します。	小中高生	子どもわかもの課
新 青少年自立支援事業（中高生支援業務・放課後過ごし方ガイドの作成） 【再掲】	新規 小中高生に向けた放課後の過ごし方ガイドを作成します。また、外国籍の家庭のために各国語版（英語、中国語、韓国語、タガログ語、ベトナム語等）を作成、配布します。	小中高生	子どもわかもの課

(4) どのような環境の家庭においても親子の健康の維持・増進を図ります。

- ① すべての親子の健康に関して支援します。

安心して妊娠・出産できる体制、各種健康診査を受診しやすい環境を整備します。

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（室）
妊産婦保健指導事業（産後ケア業務）	家族などから産後の支援が受けられない者で、育児支援を特に必要とする母子を対象に、心身のケアや育児指導を行うことによって、安心して子育てできるように支援します。宿泊型、訪問型、日帰り型があります。	生後4か月未満の乳児とその母親	子ども家庭相談課母子保健担当室
地域子ども・子育て支援事業（養育支援訪問業務）	育児支援や家事援助が必要でありながら積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対して、訪問による支援を行います。	妊婦及び乳児のいる家庭	子ども家庭相談課母子保健担当室
妊産婦保健指導事業（ママパパ学級開催業務）	初めて母親、父親になる方が妊娠中を健やかに過ごし、安心して出産し、育児のイメージがもてるような講話や実習、地域の仲間づくりを行います。	妊婦とそのパートナー	子ども家庭相談課母子保健担当室
家庭訪問事業	「乳児家庭全戸訪問」として、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に保健師、助産師が訪問し、育児の相談を受けたり、子育て支援の情報提供を行います。	生後4か月までの乳児のいる家庭	子ども家庭相談課母子保健担当室
乳幼児健康診査事業	乳幼児の健康の保持増進を図るため「乳児健康診査」「乳児股関節健診」「1歳6か月児健康診査」「3歳児健康診査」を実施します。	3か月児～4歳未満の乳児	子ども家庭相談課母子保健担当室
母子保健指導事業（母子保健歯科指導業務）	「わんぱく歯科くらぶ」として、むし歯予防（歯と口腔の健康のため）の教室を実施します。	2歳児～3歳5か月児	子ども家庭相談課母子保健担当室

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（室）
地域子ども・子育て支援事業（母子保健型利用者支援業務）【再掲】	市内3か所に設置した「子育て世代包括支援センター（親子すこやかセンター）」において、保健師、助産師、社会福祉士が、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供します。	妊婦及び乳幼児	子ども家庭相談課母子保健担当室
母子生活支援事業（入院助産措置委託業務）	経済的理由により出産費用を負担できない妊産婦を助産施設に入所させ、出産費用を助成します。	経済的理由により出産費用を負担できない妊産婦	子ども家庭相談課
予防接種事業	病気から子どもを守り、感染症に対する抵抗力をつくるために予防接種を実施します。	乳幼児及び児童	健康推進課
健康増進啓発事業（歯科予防業務）	松戸歯科医師会と連携し、効果的なむし歯予防法であるフッ化物洗口を、保育園・幼稚園等で実施しています。	4、5歳	健康推進課

- ② 親子が健康を維持・増進するための方法を身に付け、健康な生活を送れるよう、必要な基礎知識・能力を習得するために支援します。

親子が健康な生活を送れるように、各種予防接種や健康診査に関する情報を、ホームページやアプリを活用して市民にわかりやすく情報提供します。

また、子どもの健全な生活習慣について普及啓発します。

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（室）
子育てホームページ管理運営業務【再掲】	市ホームページ内の「まつど DE 子育て」で市内の子育て情報を一元化し、提供します。	妊娠期～すべての保護者	子ども政策課
育児の情報提供事業（育児の情報提供業務）【再掲】	「まつど DE 子育て」と連動させた子育てアプリを導入し、プッシュ型の情報提供を行います。	妊娠期～すべての保護者	子ども政策課

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（室）
食育推進事業	食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を送れるための施策を推進します。	子どもから大人までの幅広い世代	健康福祉政策課
学校保健啓発事業	歯科衛生に関する正しい知識の普及・関心の向上、歯科疾患の予防・早期発見・治療を目的として、松戸市児童生徒健歯審査会を実施します。	松戸市立小中学校児童生徒	保健体育課

4 学びを応援

(1) 教育費に困難を抱える家庭に対して、教育費の負担を軽減します。

- ① どのような環境にある子どもであっても将来にわたって安心して教育が受けられるように、就学から高等教育の段階に応じて教育費の負担を軽減します。

経済的に困難を抱える家庭の教育費の負担を軽減するため、就学援助や生活保護などにより、経済的に支援します。

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（室）
小学校要保護及び準要保護児童就学援助費	経済的理由で、就学が困難と認められる児童に学用品の費用などを援助します。	松戸市に在住し、公立小学校に通学している児童の保護者（所得制限あり）	学務課
中学校要保護及び準要保護生徒就学援助費	経済的理由で、就学が困難と認められる生徒に学用品の費用などを援助します。	松戸市に在住し、公立中学校に通学している生徒の保護者（所得制限あり）	学務課
生活保護法による各種扶助費（教育扶助費）	生活保護被保護者の教育需要に対し、被保護者の金銭等で満たすことのできない不足分について、教育扶助（義務教育に伴って必要な教材等の学用品、通学用品、学校給食その他義務教育に伴って必要なもの）を行います。	生活保護被保護者	生活支援一課 生活支援二課

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（室）
生活保護法による各種扶助費（生業扶助費における高等学校等就学費）	生活保護被保護者の高等学校等就学に関する需要に対し、被保護者の金銭等で満たすことのできない不足分について、高等学校等就学に関する扶助（教科書、学用品、通学用品等）を行います。ただし、これによって自立助長に効果が見込まれる場合に限りです。	生活保護被保護者	生活支援一課 生活支援二課
拡 生活困窮者自立支援事業（子どもの学習支援業務）【再掲】	（生活支援一課と子育て支援課とで共同実施） 生活に困窮する家庭の小学5・6年生、中学生、高校生に対して、学習支援・居場所作り・カウンセリングを行うことにより、基礎学力の向上等を目指します。	生活保護受給世帯・就学援助受給世帯・児童扶養手当受給世帯の子ども	生活支援一課
拡 ひとり親家庭支援事業（ひとり親家庭学習支援業務）【再掲】	拡充 学習支援事業の実施会場を増やすとともに、内容を充実させていきます。		子育て支援課
ひとり親家庭支援事業（ひとり親家庭相談支援業務）【再掲】	母子または父子世帯及び寡婦世帯が抱えるさまざまな問題に関する相談に応じます。また、子どもの進学に際し「母子父子寡婦福祉資金」修学貸付申請など、必要な支援を行います。	母子または父子世帯及び寡婦世帯	子育て支援課
高等学校修学資金関係事業	高等学校に入学するための費用を支払うことが困難な方に対し、入学時に必要な資金を貸し付けることにより、有用な人材を育成します。	市内に1年以上在住している方に扶養されている子どものいる世帯（所得制限あり）	子育て支援課 児童給付担当室

※ その他、千葉県社会福祉協議会による生活福祉資金貸付事業があります。

(2) 学校教育等において、子どもに基礎的な学力を定着させる機会を確保します。

① すべての子どもに基礎的な学力を定着させる機会を確保します。

学校での補習体制の充実を図ります。また、特別支援教育や日本語指導が必要な児童生徒に対して支援します。

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（室）
特色ある学校づくり推進事業（スタッフ派遣業務）	市内小中学校の特色ある学校づくりや学校の教育力の向上のためにスタッフ派遣を行います。	市内小中学校	教育研究所
特色ある学校づくり推進事業（スタッフ派遣業務）【再掲】	日本語指導支援スタッフを派遣し、日本語による日本語指導を、マンツーマンで行います。	日本語を「話す」「聞く」「書く」ことに課題がある児童生徒	指導課
特別支援教育事業（特別支援学級補助教員派遣業務）	特別支援教育補助教員・補助員が、特別支援学級に在籍する児童生徒の教育的ニーズに合わせた支援を行います。	特別支援学級在籍児童生徒	教育研究所
児童生徒活動支援事業（児童生徒活動支援業務）	まなび助っ人（補習支援員）が、学校が開催する放課後学習教室における準備や丸付けの補助を行います。また、家庭学習ノートやプリントの丸付けを行います。	各学校の実施方法による。（主に希望制）	指導課
学習指導事業（国際理解教育推進業務）	日本語指導協力者が、授業中そばに付き添って、通訳をします。また、母語を交えた日本語指導を行います。必要に応じて、学校と保護者間の通訳も行います。	来日間もなく、日本語がほとんど話せない児童生徒	指導課

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（室）
拡 生活困窮者自立支援事業（子どもの学習支援業務） 【再掲】	（生活支援一課と子育て支援課とで共同実施） 生活に困窮する家庭の小学5・6年生、中学生、高校生に対して、学習支援・居場所作り・カウンセリングを行うことにより、基礎学力の向上等を目指します。	生活保護受給世帯・就学援助受給世帯・児童扶養手当受給世帯の子ども	生活支援一課
拡 ひとり親家庭支援事業（ひとり親家庭学習支援業務） 【再掲】	拡充 学習支援事業の実施会場を増やすとともに、内容を充実させていきます。		子育て支援課

② 不登校児童・生徒などに対して支援します。

適応指導教室における指導や、訪問相談による支援を行うとともに、基礎的な学力を再度、身に付けたい人を対象に、学習する機会を提供します。

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（室）
教育相談事業（適応指導教室運営業務）	不登校児童生徒が教育相談を行う過程で、適応指導教室への通級を通して、集団への適応力を高め学校復帰ができるよう段階的な支援を行っています。	市内在住の小中学校の不登校または不登校傾向の児童生徒（但し、適応指導教室利用は小学4年生以上）	教育研究所
教育相談事業（学校教育相談業務・訪問相談）	保護者の困り感（特に不登校）に迅速に支援するための訪問相談を行っています。	市内在住小中学校の不登校または不登校傾向の児童生徒	教育研究所

(3) 子どもの居場所で、学びにつながる支援を行います。

- ① 地域にある子どもの居場所で、学びにつながる取り組みや支援を推進します。

学習支援の会場の増設を図り、ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもたちに対する学習支援を充実します。

また、芸術、文化、スポーツ等、幅広く様々な体験を通じて自己表現活動ができるような青少年教室を開催します。

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（室）
拡 生活困窮者自立支援事業（子どもの学習支援業務） 【再掲】	（生活支援一課と子育て支援課とで共同実施） 生活に困窮する家庭の小学5・6年生、中学生、高校生に対して、学習支援・居場所作り・カウンセリングを行うことにより、基礎学力の向上等を目指します。	生活保護受給世帯・就学援助受給世帯・児童扶養手当受給世帯の子ども	生活支援一課
拡 ひとり親家庭支援事業（ひとり親家庭学習支援業務） 【再掲】	拡充 学習支援事業の実施会場を増やすとともに、内容を充実させていきます。		子育て支援課
青少年会館学習機会提供事業（各種講座開催業務） 【再掲】	青少年が自ら学校外の学習に生き生きと取り組む機会として様々な分野の青少年教室を開催します。	小中学生	生涯学習推進課
新 青少年自立支援事業（中高生支援業務・子どもの居場所づくり事業） 【再掲】	新規 放課後や長期休業中に、小中高生が利用できる安全安心な居場所を提供することにより、学校や家庭以外の自由な時間と場所の提供、知識や体験の提供、孤立の防止、子ども一人一人のニーズ把握や課題解決につなげます。（子どもの居場所の新設、児童館・こども館等の事業拡大）	小中高生	子どもわかもの課

(4) 学校・地域・行政が連携して、子どもや家庭の困りごとの解決に向けて、多面的な支援を行います。

- ① 学校・地域・行政が連携して、課題を抱える子どもや家庭の困りごとの解決に向けて、多面的に支援します。

スクールソーシャルワーカーについて、活動内容の浸透を図り、学校内で十分な連携を取り、福祉的なアプローチによって子どもや家庭が抱える課題の解決を支援します。

また、職員同士の情報交換など、幼稚園、保育所（園）、小学校の連携を深めるためのモデル的な取り組みを開始します。

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（室）
拡 教育相談事業（学校教育相談業務・スクールソーシャルワーカー） 【再掲】	教育と福祉の連携により、家庭環境に福祉的アプローチを行います。 拡充 スクールソーシャルワーカーの増員を目指します。	該当中学校及び 中学校区の 小学校	教育研究所
幼児教育振興事業（幼保小連携）	幼稚園・保育所（園）・小学校の連携を推進し、就学接続期の子どもの育ちを支えます。	幼稚園・保育所（園）・小学校に在籍する児童	子ども政策課 幼児教育担当室

(5) すべての子どもが健やかに育つように家庭教育の普及啓発をします。

- ① 家庭教育の大切さに関して普及啓発します。

家庭の教育力向上のため、幼児教育パンフレットや映像配信、各種家庭教育学級の講座、イベントの開催により、保護者の関わりのおおさを普及啓発します。

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（室）
幼児教育振興事業（ブックスタート）	乳児家庭全戸訪問時に絵本を手渡し、親と子のゆったりとした心ふれあうひとときを持つきっかけを届けます。	生後4か月までの乳児とその保護者	子ども政策課 幼児教育担当室

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（室）
家庭教育力向上事業（家庭教育支援業務）	幼児家庭教育パンフレットの配布や映像配信、講演会等において家庭教育の大切さについて、普及啓発します。	保護者	生涯学習推進課
家庭教育力向上事業（家庭教育学級開催業務）	各種家庭教育学級講座において、家庭教育の大切さについて、内容を充実させ、普及啓発します。 孤立した環境の中で子育てをしている家庭や育児に参加する時間の少ない保護者が参加しやすい講座やイベントを開催し、家庭教育の大切さについて普及啓発します。	保護者	生涯学習推進課

5 仕事を応援

(1) 就職に関する情報の提供や、就労につながる支援を行います。

- ① ひとり親家庭等の親子が採用に結びつくために、個々のニーズに応じて支援します。

就労機会の拡大を図るため、合同企業説明会を実施します。

また、パンフレットを活用して、ひとり親家庭の母親等、女性の就労に関する情報提供を促進します。

さらに、就業支援専門員が相談を受け、履歴書の書き方や就職面接に関する助言等、就職活動を支援します。

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（室）
就職活動支援一時預かり保育事業（送迎保育業務）	保育士資格取得や就職活動をする保護者の児童を預かり、就労を支援します。	保育士資格取得や就職活動をする保護者	幼児保育課
ひとり親家庭支援事業（母子・父子自立支援プログラム策定業務）【再掲】	就業支援専門員が相談を受け、個別に自立支援プログラムを策定、履歴書の書き方や就職面接に関する助言等、就職活動を支援します。	母子または父子世帯及び寡婦世帯	子育て支援課
ひとり親家庭支援事業（ひとり親家庭相談支援業務）【再掲】	母子または父子世帯及び寡婦世帯が抱えるさまざまな問題に関する相談に応じ、必要な支援を行います。	母子または父子世帯及び寡婦世帯	子育て支援課
雇用促進事業（若者就労支援業務）	地元での就職を希望する若者と人材確保に悩む市内企業との出会いの場を提供する「まつど合同企業説明会」を開催します。	15歳以上概ね39歳までの就職を希望する若年者（新卒も含む）。	商工振興課

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（室）
雇用促進事業（求人・求職雇用促進業務）	女性が働く上で役立つ情報や知ってほしい法律、制度についてのしおり、パートタイマー労働者の処遇や労働条件についてのしおりを作成し、啓発を図ります。	働いている方、これから仕事を始める方。	商工振興課
まつど女性就労・両立支援相談事業	キャリアカウンセラー等が、再就職を望む女性が個々のライフスタイルにあった就労ができるよう、子育てや介護などの情報提供等を行いながら再就職支援を行っています。	女性	男女共同参画課
再就職支援事業	ハローワーク松戸と連携した再就職支援セミナー等を実施します。	女性	男女共同参画課
生活困窮者に対する就労支援（生活困窮者自立支援事業・自立相談支援業務）【再掲】	ハローワークやジョイントワーク松戸と連携し、キャリアコンサルティング、履歴書・面接対策、職業紹介等の就労支援を行います。	生活困窮者（現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人）	生活支援一課
生活保護被保護者に対する就労支援（生活保護決定・実施事業）【再掲】	ハローワークやジョイントワーク松戸と連携し、キャリアコンサルティング、履歴書・面接対策、職業紹介等の就労支援を行います。	生活保護被保護者	生活支援一課 生活支援二課

(2) 就職に必要な能力を身に付けたり、安定して仕事が続けられるように支援を行います。

- ① ひとり親家庭等の親子が安定した仕事に就けるように支援します。

ひとり親家庭に対して高等学校卒業程度認定試験合格のための講座の受講費用を支援します。

また、まつど地域若者サポートステーションと連携を図り、ニート等の職業的自立に向け、就労に必要な研修や臨床心理相談などを実施します。

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（室）
保育所(園)等入所選考基準	ひとり親世帯の点数を上げ、保育所(園)等へ入所しやすくします。	ひとり親世帯の保護者	幼児保育課
ひとり親家庭支援事業（母子・父子自立支援プログラム策定業務） 【再掲】	就業支援専門員が相談を受け、個別に自立支援プログラムを策定、履歴書の書き方や就職面接に関する助言等、就職活動を支援します。	母子または父子世帯及び寡婦世帯	子育て支援課
ひとり親家庭支援事業（ひとり親家庭学習支援業務・高等学校卒業程度認定試験合格支援）	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親またはその子どもがより良い条件での就業や転職をするため、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座を受講する場合に、受講費用を助成します。	児童扶養手当受給世帯（同等の所得水準にある場合を含む）	子育て支援課
雇用促進事業（若者就労支援業務）	まつど地域若者サポートステーションと連携を図り、ニート等の若者の就労を一貫して支援するため、職業的自立に向けた就労に必要な研修（キャリア開発プログラム）や臨床心理相談などを実施します。	15歳以上39歳までの就職を希望する若年者	商工振興課

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（室）
生活困窮者自立支援事業（就労準備支援業務・生活困窮者に対する就労準備支援）	働きづらさを抱え、すぐに就労することが困難な人に、就労する準備として、生活習慣の形成や社会的能力の形成、就労体験の場の提供等の支援を行います。	生活困窮者（現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人）	生活支援一課
生活保護決定・実施事業（生活保護被保護者に対する就労準備支援）	働きづらさを抱え、すぐに就労することが困難な人に、就労する準備として、生活習慣の形成や社会的能力の形成、就労体験の場の提供等の支援を行います。	生活保護被保護者	生活支援一課 生活支援二課

- ② ひとり親家庭等の親子が安定した就業に結びつきやすい資格を取得するために支援します。

ひとり親家庭等の親子が、安定した職業に就くため、資格取得を目的として養成機関に就学する場合、受講料を助成します。

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（室）
保育士資格取得支援業務	保育従事者として勤務する者に対し、保育士試験講座受講費用を補助します。	保育従事者として勤務する者	幼児保育課
ひとり親家庭支援事業（ひとり親家庭就労促進業務）	ひとり親家庭の父母が就労するために必要な資格技能を習得するための講習を受ける場合、受講費用を助成します。	児童扶養手当受給者（同等の所得水準にある場合を含む）	子育て支援課

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（室）
ひとり親家庭支援事業（母子家庭等高等訓練促進業務）	ひとり親家庭の父母が就労するために必要な資格取得のための修学をする場合、生活の負担を軽減できるように、毎月助成金を支給します。	児童扶養手当受給者（同等の所得水準にある場合を含む）	子育て支援課
雇用促進事業（若者就労支援業務） 【再掲】	若年無業者が就労の為に職業訓練講座を受講した場合、受講料の一部を助成します。	市の指定講座を受講した市内在住39歳以下の若年無業者	商工振興課
生活保護法による各種扶助費（生業扶助費における技能習得費）	生活保護被保護者の技能習得に関する需要に対し、被保護者の金銭等で満たすことのできない不足分について、技能習得に関する扶助（授業料、教科書、教材費等）を行います。ただし、これによって自立助長に効果が見込まれる場合に限りです。	生活保護被保護者	生活支援一課 生活支援二課

6 住まいを応援

(1) 住居に困っているひとり親家庭等について、住まいの提供に取り組みます。

① ひとり親家庭に住居を提供します。

母子・父子世帯のみ入居可能な市営住宅を提供します。

また、住居を失ったひとり親家庭等が住居を確保するまでの間、生活困窮者自立支援制度の一時入居施設等を活用して支援します。

事業名	事業概要	主な対象者	担当課(室)
市営住宅管理事業	母子・父子世帯のみ入居可能な市営住宅を提供します。	母子・父子世帯	住宅政策課
生活困窮者自立支援事業(一時生活支援業務)	住居喪失者(衣食住以外の自立に必要な経費等を自ら捻出することができる人及び緊急的な支援が必要な人)に対して、宿泊場所の供与、食事の提供、その他当該宿泊場所において日常生活を営むうえで必要な便宜を供与します。	生活困窮者(現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人)	生活支援一課

(2) 住居に困っている家庭が円滑に住居を確保できるように入居支援に取り組みます。

① ひとり親家庭の保護者等が住居を確保できるよう支援します。

ひとり親家庭について、市営住宅の抽選の際に優遇措置を図り、円滑な入居を支援します。

また、民間賃貸住宅への入居に関して、ひとり親家庭等が円滑に住居を確保できるように支援します。

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（室）
市営住宅管理事業【再掲】	市営住宅入居募集の抽選の際に優遇措置を図り、円滑な入居を支援します。	母子・父子世帯	住宅政策課
民間住宅への入居に関する住宅確保要配慮者への居住支援サービス事業	入居を拒まない民間賃貸住宅の情報提供を行います。	ひとり親家庭等の住宅確保要配慮者	住宅政策課

(3) 住まいにかかる費用負担の軽減に取り組みます。

- ① ひとり親家庭等の住居にかかる費用負担の軽減や費用について配慮します。

母子・父子または非婚の母もしくは父について、市営住宅の家賃算定において、費用負担に配慮します。

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（室）
市営住宅管理事業【再掲】	市営住宅の家賃算定の際、母子・父子等控除を行い費用負担に配慮します。	母子・父子又は非婚の母・父	住宅政策課
生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金）	離職者であって就労能力及び就労意欲のある人のうち、住居を喪失している人または喪失するおそれのある人を対象として住宅費を支給するとともに、就労支援等を実施し住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。住宅費は3か月間を原則とし（一定の条件により延長可）、世帯人数に応じて上限額があります。	住居を喪失している、またはそのおそれのある生活困窮者	生活支援一課

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（室）
生活保護法による各種扶助費（住宅扶助費）	生活保護被保護者の住宅需要に対し、被保護者の金銭等で満たすことのできない不足分について、住宅扶助（住居費、補修その他住宅の維持のために必要なもの）を行います。	生活保護被保護者	生活支援一課 生活支援二課
保育士宿舎借上支援事業	保育士が民間保育園に就職し市内賃貸物件に居住する場合に家賃を補助します。	保育士	幼児保育課

第5章

計画の推進

1 計画の推進体制

支援を必要とする子どもやその家庭への対策は、多岐にわたっています。そのため、市では平成28年1月、市役所内の横断的組織として「子どもの未来応援検討チーム」を設置しました。また、平成29年7月、様々な環境に置かれている子どもたちが等しく健やかに成長できるよう、子どもの貧困対策を総合的に推進していくために、外部の有識者等で構成する「松戸市子どもの未来応援会議」を市長の諮問機関として設置しました。

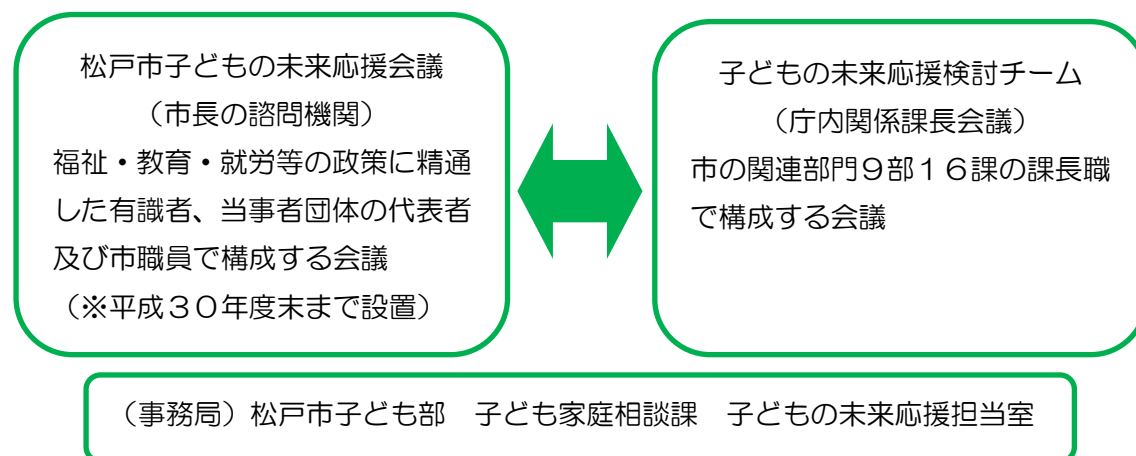
今後、本計画を推進していくためには、市民、関連団体、NPO、企業等と連携していくことが必要となります。そのため、様々な機関と情報を共有しながら市民全体で取り組んでいくよう進めてまいります。

2 計画の進捗管理

平成30年度は松戸市子どもの未来応援会議において行い、平成31年度以降は子どもの未来応援検討チームにおいて行います。また、計画期間内においても、支援を必要とする子どもやその家庭にとって効果的な対策をとれるように、適宜、各施策の修正・追加などを実施していきます。

さらに、平成26年に策定された「子どもの貧困対策に関する大綱」は、おおむね5年を目途に見直しを検討するとされていますので、その動向等も視野に入れながら実施していきます。

【市の組織】



參考資料

1 子どもの貧困対策の推進に関する法律

(平成二十五年六月二十六日法律第六十四号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第五条 国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況の公表)

第七条 政府は、毎年一回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しなければならない。

第二章 基本的施策

(子どもの貧困対策に関する大綱)

第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針

二 子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

三 教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項

四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

3 内閣総理大臣は、大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、大綱を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、大綱の変更について準用する。

6 第二項第二号の「子どもの貧困率」及び「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」の定義は、政令で定める。

（都道府県子どもの貧困対策計画）

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項において「計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 都道府県は、計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
（教育の支援）

第十条 国及び地方公共団体は、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

（生活の支援）

第十一条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

（保護者に対する就労の支援）

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の自立を図るための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

（経済的支援）

第十三条 国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

（調査研究）

第十四条 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三章 子どもの貧困対策会議

（設置及び所掌事務等）

第十五条 内閣府に、特別の機関として、子どもの貧困対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 大綱の案を作成すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策に関する重要事項について審議し、及び子どもの貧困対策の実施を推進すること。
- 3 文部科学大臣は、会議が前項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち文部科学省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち厚生労働省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、関係行政機関の長の協力を得て、第八条第二項各号に掲げる事項のうち前二項に規定するもの以外のものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

（組織等）

第十六条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、会長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議の庶務は、内閣府において文部科学省、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て処理する。

5 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

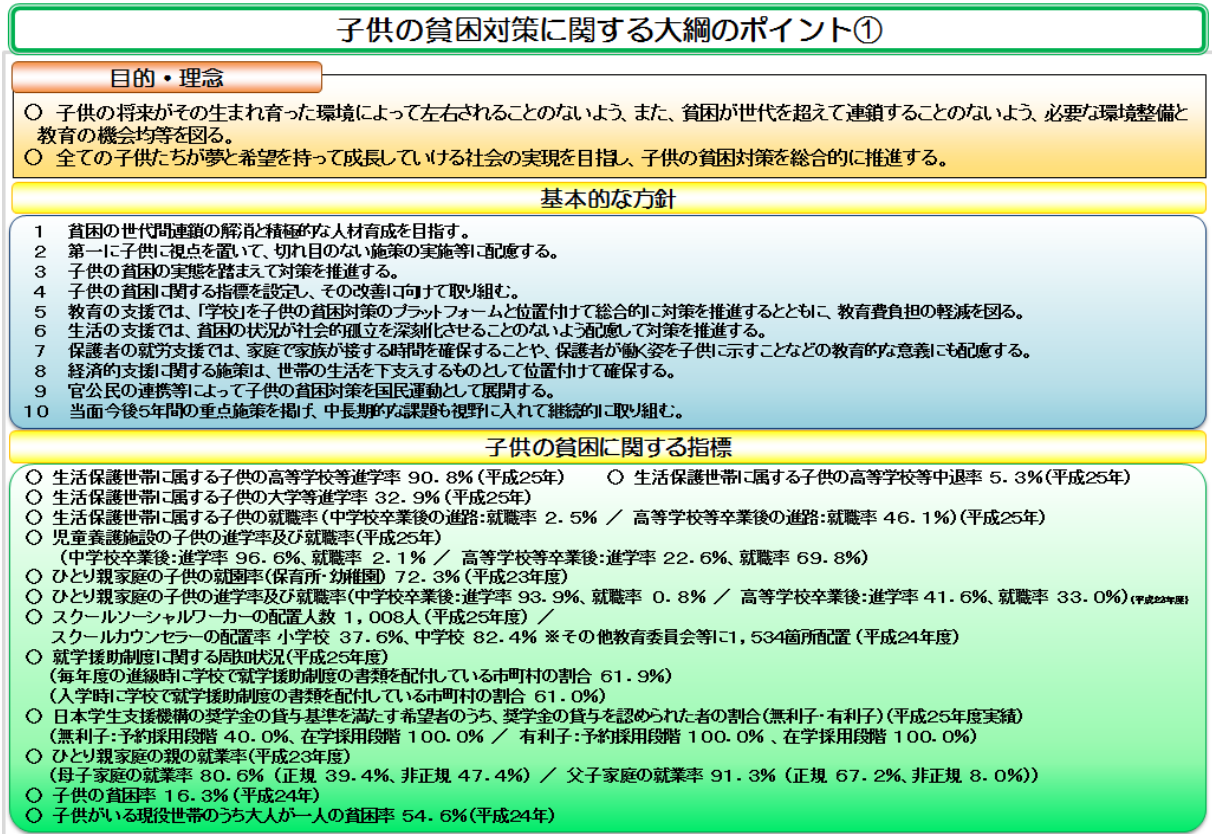
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 子供の貧困対策に関する大綱



子供の貧困対策に関する大綱のポイント②

指標の改善に向けた当面の重点施策

教育の支援

- 「学校」をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開
 - ・学校教育による学力保障 / 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携 / 地域による学習支援 / 高等学校等における就学継続のための支援
- 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上
- 就学支援の充実
 - ・義務教育段階の就学支援の充実 / 「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度」などによる経済的負担の軽減 / 特別支援教育に関する支援の充実
- 大学等進学に対する教育機会の提供
 - ・高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実 / 国公立大学生・専門学校生等に対する経済的支援
- 生活困窮世帯等への学習支援
- その他の教育支援
 - ・学生のネットワークの構築 / 夜間中学校の設置促進 / 子供の食事・栄養状態の確保 / 多様な体験活動の機会の提供

生活の支援

- 保護者の生活支援
 - ・保護者の自立支援 / 保育等の確保 / 保護者の健康確保 / 母子生活支援施設等の活用
- 子供の生活支援
 - ・児童養護施設等の退所児童等の支援 / 食育の推進に関する支援 / ひとり親家庭や生活困窮世帯の子供の居場所づくりに関する支援
- 関係機関と連携した包括的な支援体制の整備
- 子供の就労支援
 - ・ひとり親家庭の子供や児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援 / 親の支援のない子供等への就労支援 / 定時制高校に通学する子供の就労支援 / 高校中退者等への就労支援
- 支援する人員の確保
 - ・社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化 / 相談職員の資質向上
- その他の生活支援
 - ・妊娠期からの切れ目ない支援等 / 住宅支援

子供の貧困対策に関する大綱のポイント③

指標の改善に向けた当面の重点施策

保護者に対する就労の支援

- 親の就労支援
- 親の学び直しの支援
- 就労機会の確保

経済的支援

- 児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直し
- ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究の実施に向けた検討
- 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大
- 教育扶助の支給方法
- 生活保護世帯の子供の進学時の支援
- 養育費の確保に関する支援

子供の貧困に関する調査研究等

- 子供の貧困の実態等を把握・分析するための調査研究 / 子供の貧困に関する新たな指標開発に向けた調査研究 / 子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

施策の推進体制等

- 国における推進体制
- 地域における施策推進への支援
- 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開
- 施策の実施状況等の検証・評価
- 大綱の見直し

3 子供の貧困に関する指標

No.	指標	全国		松戸市		
		数値	調査時点	数値	調査時点	全国との比較
1	生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率	90.8%	H25.4.1	95.2%	H29.4.1	4.4 ポイント
2	生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率	5.3%	H25 年度	6.1%	H28 年度	0.8 ポイント
3	生活保護世帯に属する子供の大学等進学率	32.9%	H25.4.1	40.0%	H29.4.1	7.1 ポイント
4	生活保護世帯に属する子供の就職率 (中学校卒業後)	2.5%	H25.4.1	0%	H29.4.1	-2.5 ポイント
5	生活保護世帯に属する子供の就職率 (高等学校等卒業後)	46.1%	H25.4.1	51.1%	H29.4.1	5.0 ポイント
6	児童養護施設の子供の中学校卒業後の進学率(中学校卒業後)	96.6%	H25.5.1	—	—	—
7	児童養護施設の子供の中学校卒業後の就職率(中学校卒業後)	2.1%	H25.5.1	—	—	—
8	児童養護施設の子供の高等学校等卒業後の進学率(高等学校等卒業後)	22.6%	H25.5.1	—	—	—
9	児童養護施設の子供の高等学校等卒業後の就職率(高等学校等卒業後)	69.8%	H25.5.1	—	—	—
10	ひとり親家庭の子供の就園率 (保育所, 幼稚園)	72.3%	H23 年度	—	—	—
11	ひとり親家庭の子供の進学率 (中学校卒業後)	93.9%	H23 年度	—	—	—
12	ひとり親家庭の子供の就職率 (中学校卒業後)	0.8%	H23 年度	—	—	—
13	ひとり親家庭の子供の進学率 (高等学校等卒業後)	41.6%	H23 年度	—	—	—
14	ひとり親家庭の子供の就職率 (高等学校等卒業後)	33.0%	H23 年度	—	—	—
15	スクールソーシャルワーカー ^{*1} の配置人数	1,008人	H25 年度	市 2名 東葛飾管内 県 2名	H29 年度	—

参考資料

No.	指標	全国		松戸市		
		数値	調査時点	数値	調査時点	全国との比較
16	スクールカウンセラー ^{*2} の配置率 (小学校)	37.6%	H24 年度	県 15.6%	H28 年度	-22.0 ポイント
17	スクールカウンセラーの配置率 (中学校)	82.4%	H24 年度	県 100%	H28 年度	17.6 ポイント
18	就学援助制度に関する周知状況(毎年 度の進級時に学校で書類を配布)	61.9%	H25 年度	100%	H28 年度	38.1 ポイント
19	就学援助制度に関する周知状況 (入学時に学校で書類を配布)	61.0%	H25 年度	100%	H28 年度	39.0 ポイント
20	日本学生支援機構の奨学金の貸与基 準を満たす希望者のうち、奨学金の貸 与を認められた者の割合(無利子)	予約採用段 階：40% 在学採用段 階：100%	H25 年度	—	—	—
21	日本学生支援機構の奨学金の貸与基 準を満たす希望者のうち、奨学金の貸 与を認められた者の割合(有利子)	予約採用段 階：100% 在学採用段 階：100%	H25 年度	—	—	—
22	ひとり親家庭の親の就業率 (母子家庭)	80.6%	H23 年度	—	—	—
23	ひとり親家庭の親の就業率 (父子家庭)	91.3%	H23 年度	—	—	—
24	子供の貧困率	16.3%	H25 年度	—	—	—
25	子供がいる現役世帯のうち大人が 一人の貧困率	54.6%	H25 年度	—	—	—

(注) 「—」の表記は、松戸市における数値を算出していないもの

*1 スクールソーシャルワーカーとは、子どもが置かれた環境(家庭、友人関係等)への働き掛けを行う専門家。

*2 スクールカウンセラーとは、子どもの心のケアを行う専門家。

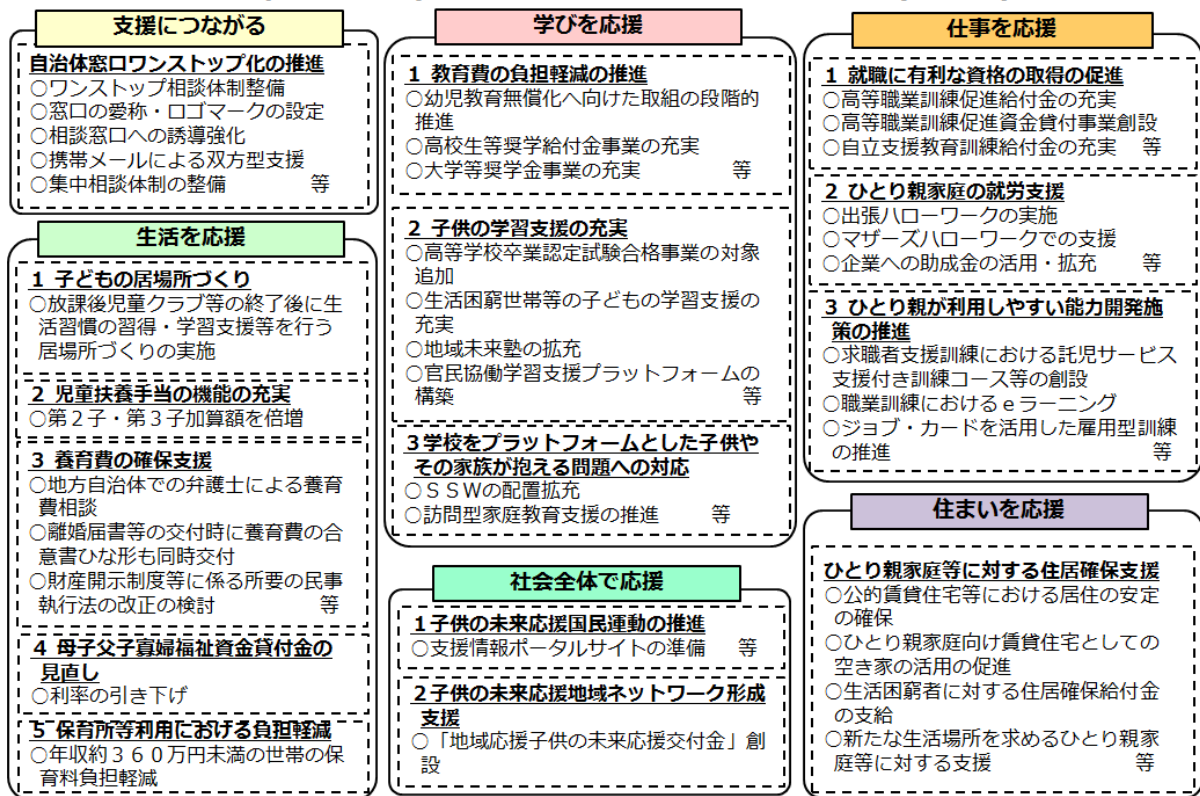
4 すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト

子どもの貧困対策をめぐり、国では平成25年6月26日に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立しました。

その後、平成26年8月29日に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、平成27年12月21日に「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」が子どもの貧困対策会議で決定されました。

本市では、同プロジェクトの中の「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」を参考に、松戸市子どもの未来応援プラン（松戸市子どもの貧困対策計画）を策定しました。

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト（全体像）



5 松戸市子どもの未来応援プラン策定経過

平成27年度

平成28年1月22日	<p><u>子どもの未来応援検討チーム発足式</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・辞令交付、市長からの訓話
平成28年1月28日	<p><u>第1回子どもの未来応援検討チームワーキングチーム会議</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、県、先進市における子どもの貧困対策の取組等について報告 ・子どもの貧困に関する指標を検討するための基礎データ及び国の施策に沿った子どもの貧困対策に資する松戸市の事業について調査
平成28年2月17日	<p><u>足立区視察</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・足立区における子どもの貧困対策の取組状況とその経緯についてヒアリング ・個別の事業として、スクールソーシャルワーカー、放課後子ども教室、学習支援についてヒアリング
平成28年3月17～18日	<p><u>庁内関係部署からのヒアリング</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの貧困対策に資する松戸市の事業を詳細に把握するための関係部署に対するヒアリングを実施
平成28年3月25日	<p><u>第2回子どもの未来応援検討チームワーキングチーム会議</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の施策に沿った子どもの貧困対策に資する松戸市の事業についての調査結果を報告
平成28年3月30日	<p><u>子どもの居場所づくり・子ども食堂スタートアップ勉強会</u></p> <p>日時：平成28年3月30日 18:00～20:00</p> <p>講師：NPO 法人豊島子どもWAKUWAKU ネットワーク 理事長 栗林 知絵子 氏</p> <p>内容：なぜ、今、子どもの居場所が求められているのか 子ども食堂立ち上げのノウハウ</p>

平成28年度

平成28年4月21日	<p><u>第3回子どもの未来応援検討チームワーキングチーム会議</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新メンバー顔合わせ ・平成28年度スケジュール確認
平成28年4月26日	<p><u>第4回子どもの未来応援検討チームワーキングチーム会議</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの貧困に資する各課実施事業及び課題について意見交換
平成28年5月10日～24日	<p><u>庁内関係部署からのヒアリング</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各課関連事業を貧困対策に資すると捉えた際の目指すものや課題についてヒアリング
平成28年5月31日	<p><u>第5回子どもの未来応援検討チームワーキングチーム会議</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒアリングに基づき、各課の事業を「支援につながる」「生活を応援」「学びを応援」「仕事を応援」「住まいを応援」「社会全体で応援」の6領域に整理するとともに目指す方向性を共有
平成28年7月24日・25日	<p><u>福岡県・北九州市視察</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県「子ども支援オフィス」および北九州市の直営子ども食堂の取り組みについて
平成28年8月1日～31日	<p><u>ひとり親家庭アンケート実施</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当受給者にアンケート調査を実施
平成28年9月13日	<p><u>足立区スクールソーシャルワーカー視察</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・足立区のSSWの取り組みについて
平成28年10月7日	<p><u>スクールソーシャルワーカーについての勉強会</u></p> <p>日時：平成28年10月7日 13:30～15:30 講師：足立区統括スクールソーシャルワーカー 高木 政代 氏 内容：スクールソーシャルワーカーの役割について</p>
平成28年10月27日 ～平成29年1月6日	<p><u>支援者ヒアリングの実施</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども支援に関わる専門職のヒアリングを実施
平成29年2月15日	<p><u>「子どもの貧困について」人権研修の開催</u></p> <p>日時：平成29年2月15日 10:00～12:00 講師：首都大学東京 教授 阿部 彩 氏 内容：こどもの貧困について</p>
平成29年2月23日	<p><u>太田区視察</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯生活実態調査について

平成 29 年 3 月 28 日	<p>第 6 回子どもの未来応援検討チームワーキングチーム会議</p> <ul style="list-style-type: none">• 平成 28 年度の活動報告• 松戸市の子どもを取り巻く現状について• ひとり親アンケートについて• 支援者ヒアリングについて• 松戸市子どもの未来応援関連施策の整理について• 平成 29 年度実施事業一覧について
------------------	---

平成29年度

平成29年5月29日	<p><u>第1回子どもの未来応援検討チーム会議</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度の活動報告について ・平成29年度の活動予定（スケジュール、検討事項等）について
平成29年7月12日	<p><u>第2回子どもの未来応援検討チーム会議</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・松戸市子どもの未来応援に関する概略について ・松戸市における子どもの貧困対策の取組みについて ・子育て世帯への生活実態調査について
平成29年7月19日	<p><u>第1回松戸市子どもの未来応援会議</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・会長、副会長の選出 ・松戸市子どもの未来応援に関する概略について ・松戸市における子どもの貧困対策の取組みについて ・子育て世帯への生活実態調査について
平成29年9月1日 ～平成29年9月15日	<p><u>子育て世帯生活実態調査の実施</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・松戸市立小中学校に在籍する小学校5年生、中学校2年生の児童生徒及びその保護者を対象に、子育て世帯の保護者と子どもの生活状況や考え方などを調査。
平成29年10月17日	<p><u>第3回子どもの未来応援検討チーム会議</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回子どもの未来応援会議における質問事項について ・子どもの貧困に関する指標について ・貧困対策に資する各課の事業について
平成29年11月10日	<p><u>第4回子どもの未来応援検討チーム会議</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回子どもの未来応援会議における要望・意見について ・松戸市子どもの未来応援事業について ・子どもの貧困に関する指標について
平成29年11月21日	<p><u>第2回松戸市子どもの未来応援会議</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回子どもの未来応援会議における要望・意見について ・松戸市子どもの未来応援事業について
平成29年12月20日	<p><u>第5回子どもの未来応援検討チーム会議</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・松戸市子育て世帯生活実態調査分析中間報告について ・松戸市子どもの未来応援会議における主な意見等について ・（仮称）松戸市子どもの未来応援対策案について
平成29年12月25日	<p><u>第3回松戸市子どもの未来応援会議</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・松戸市子育て世帯生活実態調査分析中間報告について ・松戸市子どもの未来応援会議における主な意見等について

平成 30 年 1 月 15 日	第 4 回松戸市子どもの未来応援会議 ・松戸市子どもの未来応援対策について（中間報告）（案）について
平成 30 年 1 月 18 日	第 6 回子どもの未来応援検討チーム会議 ・子どもの未来応援対策（子どもの貧困対策計画）パブリックコメント案の確認について

6 子どもを取り巻く現状

(1) 調査の目的

松戸市、千葉県及び国が保有するデータの収集および解析を行い、松戸市の子どもを取り巻く現状を紐解き、子育て支援の向上につなげる。

(2) 収集データ

下記について原則5ヶ年分（平成23年度～平成27年度）を収集

- ① 人口推移（高齢化・年齢別の人口推移）
- ② 18歳未満の生活保護受給率
- ③ 児童扶養手当の受給者数
- ④ 児童扶養手当受給者の所得別内訳
- ⑤ 就学援助率
- ⑥ 全国学力・学習状況調査の結果
- ⑦ 長欠児童・生徒数
- ⑧ 中学卒業後の進路
- ⑨ 高校中退率
- ⑩ 高校卒業後の進路
- ⑪ 歯科検診の結果
- ⑫ 朝食摂取状況
- ⑬ 虐待の通報件数

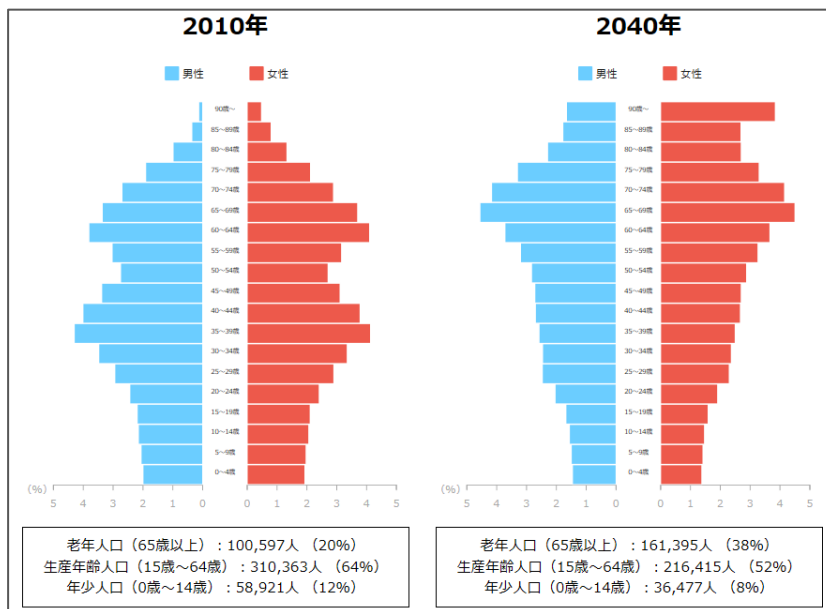
(3) 結果概要

児童扶養手当の受給者は、所得が300万円未満であり、200万円未満がおよそ9割でした。また生活保護世帯の子どもの進学は、高校や大学の進学率が低く、高校中退率も高い傾向です。虐待の通報件数も年々増加傾向で、母子世帯や生活保護世帯で虐待件数が高い傾向です。これらの結果は全国的な傾向と類似しています。

(4) 結果詳細

① 人口推計（高齢化・年齢別人口の推計）

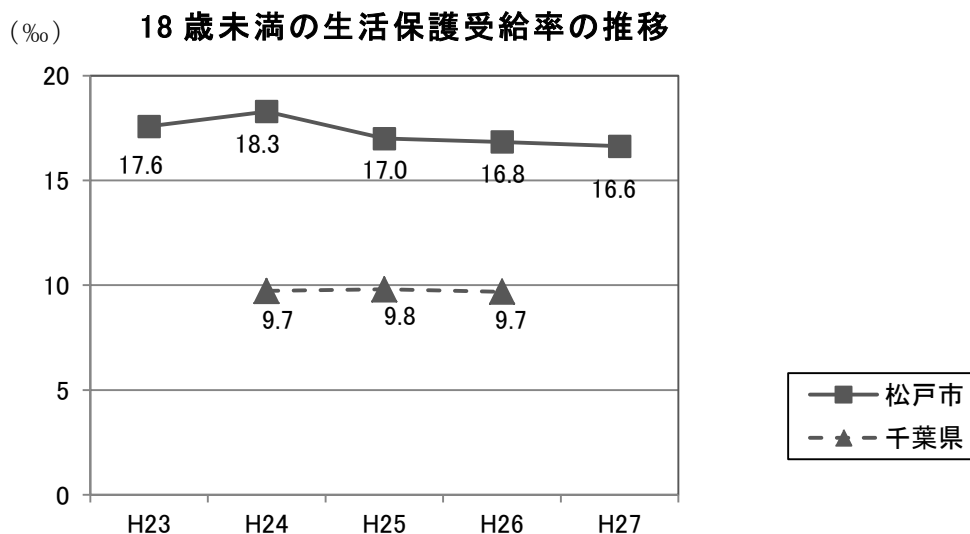
- 高齢化率は、2040年には38%になると推計されており、現役世代1.34人で高齢者1人を支える社会の到来が予測されます。
- 2010年の人口と比較して、2040年は人口が1割以上減少する見込みです。



(総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」)

② 18歳未満の生活保護受給率

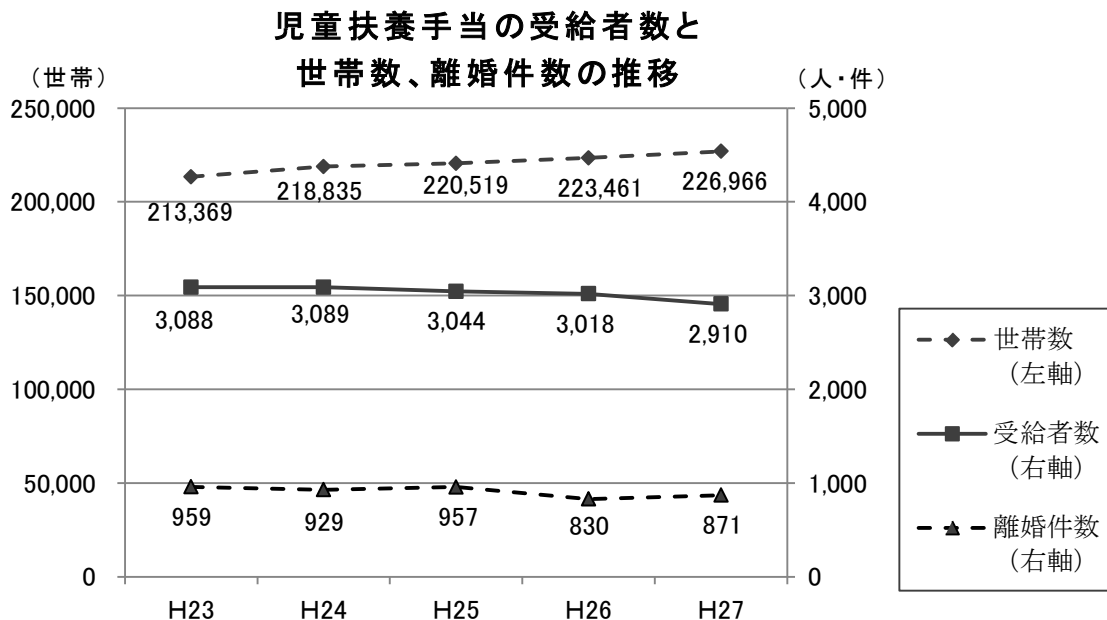
- 松戸市の18歳未満の生活保護受給率は減少傾向ではあるものの、千葉県と比較すると高い割合です。



(総務課、生活支援一課資料、千葉県子どもの貧困対策推進計画から抜粋)

③ 児童扶養手当の受給者数

- 世帯数は増加傾向であるのに対して、児童扶養手当の受給者数は減少傾向です。
- 離婚件数と受給者数の増減は一致していません。

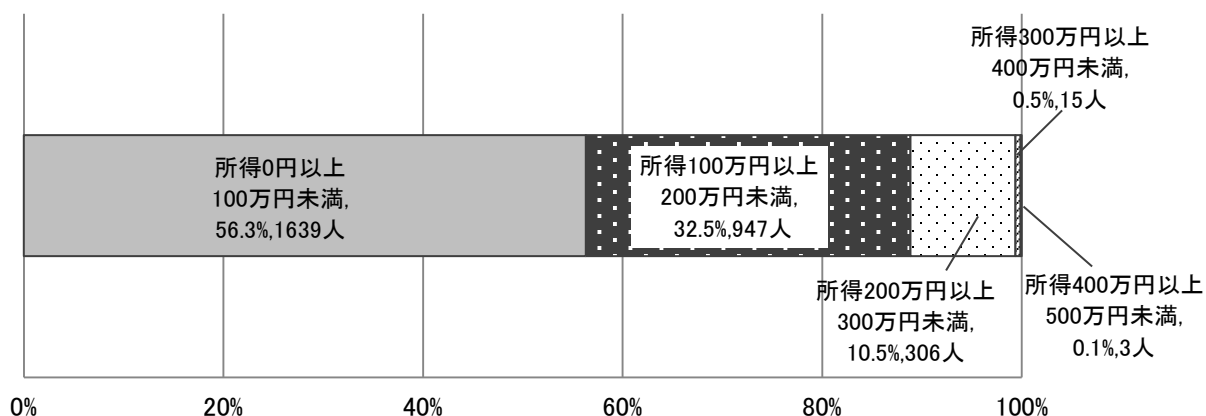


(総務課、生活支援一課資料、千葉県ホームページ「人口動態統計の概況」から抜粋)

④ 児童扶養手当受給者の所得別内訳

- 児童扶養手当の受給者の所得は、ほぼすべての受給者が300万円未満であり、そのうち200万円未満の人がおよそ9割です。

平成27年度児童扶養手当受給者の総所得別内訳 (n=2,910)

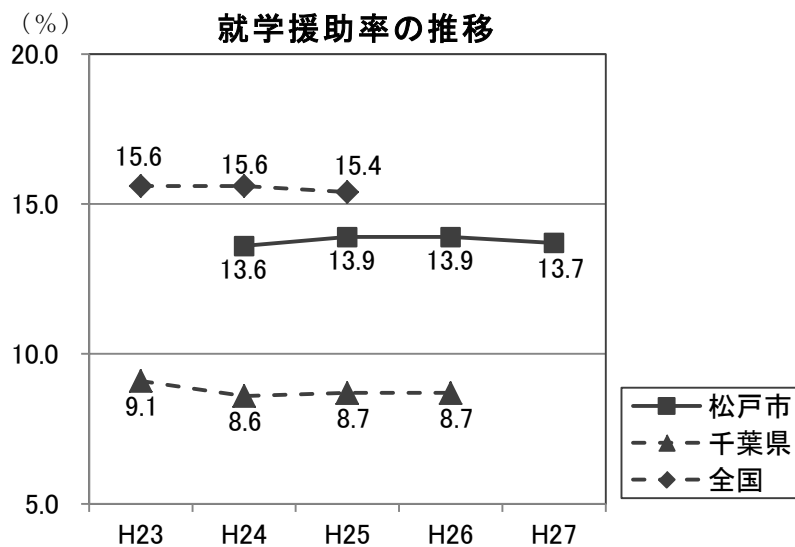


*総所得：児童扶養手当における総所得とは、給与所得、公的年金等の雑所得、一時所得等を合計した金額になります。

(子育て支援課児童給付担当室資料)

⑤ 就学援助率

- 就学援助の基準は各自治体で異なるため単純な比較は難しいが、松戸市の就学援助率は、千葉県の平均を大きく上回るものの、全国平均よりは低い傾向です。



* 就学援助：経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品等の必要な費用を援助する制度
 * 国平均及び千葉県平均は、文部科学省のデータから確認

(学務課資料)

⑥ 全国学力・学習状況調査の結果

- 平成27年度の全国学力・学習状況調査の結果は、小学校の国語A、数学A、理科は、平均正答率・4層の分布ともに全国と概ね同程度です。国語B、数学BはD層の割合がやや上回り、A層がやや下回っています。
- 中学校の国語A・国語B・数学Aともに平均正答率は全国と概ね同程度です。数学BについてはD層の割合がやや下回り、A層がやや上回っています。
- 過去3年間の標準化得点は、全国と同程度です。

全国学力・学習状況調査
(平成27年度・小学校)

		□A層	■B層	□C層	■D層
国語A	松戸市	32.7	27.3	20.0	20.1
	国	31.6	27.6	20.7	20.1
国語B	松戸市	26.1	31.4	21.6	20.9
	国	30.7	31.5	20.1	17.8
算数A	松戸市	28.5	24.8	24.2	22.5
	国	28.5	25.5	24.3	21.7
算数B	松戸市	28.0	22.3	32.9	16.8
	国	30.9	21.7	32.4	14.9
理科	松戸市	23.5	28.3	23.6	24.6
	国	25.2	29.3	23.2	22.2

全国学力・学習状況調査
(平成27年度・中学校)

		□A層	■B層	□C層	■D層
国語A	松戸市	26.5	31.1	20.5	21.9
	国	25.1	31.2	20.4	23.3
国語B	松戸市	46.2	20.1	13.4	20.2
	国	45.2	20.6	13.5	20.8
算数A	松戸市	26.5	28.8	21.0	23.7
	国	26.1	28.0	21.1	24.8
算数B	松戸市	31.5	23.5	27.9	17.1
	国	29.8	23.3	27.8	19.2
理科	松戸市	24.6	27.9	21.8	25.6
	国	26.8	27.9	21.3	24.0

*A層～D層：全国における正答数のデータを最小値から最大値まで順に並べて4分割し、最も学力が高い層をA層とし、順にB層、C層、D層としている。

標準化得点(過去3年分・小学校)

標準化得点	国語A	国語B	算数A	算数B	理科
H25年度	100	100	100	100	
H26年度	101	100	100	100	
H27年度	100	99	99	99	99

標準化得点(過去3年分・中学校)

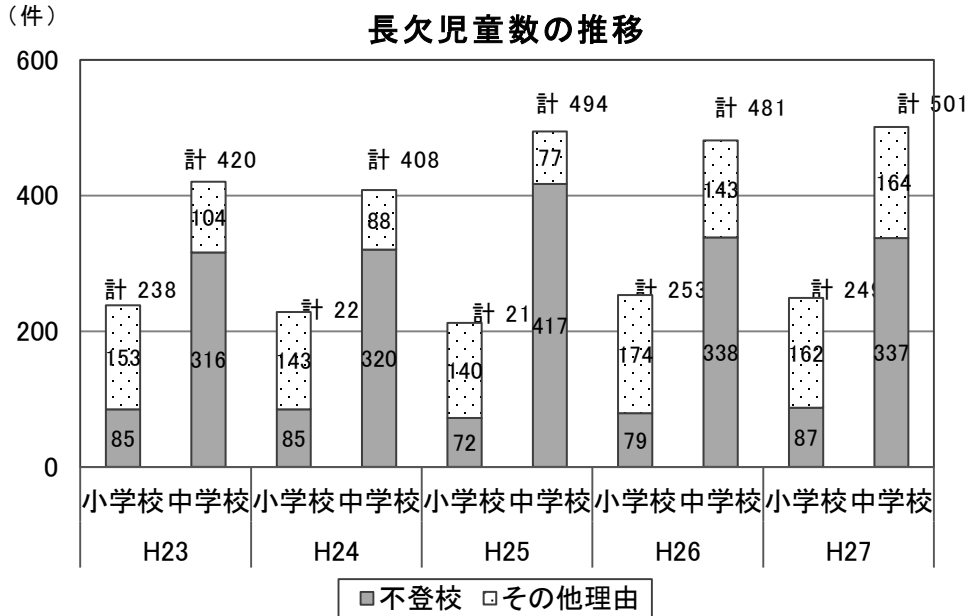
標準化得点	国語A	国語B	算数A	算数B	理科
H25年度	100	100	100	100	
H26年度	101	100	101	101	
H27年度	100	100	100	100	99

*標準化得点：文部科学省から配付されたツールを使用し、平均正答数を統計処理して、毎年の全国平均を100として年度間の比較ができるようにした値。

(指導課資料)

⑦ 長欠児童・生徒数

- 長欠児童・生徒数は、小・中学校ともやや増加傾向です。長欠児童・生徒のうち、不登校児童・生徒が占める割合は、中学校で高く、約70%になります。

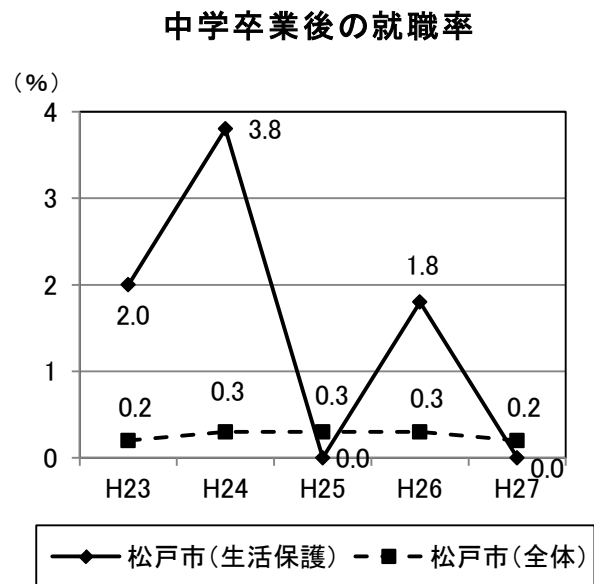
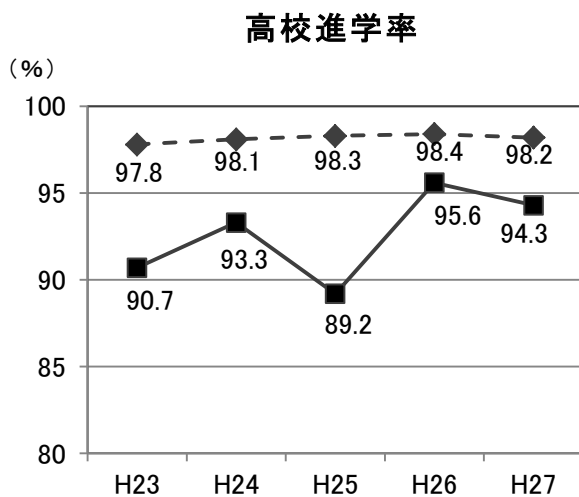


*不登校の定義：30日以上欠席した長期欠席児童・生徒のうち、何らかの心理的・情緒的・身体的あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあることをいう（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）。

（教育研究所資料）

⑧ 中学卒業後の進路

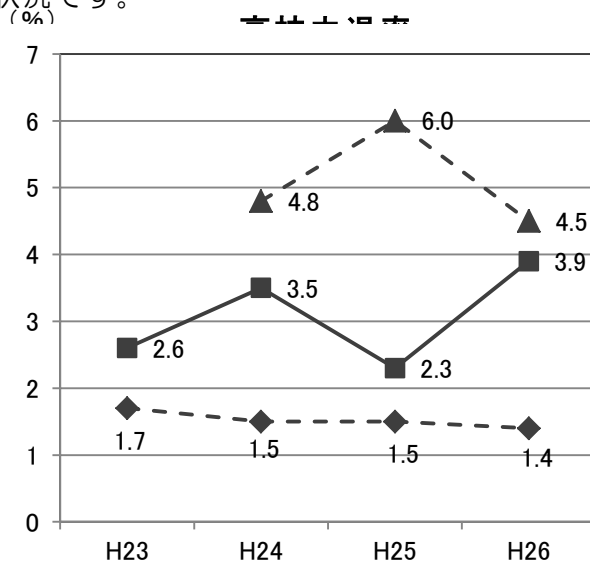
- 高校進学率は、松戸市全体では97%以上で横ばいですが、生活保護世帯では96%を超えることはなく、一貫して低い状況です。
- 中学卒業後の就職率は、松戸市全体では0.5%未満で推移していますが、生活保護世帯では波があるものの、高い傾向にあります。



（生活支援一課資料、「松戸の教育」）

⑨ 高校中退率

- 高校中退率は、千葉県全体では2%未満です。千葉県、松戸市ともに生活保護世帯の方が高校中退率は高くなっています。生活保護世帯について比較すると、千葉県より松戸市の方が低い状況です。

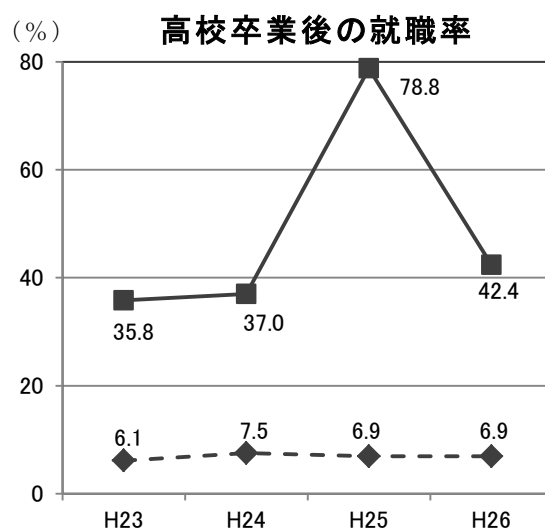
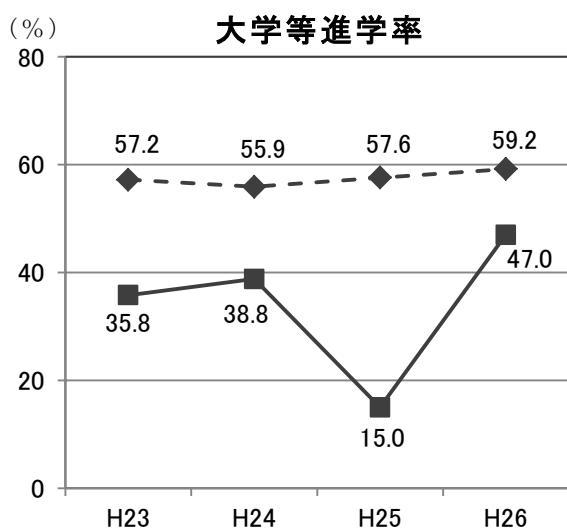


—■— 松戸市(生活保護) -▲- 千葉県(生活保護) -◆- 千葉県(全体)

(「児童生徒の問題行動、不登校等生徒対応状況調査報告書」千葉県教育委員会、千葉県教育委員会)

⑩ 高校卒業後の進路

- 大学等進学率は、松戸市全体ではおよそ6割で推移していますが、生活保護世帯ではいずれの年も5割を超えず、10ポイント以上低い状況です。
- 高校卒業後の就職率は、松戸市全体では1割未満ですが、生活保護世帯では3割を超えており、20ポイント以上高い状況です。

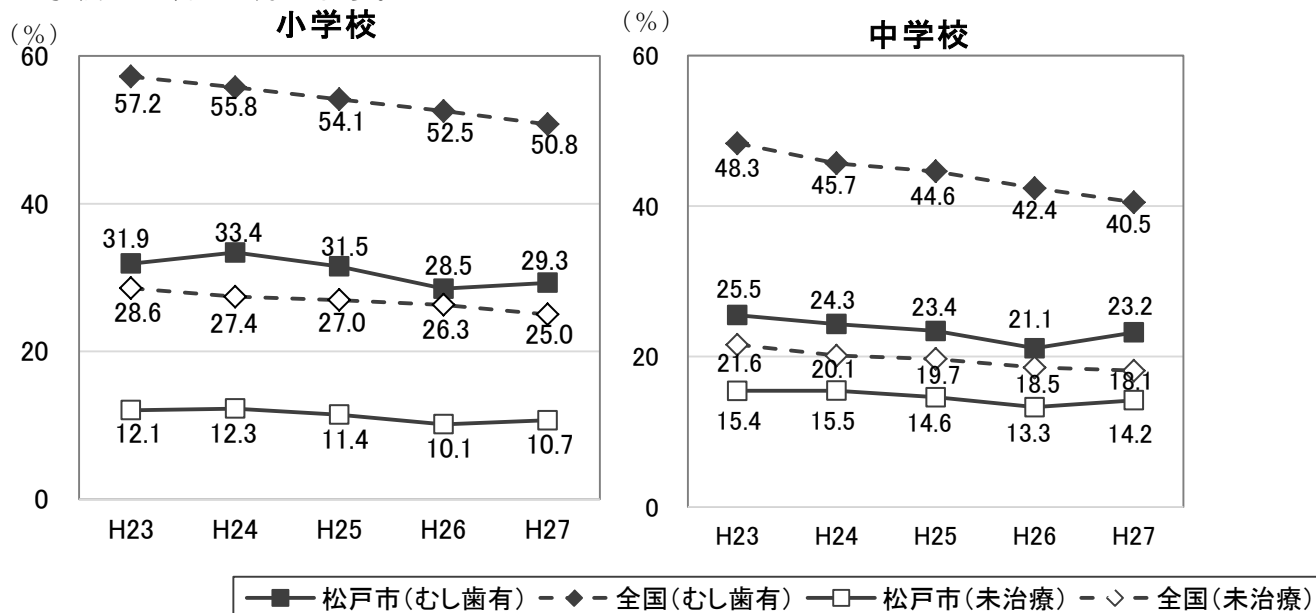


—■— 松戸市(生活保護) -◆- 松戸市(全体)

(生活支援一課資料、「学校基本調査 市町村別集計 卒業後の状況調査(高等学校 全日制・定時制)文部科学省)

⑪ 歯科検診の結果

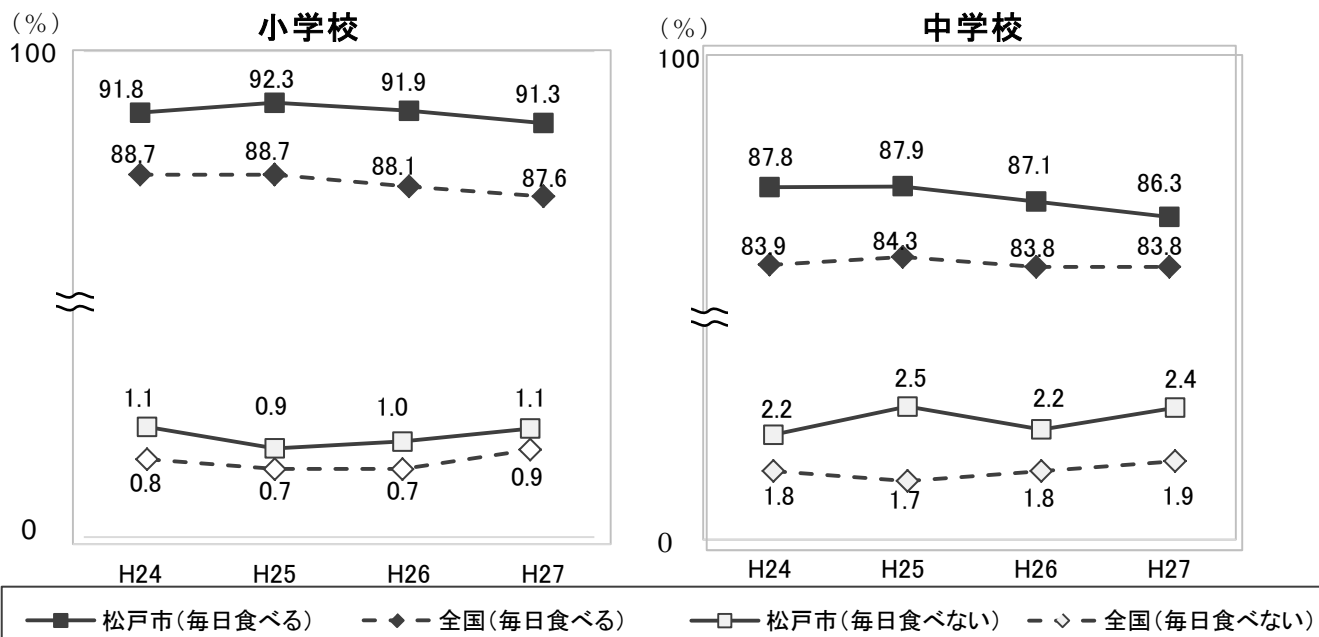
- むし歯有りを受けた児童・生徒の割合及びそのうち未治療のまま放置している児童・生徒の割合は、全国平均と比較して松戸市の方が低い割合で推移しています。
- 松戸市では、未治療のまま放置している児童・生徒の割合が、小学校で約 10%、中学校では約 14%います。



(保健体育課資料)

⑫ 朝食摂取状況

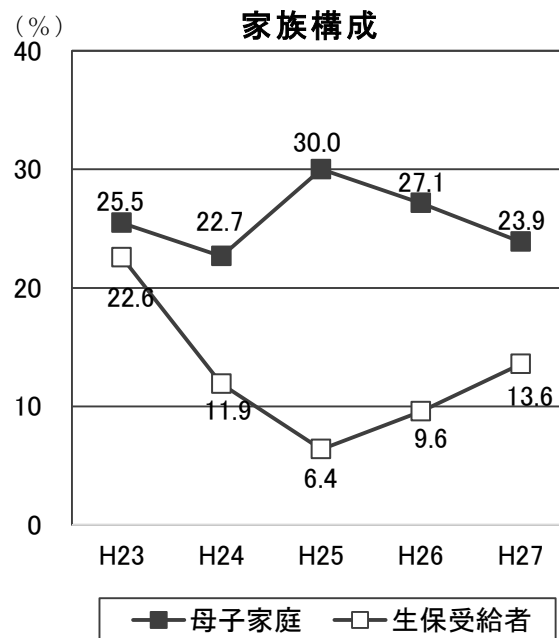
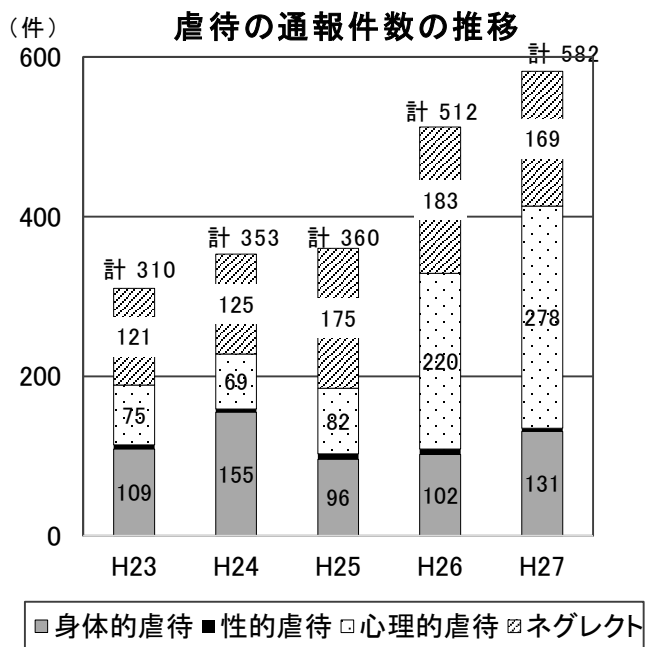
- 朝食を毎日食べている児童・生徒の割合は、全国平均と比較すると松戸市の方が高いです。
- 朝食を毎日食べていない児童・生徒の割合も、全国平均と比較すると松戸市の方がやや高く、その割合は増加傾向です。



(保健体育課資料)

⑬ 虐待の通報件数

○ 虐待の通報件数は、平成 23 年から平成 27 年にかけて約 2 倍に増加しています。年々、心理的虐待の割合が増えています。



(子ども家庭相談課資料)

7 ひとり親世帯へのアンケート調査

(1) 調査の目的

この調査は、松戸市のひとり親家庭の実態を把握し、今後の松戸市の子育て支援の向上・充実に向けた検討に資することを目的としています。

(2) 調査対象

平成28年7月現在、松戸市児童扶養手当受給者等

(3) 調査方法

- ①児童扶養手当受給者へ、現況届必要書類と本調査票を同封し、郵送にて配布
- ②現況届確認会場にて回収

(4) 調査期間

平成28年8月1日～8月31日

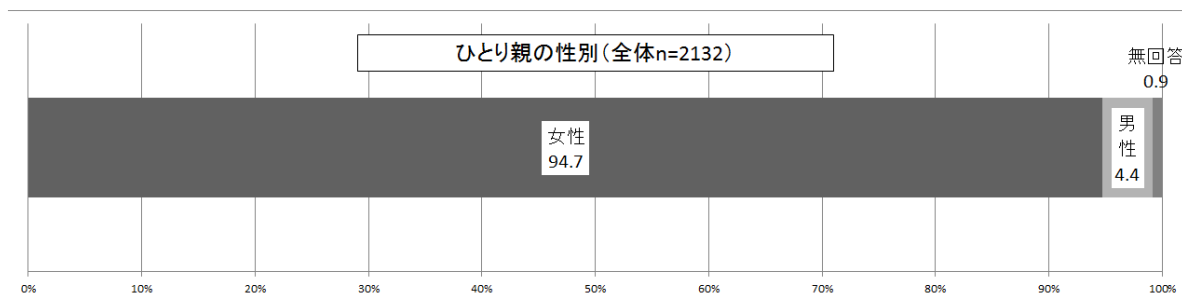
(5) 回収数・回収率

児童扶養手当現況届送付者 3,344 名 うち回収数 2,132 名 回収率 63.8%

(6) 単純集計結果

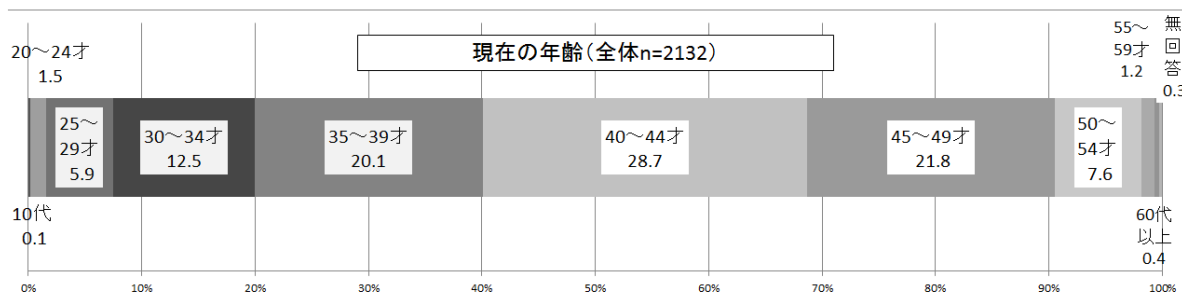
1 ひとり親の性別(問1)

アンケートの回答者の性別は「女性(94.7%)」が大多数を占め、「男性」は4.4%です。



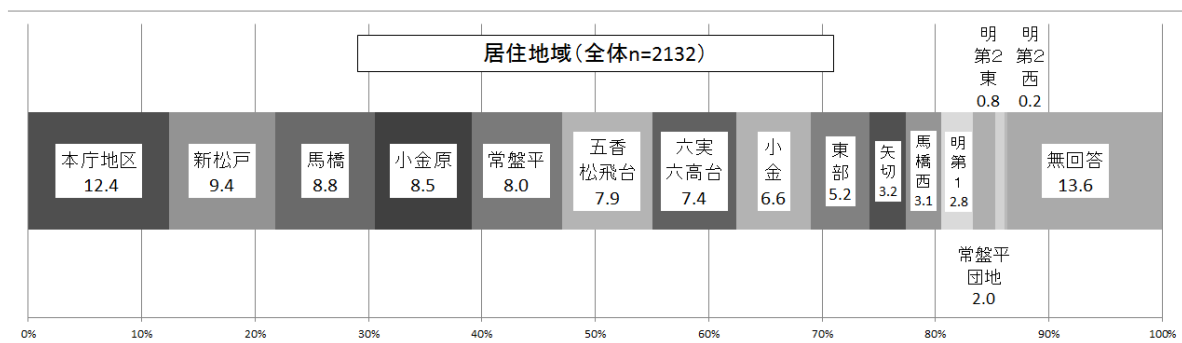
2 ひとり親の現在の年齢(問2)

年齢は「40~44才(28.7%)」が最も多く、次いで「45~49才(21.8%)」、「35~39才(20.1%)」、「30~34才(12.5%)」が続きます。40才代で全体の約半分(50.5%)を占めています。



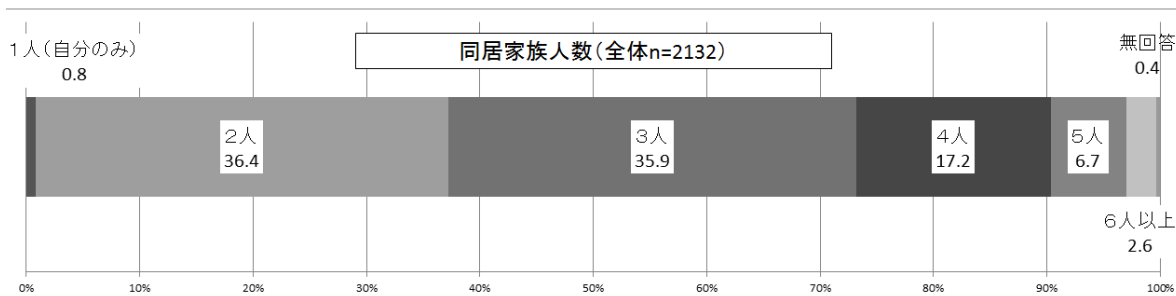
3 居住地域(問3)

居住地域は「本庁地区(12.4%)」が最も多いです。次いで「新松戸地区(9.4%)」「馬橋地区(8.8%)」が続いています。



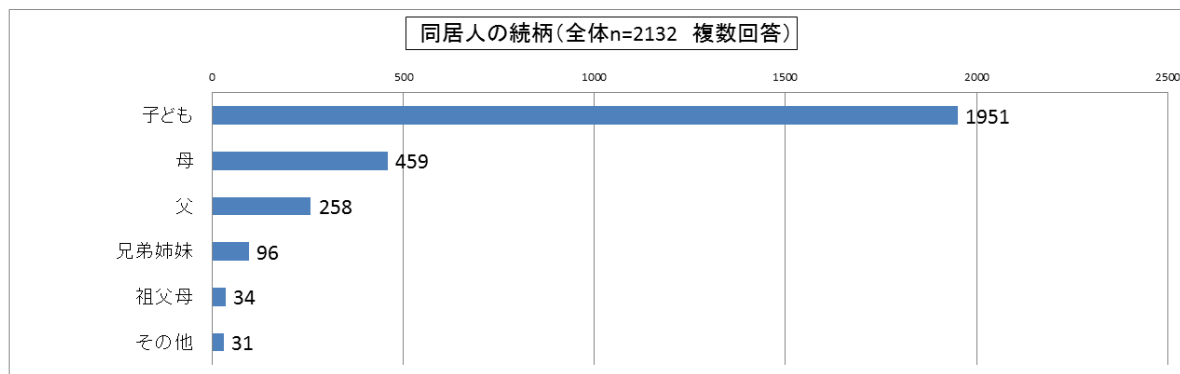
4 ひとり親の同居家族人数(問4)

同居家族の人数は、自分ともう一人が同居する「2人(36.4%)」が最も多いです。次いで「3人(35.9%)」、「4人(17.2%)」と続いています。



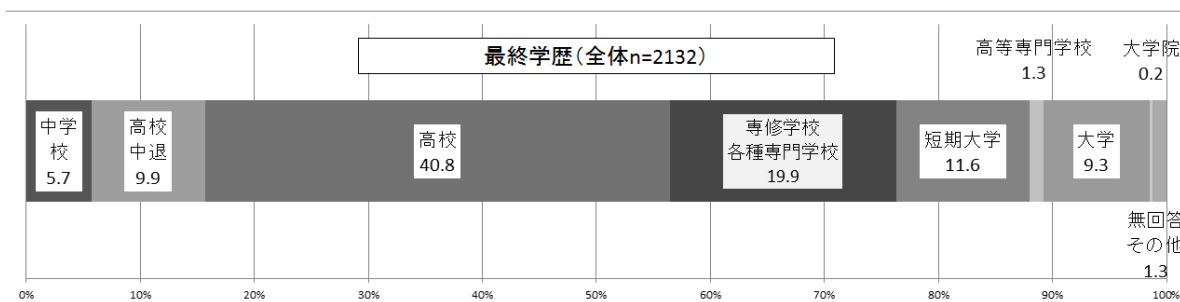
5 ひとり親の同居人の続柄(問5 複数回答)

同居人の続柄は「子ども(1951人)」が大多数を占めています。これに「(自分の)母(459人)」、「(自分の)父(258人)」が続いています。



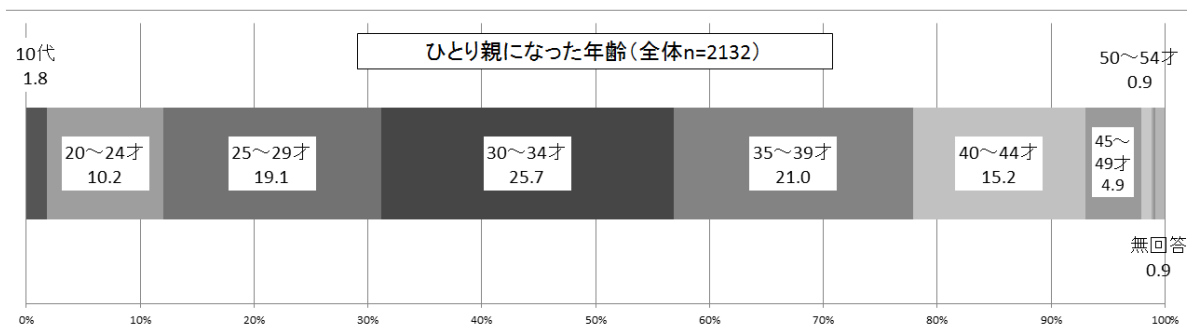
6 ひとり親の最終学歴(問6)

最終学歴は「高校(40.8%)」を卒業した割合が最も高いです。「中学校(5.7%)」から「高校」までで全体の半数以上(56.4%)の割合を占めています。「短期大学」から「大学院」までの割合は、全体の22.4%です。



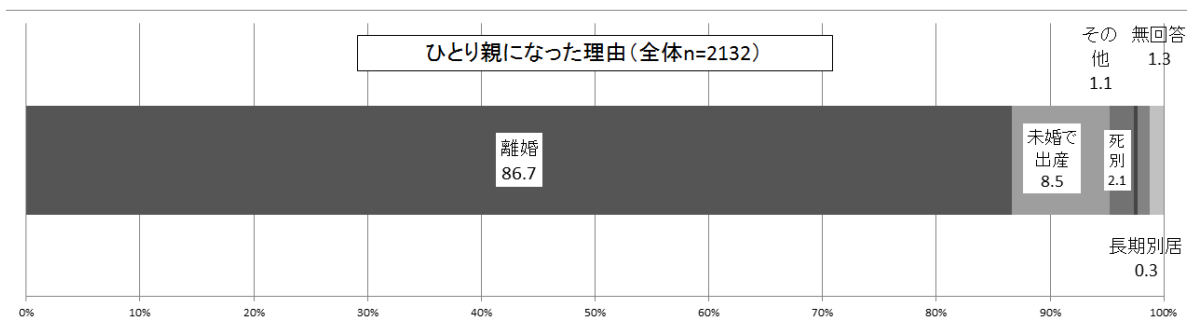
7 ひとり親になった年齢(問7)

ひとり親になったときの年齢は「30～34才(25.7%)」が最も多いです。次いで「35～39才(21.0%)」、「25～29才(19.1%)」が続いています。



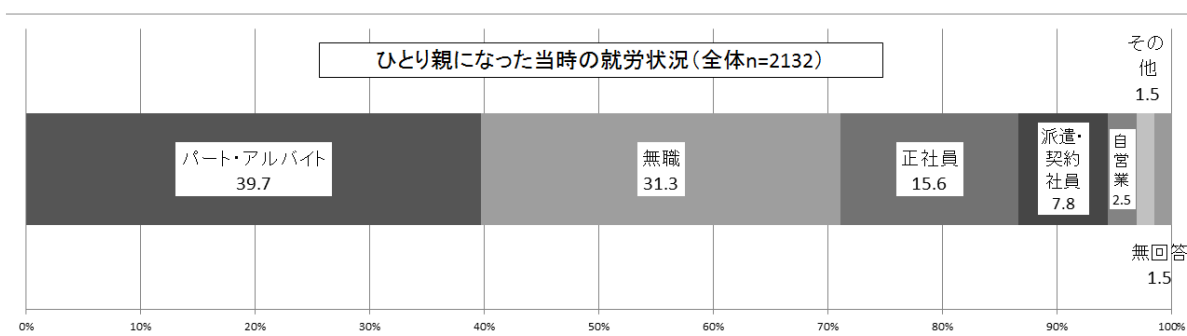
8 ひとり親になった理由(問8)

ひとり親になった理由は「離婚(86.7%)」が多いです。次いで「未婚で出産(8.5%)」、「死別(2.1%)」が続いています。



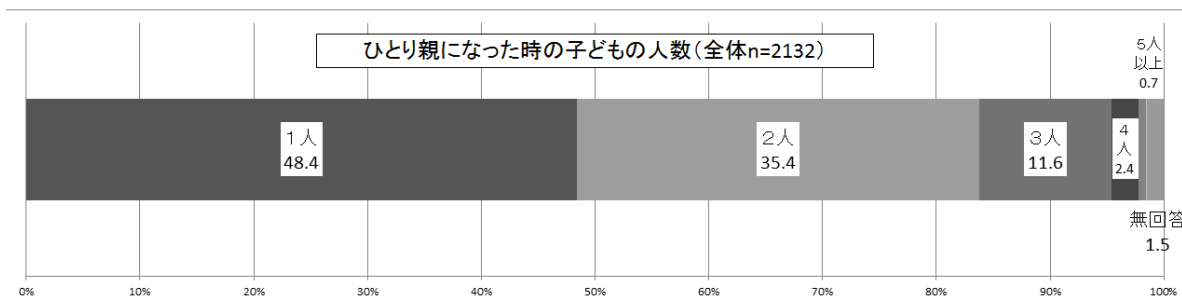
9 ひとり親になった当時の就労状況(問9)

ひとり親になった時の就労状況は「パート・アルバイト(39.7%)」が最も多いです。次いで「無職(31.3%)」、「正社員(15.6%)」が続いています。



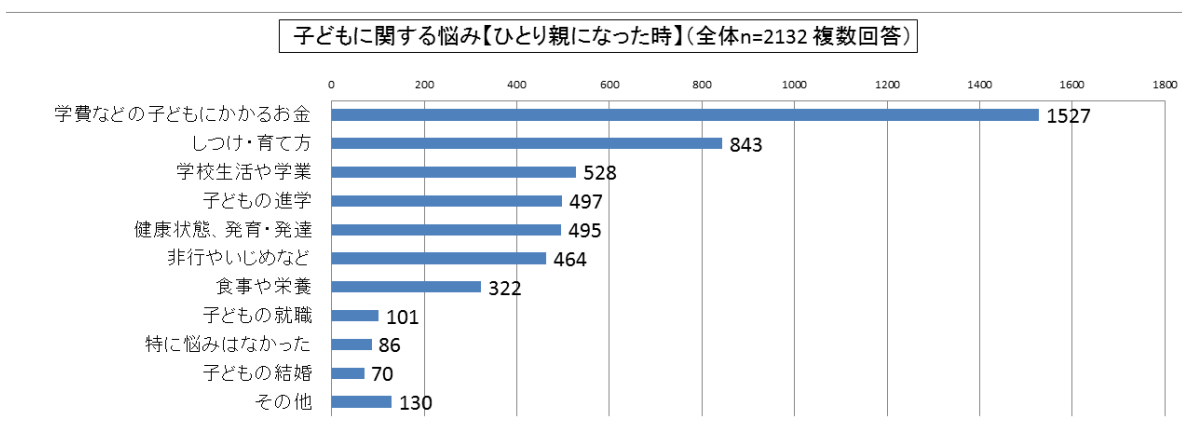
10 ひとり親になった時の子どもの人数(問10)

ひとり親になった時の子どもの人数は「1人(48.4%)」が最も多いです。次いで「2人(35.4%)」「3人(11.6%)」が続いています。



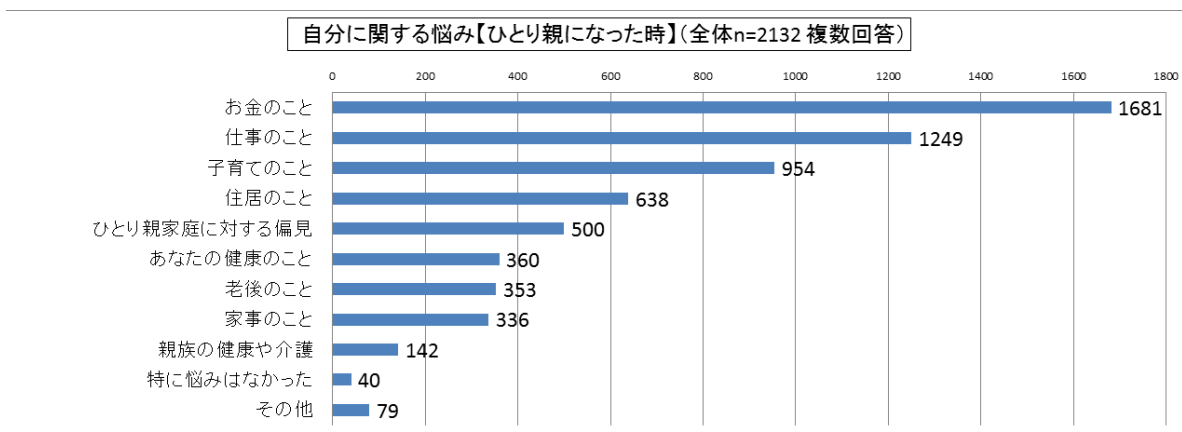
11 ひとり親になった時の子どもに関する悩み(問16 複数回答)

ひとり親になった時の子どもに関する悩みは、「学費などの子どもにかかるお金(1527名)」が最も多いです。次いで「しつけ・育て方(843名)」、「学校生活や学業(528名)」が続いています。



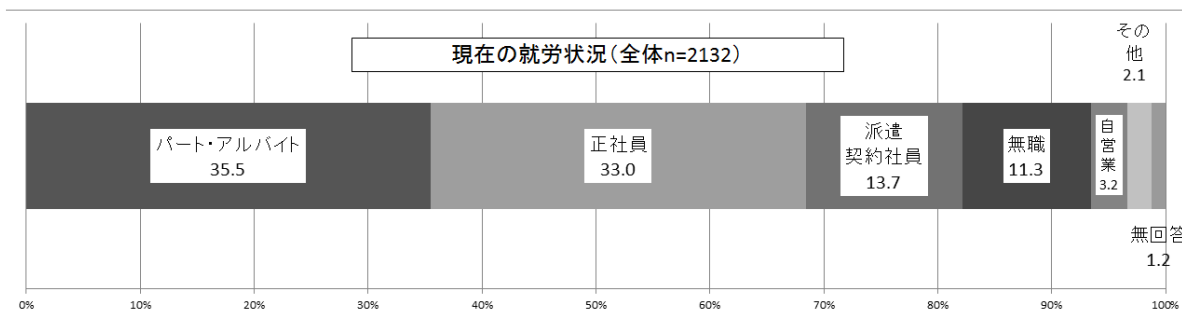
12 ひとり親になった時の悩み(問17 複数回答)

ひとり親になった時の悩みは、「お金のこと(1681名)」が最も多いです。次いで「仕事のこと(1249名)」、「子育てのこと(954名)」が続いています。



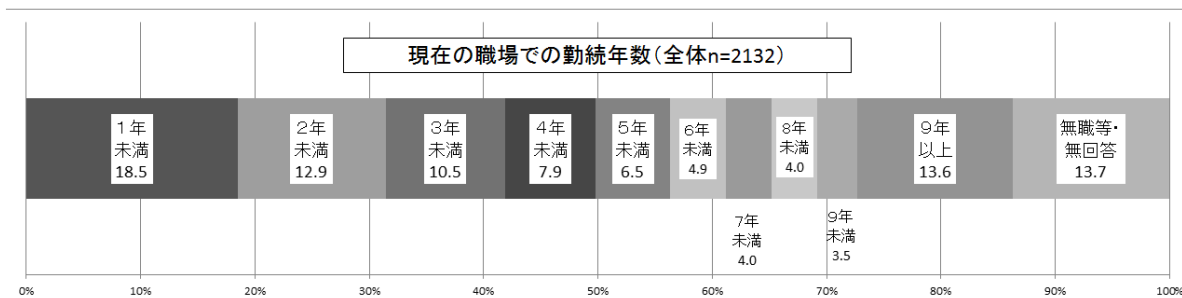
13 ひとり親の現在の就労状況(問18)

現在の就労状況は「パート・アルバイト(35.5%)」が最も多いです。次いで「正社員(33.0%)」、「派遣・契約社員(13.7%)」が続いています。



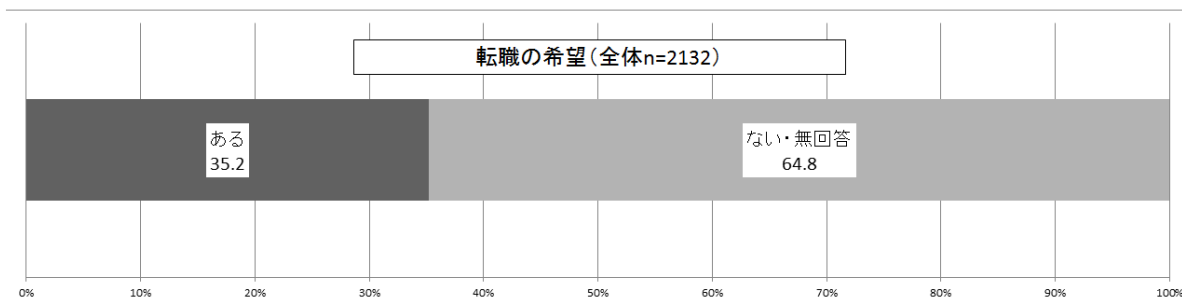
14 就労しているひとり親の現在の職場での勤続年数(問19)

現在の職場での勤続年数は、「1年未満(18.5%)」が最も多いです。次いで「9年以上(13.6%)」、「2年未満(12.9%)」が続いています。



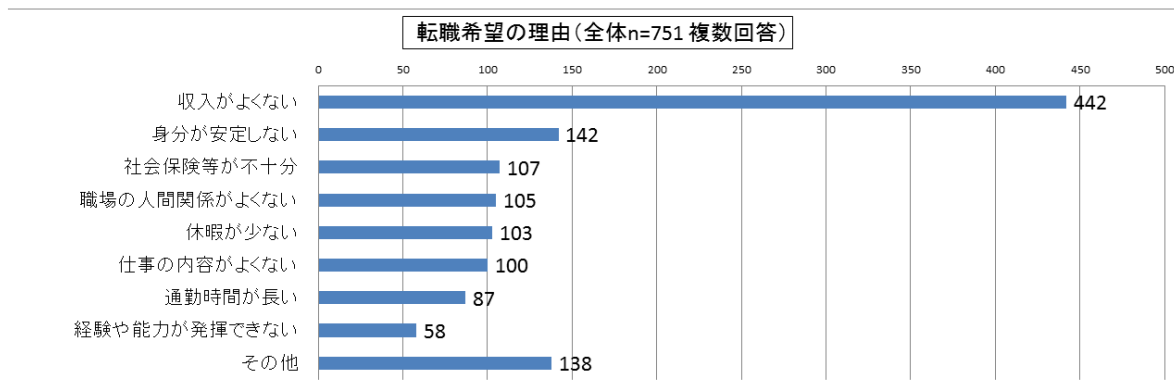
15 就労しているひとり親の転職の希望(問20)

転職の希望が「ある」の回答は751名(35.2%)です。



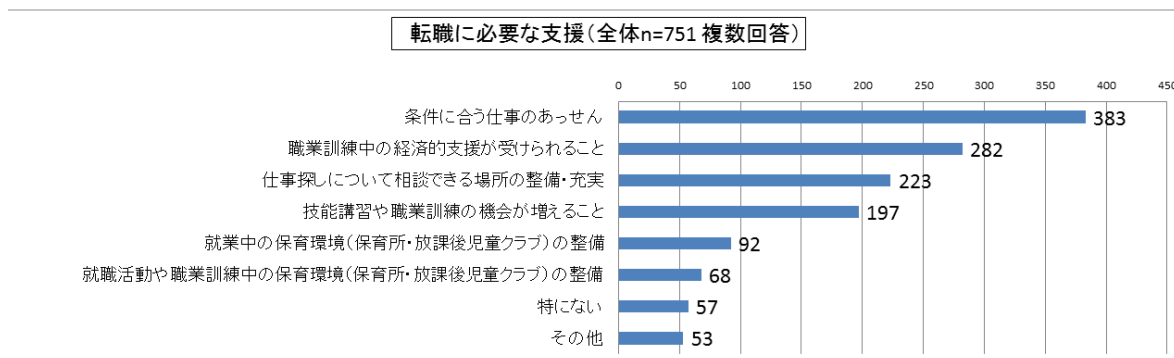
15-1 転職希望の理由(問21 複数回答)

転職を希望した方にその理由を聞いたところ、「収入がよくない(442名)」が最も多いです。次いで「身分が安定しない(142名)」、「社会保険等が不十分(107名)」が続いています。



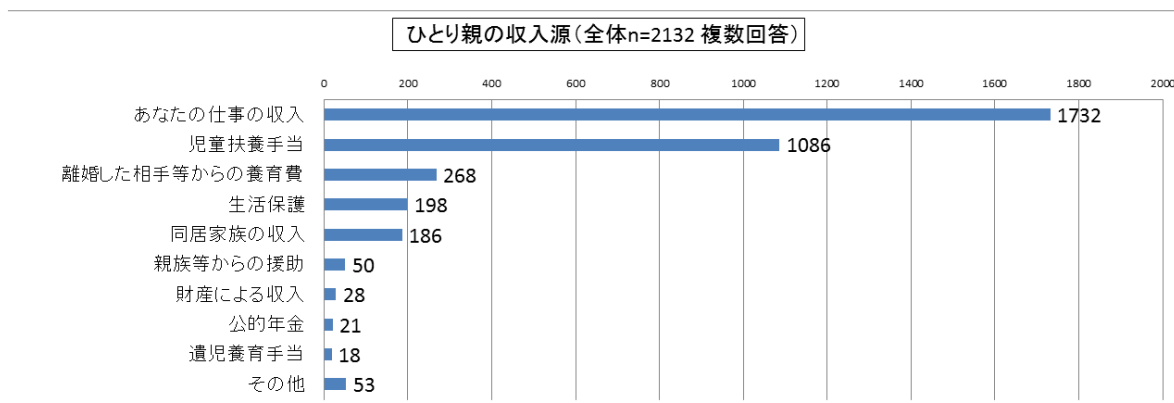
15-2 希望する「転職に必要な支援」(問22 複数回答)

転職を希望した方に必要な支援を聞いたところ、「条件に合う仕事のあっせん(383名)」が最も多いです。次いで「職業訓練中の経済的支援が受けられること(282名)」、「仕事探しについて相談できる場所の整備・充実(223名)」が続いています。



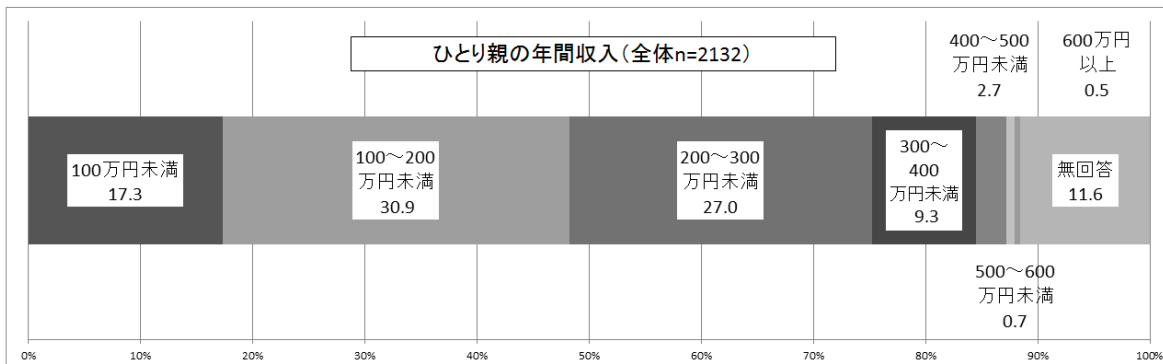
16 ひとり親の収入源(問23 複数回答)

現在の世帯での収入源は、「自分の仕事の収入(1732名)」が最も多いです。次いで、「児童扶養手当(1086名)」が続いています。



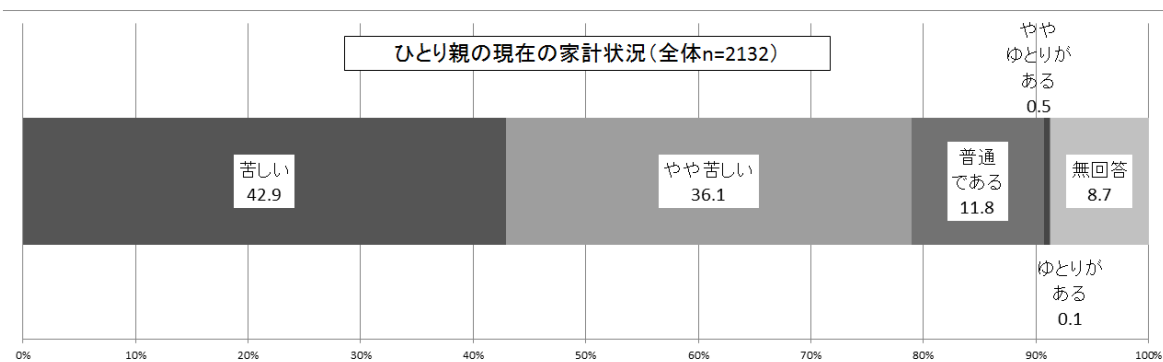
17 ひとり親の年間収入(問24)

年間の収入は「100～200万円未満（30.9%）」が最も多いです。次いで「200～300万円未満（27.0%）」、「100万円未満（17.3%）」が続いています。



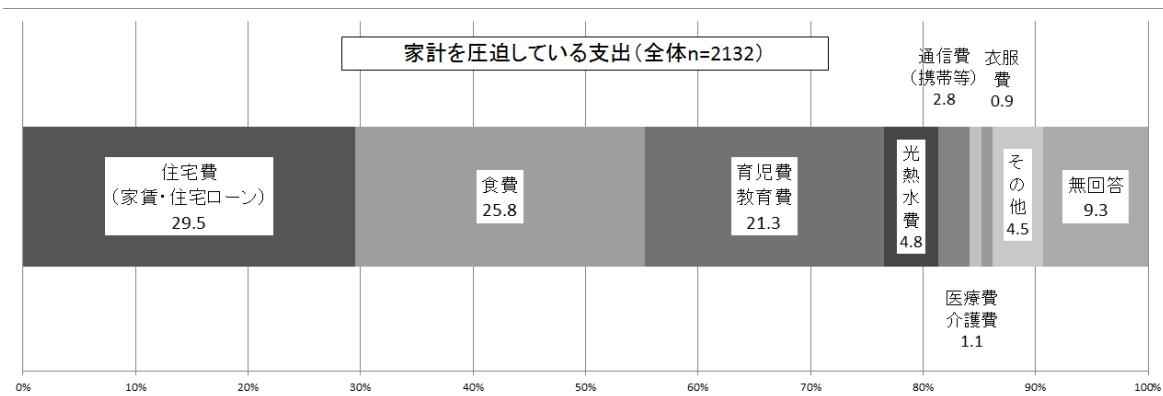
18 ひとり親の現在の家計の状況(問25)

現在の家計の状況は「苦しい（42.9%）」が最も多いです。次いで「やや苦しい（36.1%）」が続いています。「ややゆとりがある（0.5%）」と「ゆとりがある（0.1%）」は少ないです。



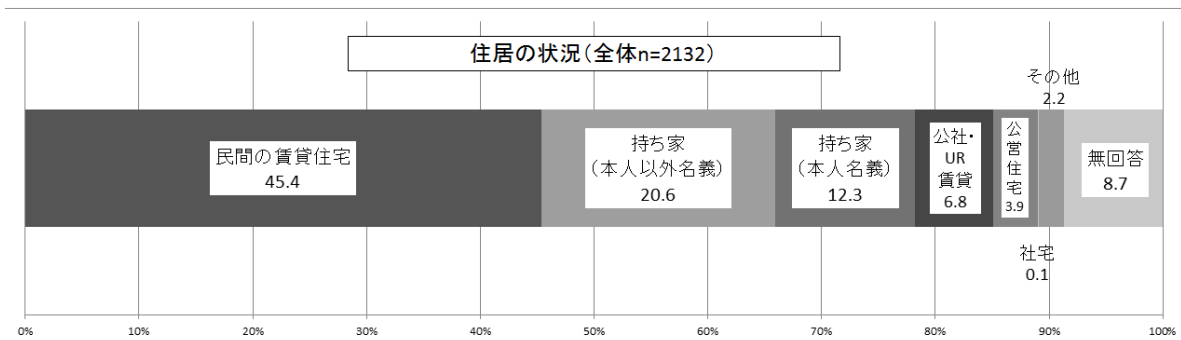
19 ひとり親世帯の主に家計を圧迫する支出(問26)

家計を圧迫する支出は「住宅費（家賃・住宅ローン含む）（29.5%）」が最も多いです。次いで「食費（25.8%）」、「育児費・教育費（21.3%）」が続いています。



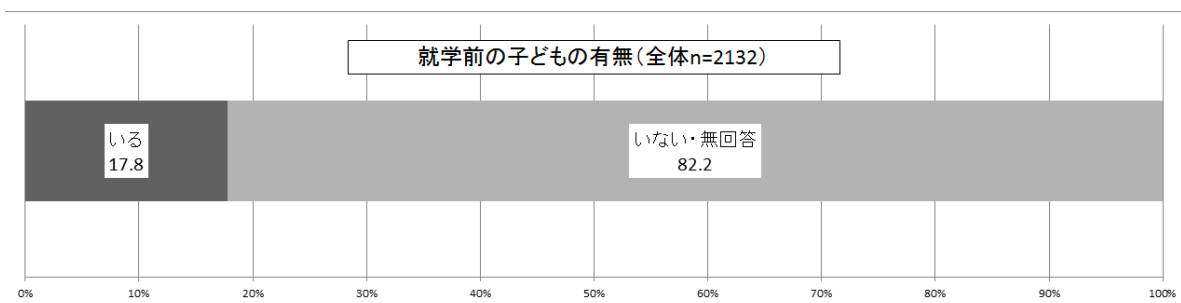
20 ひとり親世帯の住居の状況(問27)

現在の住居は「民間の賃貸住宅（45.4%）」が最も多いです。次いで「持ち家（本人以外名義）（20.6%）」、「持ち家（本人名義）（12.3%）」が続いています。



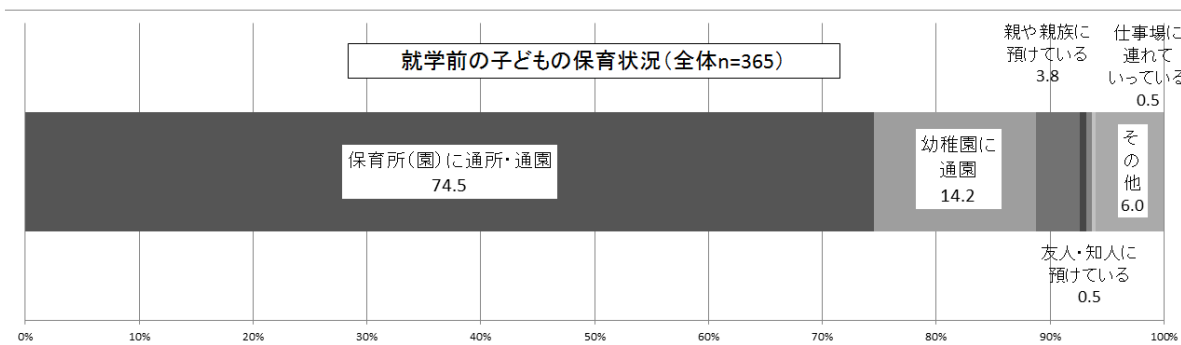
21 ひとり親世帯の就学前の子どもの有無(問28)

就学前の子どもが「いる」の回答は379名（17.8%）です。



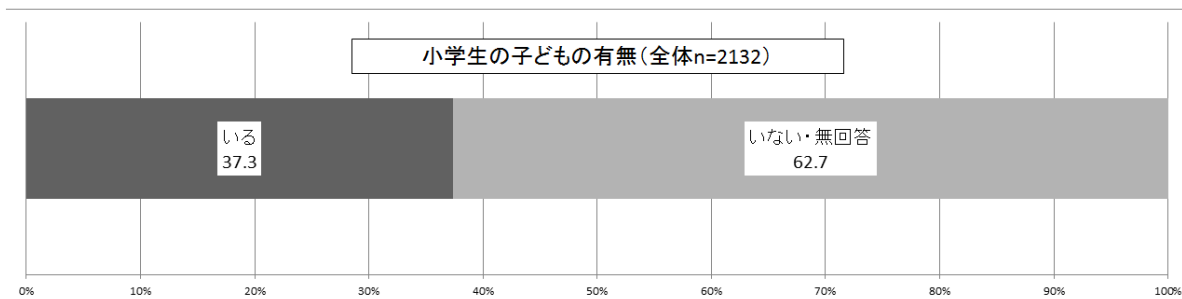
21-1 就学前の子どもの主な保育の状況(問29)

就学前の子どもがいる方に主な保育状況を聞いたところ、「保育所（園）に通園・通所（74.5%）」が最も多いです。次いで「幼稚園に通園（14.2%）」、「親や親族に預けている（3.8%）」と続いています。



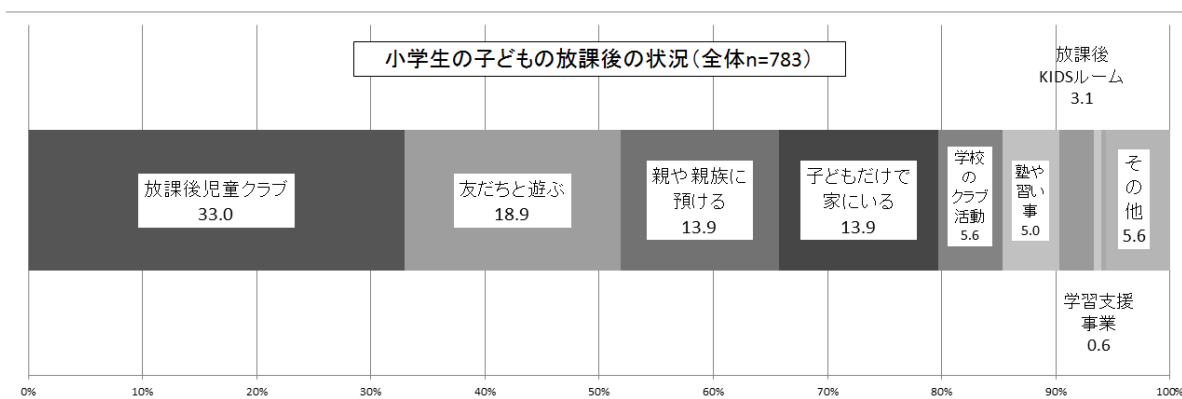
22 ひとり親世帯の小学生の子どもの有無(問30)

小学生の子どもが「いる」の回答は796名(37.3%)です。



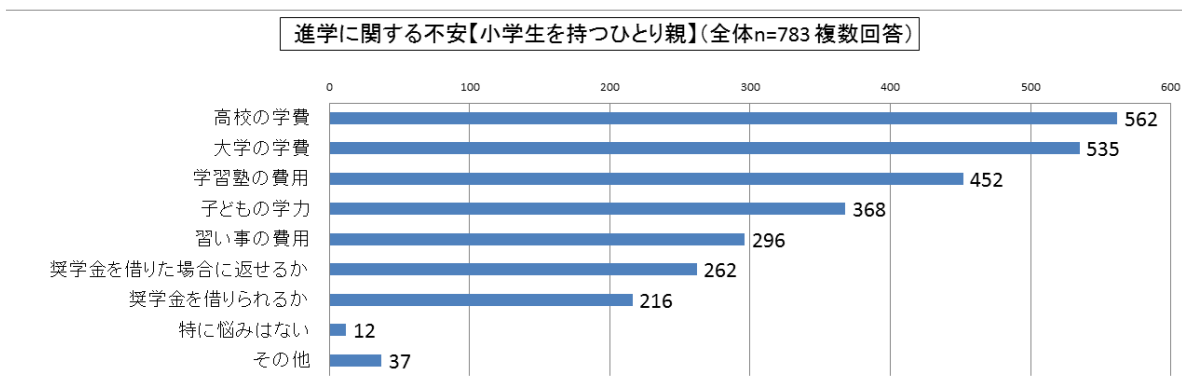
22-1 小学生の子どもの主な放課後の過ごし方(問31)

小学生の子どもを持つ方に放課後の過ごし方を聞いたところ、「放課後児童クラブ(33.0%)」が最も多いです。次いで「友だちと遊んでいる(18.9%)」、「親や親族に預けている(13.9%)」と「子どもだけで家にいる(13.9%)」が同数で続いています。



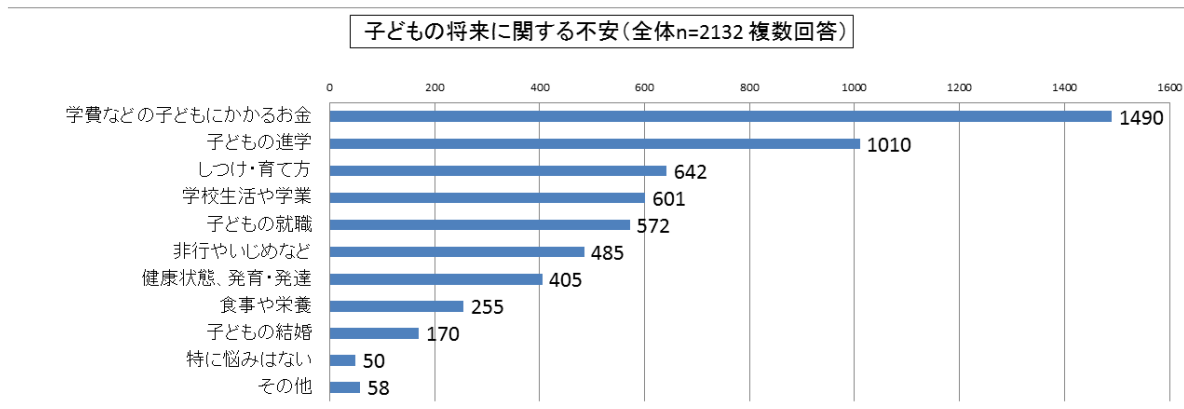
22-2 小学生の子どもの高校・大学等の将来の進学に関する不安(問32 複数回答)

小学生の子どもを持つ方に進学に関する悩みを聞いたところ、「高校の学費(562名)」が最も多いです。次いで「大学の学費(535名)」、「学習塾の費用(452名)」と続いています。



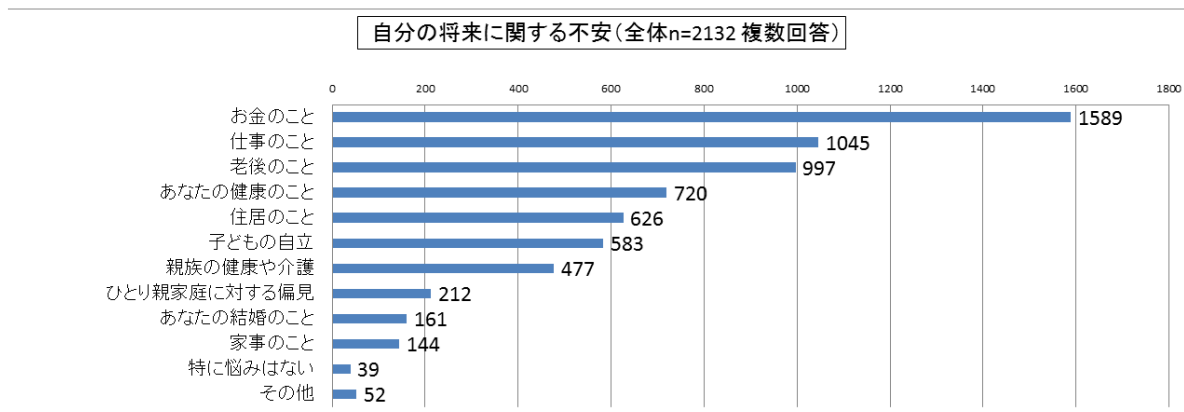
23 ひとり親の子どもの将来に関する悩み(問33 複数回答)

子どもの将来に関わる悩みは「学費などの子どもにかかるお金（1490名）」が最も多いです。次いで、「子どもの進学（1010名）」「しつけ・育て方（642名）」が続いています。



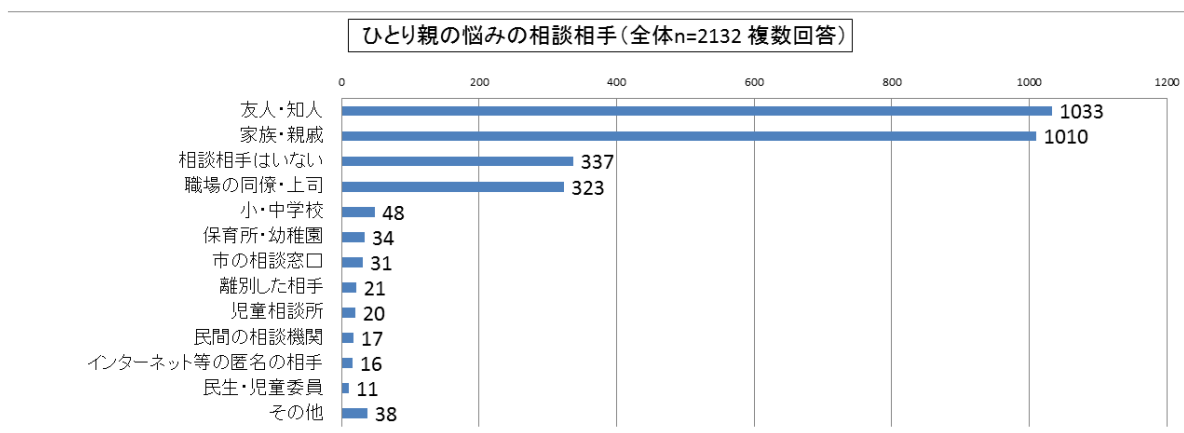
24 ひとり親の将来に関する悩み(問34 複数回答)

将来に関する悩みは「お金のこと（1589名）」が最も多いです。次いで「仕事のこと（1045名）」、「老後のこと（997名）」と続いています。



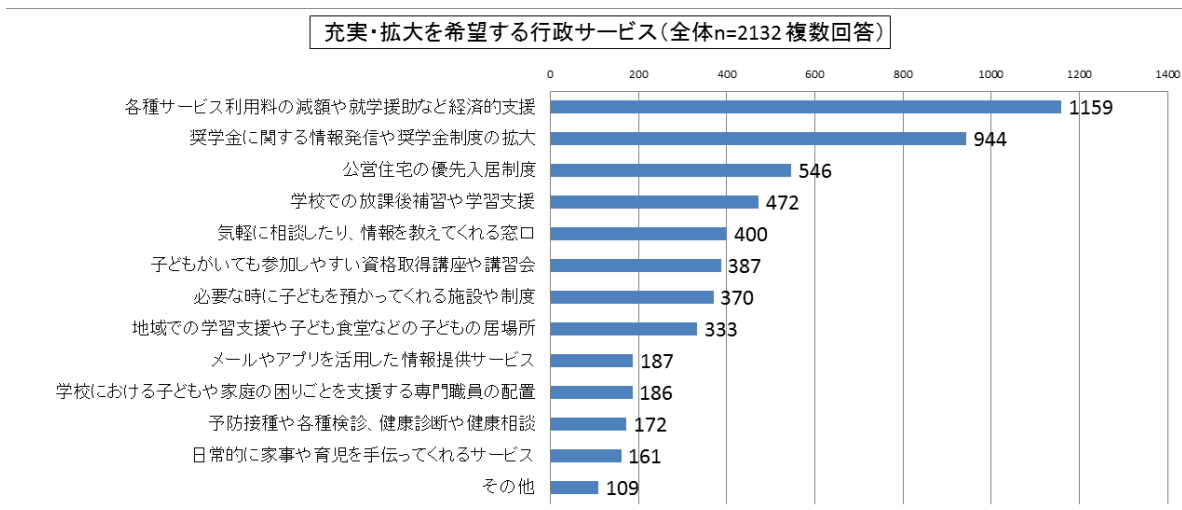
25 ひとり親の悩みの相談相手(問35 複数回答)

現在の悩みの相談相手は「友人・知人（1033名）」が最も多いです。次いで「家族・親戚（1010名）」が僅差が続いています。その後を「相談相手はいない（337名）」が続いています。



26 ひとり親が充実・拡大を希望する行政サービス(問36 複数回答)

充実や拡大を希望する行政サービスは、「各種サービス利用料の減額や就学援助など経済的支援(1159名)」が最も多いです。次に「奨学金に関する情報発信や奨学金制度の拡大(944名)」、「公営住宅の優先入居制度(546名)」が続いています。



8 支援者ヒアリング調査

(1) 概要

本市において、貧困状態にある子どもや家庭の実態を把握することを目的に、支援に関わっている行政機関や施設の職員、学校教員等に対して、支援者ヒアリング調査を実施しました。

本調査では、日ごろから困難を抱える子どもや家庭への支援に関わっている方の立場から、利用者の特徴や抱えている課題等について話をうかがいました。

(2) 実施期間

平成28年10月27日～平成29年1月6日

(3) 調査対象機関

分類		機関等	職種
1	学校1	小学校（2校）	教諭・教頭等
2	学校2	中学校（2校）	教諭・教頭等
3	学校3	高等学校（1校）	教諭・教頭等
4	未就学児童	保育所（3施設） 小規模保育事業所（1施設） 幼稚園（1施設）	保育士・教諭
5	相談1・居場所	おやこDE広場・子育て支援センター（2施設） 放課後児童クラブ（2施設） 児童館・こども館（2施設）	子育てコーディネーター 放課後児童支援員 児童厚生員
6	相談2	母子父子相談員 子ども家庭相談課	母子父子自立支援員 家庭児童相談員
7	母子保健	保健福祉センター（1施設）	保健師
8	社会的養護1	児童養護施設（1施設） 児童相談所（1施設）	児童指導員 児童福祉司
9	社会的養護2	生活保護 自立相談支援センター	ケースワーカー 相談支援員

9 松戸市子どもの未来応援会議条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、松戸市子どもの未来応援会議（以下「応援会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 応援会議は、子どもの貧困対策の総合的な推進に関し、市長の諮問に応じ、子どもの貧困対策に関する事項その他市長が必要と認める事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して市長に建議する。

(組織)

第3条 応援会議は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関連団体を代表する者
- (3) 本市の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成31年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第6条 応援会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、応援会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 応援会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 応援会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 応援会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 応援会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか応援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例（昭和31年松戸市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表2に次のように加える。

松戸市子どもの未来応援会議委員	日額 8,500 円
-----------------	------------

10 松戸市子どもの未来応援会議委員

No	所属	氏名	備考
1	首都大学東京都市教養学部教授	阿部 彩	
2	流通経済大学法学部准教授	坂野 喜隆	副会長
3	聖徳大学心理・福祉学部社会福祉学科准教授	須田 仁	
4	日本社会事業大学専門職大学院准教授	宮島 清	
5	大阪府立大学地域保健学域 教育福祉学類教授	山野 則子	
6	法政大学現代福祉学部福祉コミュニティ学科教授	湯浅 誠	
7	松戸市医師会 会長	和座 一弘	
8	NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ理事長	赤石 千衣子	
9	社会福祉法人晴香監事	沖 和汎	
10	前厚生労働省社会・援護局長	石井 淳子	会長
11	松戸市教育委員会委員	山田 達郎	
12	松戸市福祉長寿部長	郡 正信	
13	松戸市子ども部長	町山 貴子	
14	松戸市学校教育部長	波田 寿一	
15	松戸市総合政策部兼子ども部兼教育委員会学校教育部 審議監	胡内 敦司	

任期 平成29年7月19日から平成31年3月31日まで

11 子どもの未来応援検討チームメンバー

No	所属	H27	H28	H29	備考
1	総務部行政経営課長	○	○	○	
2	総合政策部政策推進課長	○	○	○	
3	経済振興部商工振興課長		○	○	
4	健康福祉部健康福祉政策課長		○	○	平成28年9月1日から
5	福祉長寿部生活支援一課長	○	○	○	
6	子ども部子ども政策課長	○	○	○	
7	子ども部子育て支援課長	○	○	○	
8	子ども部子どもわかもの課長			○	
9	子ども部子ども家庭相談課長	○	○	○	
10	子ども部幼児保育課長		○	○	
11	街づくり部住宅政策課長		○	○	
12	生涯学習部教育企画課長	○	○	○	
13	学校教育部学務課長	○	○	○	
14	学校教育部指導課長	○	○	○	
15	学校教育部保健体育課長			○	
16	学校教育部教育研究所長		○	○	

平成27年度 チームリーダー 子ども部参事監

平成28年度 チームリーダー 子ども部兼教育委員会学校教育部参事監

平成29年度 アドバイザー 総合政策部兼子ども部兼教育委員会学校教育部審議監

松戸市子どもの未来応援プラン
(松戸市子どもの貧困対策計画)

平成30年3月

発行 松戸市

〒271-8588 松戸市根本 387 番地の5

TEL 047-366-1111

編集 松戸市 子ども部 子ども家庭相談課 子どもの未来応援担当室